官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府三）　二
〔府令・省令〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学一）　九
〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（国土交通八）　三
〔規　則〕
○人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則（人事院九―八―九七）　三
○人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（同九―二四―二三）　三七
○人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則（同九―三四―三六）　四二
○人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則（同九―四〇―六五）　四五
○人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則（同九―四九―五七―二）　五一
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一五五）　五六
○人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則（同九―八〇―八）　五九
○人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則（同一六―〇―七九）　六三
○人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則（同一六―二―一八）　六四
〔法規的告示〕
○ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針の一部を改正する告示（文部科学一四）　六五
○ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する告示（同一五）　六五
○ヒトＥＳ細胞の分配機関に関する指針の一部を改正する告示（同一六）　六七
○ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針の一部を改正する告示（文部科学・厚生労働一）　六八
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示三）　六九
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十二年人事院公示第四号の一部改正に関し、決定した件（同四）　七〇
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十五年人事院公示第二十二号の一部改正に関し、決定した件（同五）　七一
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成二十九年人事院公示第十号の一部改正に関し、決定した件（同六）　七二
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、令和元年人事院公示第一号の一部改正に関し、決定した件（同七）　七二
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、令和二年人事院公示第十七号の一部改正に関し、決定した件（同八）　七二
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、令和四年人事院公示第二十三号の一部改正に関し、決定した件（同九）　七二
〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　八六
裁判所
破産、免責関係　九九
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　一三七
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　一三八
会社その他
会社決算公告　一四三

府　令

○内閣府令第三号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び第四条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十六条の三十六の五　法第三十四条の十五第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　家庭的保育事業等（法第六条の三第十項第三号に掲げる事業（次号において「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）を除く。以下この号において同じ。）　法第三十四条の十五第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号に規定する教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。次号及び第三十七条の五において同じ。）に係る利用定員（同法第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第四項に規定する特定地域型保育事業をいう。次号及び第三十七条の五において同じ。）（事業所内保育事業における同法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備しようとするものを含む。）に係る利用定員（同法第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この号において「申請家庭的保育事業等開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数と同項（第一号ハに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数とを加えた数（申請家庭的保育事業等開始年度に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合 二　満三歳以上限定小規模保育事業　法第三十四条の十五第二項の認可の申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の所在地を含む教育・保育提供区域における特定教育・保育施設に係る利用定員（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。）及び特定地域型保育事業（満三歳以上限定小規模保育事業に限り、市町村計画に基づき	**第三十六条の三十六の五**　法第三十四条の十五第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　家庭的保育事業等　法第三十四条の十五第二項の認可の申請に係る家庭的保育事業等を行う事業所の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号に規定する教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この条において「市町村計画」という。）に基づき整備しようとするものを含む。第三十七条の五において同じ。）に係る利用定員（同法第二十七条第一項の確認において定める利用定員をいう。）及び特定地域型保育事業（同法第四十三条第四項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）に係る利用定員（同法第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この号において「申請家庭的保育事業等開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数と同項（第一号ハに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数とを加えた数（申請家庭的保育事業等開始年度に係るものであつて、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認める場合

［号を加える。］

整備しようとするものを含む。以下この号において同じ。）に係る利用定員（同法第二十九条第一項の確認において定める利用定員をいう。）の総数（当該申請に係る事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この号において「申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度」という。）に係るものであつて、同法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、当該教育・保育提供区域について同法第六十一条第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数と同項（第一号ロに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数とを加えた数（申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度に係るものであつて、同法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達している場合又は当該申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によつてこれを超えることになると認める場合

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

二　［同上］

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令の一部改正）

第二条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める内閣府令（平成二十三年厚生労働省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号。以下「整備法」という。）附則第四条の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第四項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。）から⑹までにおいて「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数並びに当該市町村において特定教育・保育施設等を利用している児童であって、整備法附則第四条の規定及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の規定を適用しないものとした場合に特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの合計数が百人以上であること。 ロ　［略］ 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号。以下「整備法」という。）附則第四条の内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村（特別区を含む。以下同じ。）であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。）から⑹までにおいて「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数並びに当該市町村において特定教育・保育施設等を利用している児童であって、整備法附則第四条の規定及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の規定を適用しないものとした場合に特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの合計数が百人以上であること。 ロ　［同上］ 二　［同上］

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正）

第三条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～三　略］ 四　法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条、第三十九条（第五項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第十一項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条、第五十一条の二及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準 五　［略］ （定義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　満三歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）をいう。 六の二　満三歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業（同項第三号に掲げる事業に限る。）をいう。 ［七～十一　略］ 十一の二　教育認定子ども　法第二十七条第一項に規定する教育認定子どもをいう。 十一の三　満三歳以上保育認定子ども　法第二十七条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。 十一の四　保育認定子ども　法第二十九条第二項に規定する保育認定子どもをいう。 ［十二～二十七　略］ （正当な理由のない提供拒否の禁止等） **第六条**　［略］ 2　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	（趣旨） **第一条**　特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～三　同上］ 四　法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準　第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第十項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準 五　［同上］ （定義） **第二条**　この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　同上］ 六　小規模保育事業　児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。 ［号を加える。］ ［七～十一　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［十二～二十七　同上］ （正当な理由のない提供拒否の禁止等） **第六条**　［同上］ 2　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4　前二項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5　［略］

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条　［略］

2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第九条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2　［略］

（特定教育・保育の提供の記録）

第十二条　［略］

（利用者負担額等の受領）

第十三条　［略］

［2・3　略］

4　特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

［一・二　略］

三　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1)　教育認定子ども　七万七千百一円

(2)　満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。）　五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円）

3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4　前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5　［同上］

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条　［同上］

2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第九条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2　［同上］

（教育・保育の提供の記録）

第十二条　［同上］

（利用者負担額等の受領）

第十三条　［同上］

［2・3　同上］

4　特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

［一・二　同上］

三　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(1)又は(2)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(1)　法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　七万七千百一円

(2)　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ(2)において同じ。）　五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円）

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下このロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2)　満三歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ　［略］

［四・五　略］

［5・6　略］

（運営規程）

第二十条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

［一～六　略］

七　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項に規定する選考方法及び同条第三項に規定する選考の方法を含む。）

［八～十一　略］

（利用定員の遵守）

第二十二条　［略］

（虐待等の禁止）

第二十五条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、学校教育法第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（特別利用保育の基準）

第三十五条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ(1)又は(2)に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

(1)　法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

(2)　法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ　［同上］

［四・五　同上］

［5・6　同上］

（運営規程）

第二十条　特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

［一～六　同上］

七　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）

［八～十一　同上］

（定員の遵守）

第二十二条　［同上］

（虐待等の禁止）

第二十五条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十第一項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（特別利用保育の基準）

第三十五条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第

三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第二号」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「満三歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満三歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満三歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「満三歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三十七条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては一人以上五人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第四十二条第三項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第二十七条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第四十二条第三項において同じ。）にあっては六人以上十九人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第二十七条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては一人とする。

三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3　特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三十七条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては一人以上五人以下、小規模保育事業Ａ型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。第四十二条第三項において同じ。）及び小規模保育事業Ｂ型（同令第三十一条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。第四十二条第三項において同じ。）にあっては六人以上十九人以下、小規模保育事業Ｃ型（同令第三十三条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては一人とする。

２　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

一　家庭的保育事業、満三歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

二　事業所内保育事業　法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

３　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第三十九条　［略］

２　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第四十三条第一項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

３　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

４　前二項の特定地域型保育事業者は、前二項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

５　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第四十条　［略］

２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

［項を加える。］

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第三十九条　［同上］

２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

［項を加える。］

３　前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満三歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第四十条　［同上］

２　特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第四十一条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第四十二条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

二　［略］

三　当該特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項、第七項、第十一項及び第十二項において同じ。）により特定地域型保育（満三歳以上限定小規模保育を除く。第六項、第七項及び第十二項において同じ。）の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第六項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

［2～6　略］

7　前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

［一・二　略］

8　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第三号に係る連携協力を求めることを要しない。

9　［略］

10　事業所内保育事業（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

11・12　［略］

（心身の状況等の把握）

第四十一条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第四十二条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第七項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一　特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

二　［同上］

三　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

［2～6　同上］

7　前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

［一・二　同上］

［項を加える。］

8　［同上］

9　事業所内保育事業（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

10・11　［同上］

（利用者負担額等の受領）

第四十三条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

［２～６　略］

（運営規程）

第四十六条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

［一～六　略］

七　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項及び第三項に規定する選考の方法を含む。）

［八～十一　略］

（勤務体制の確保等）

第四十七条　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　［略］

（利用定員の遵守）

第四十八条　［略］

（記録の整備）

第四十九条　［略］

２　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

［一～五　略］

（準用）

第五十条　第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第十四条第一項中「施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第二十五条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第二十七条の二第一項各号、学校教育法第一条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第二十八条第二項において準用する認定こども園法第二十七条の二第一項各号）」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第四十三条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

［２～６　同上］

（運営規程）

第四十六条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

［一～六　同上］

七　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。）

［八～十一　同上］

（勤務体制の確保等）

第四十七条　特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　［同上］

（定員の遵守）

第四十八条　［同上］

（記録の整備）

第四十九条　［同上］

２　特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

［一～五　同上］

（準用）

第五十条　第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第十二条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項中「施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第五十一条　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項及び第五十二条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第三十七条第三項、第三十九条第三項及び第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。第五十二条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節（第四十三条第一項を除く。）において同じ。）」とあるのは「教育認定子ども及び満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除き、第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。）」と、「同号」とあるのは「法第十九条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。

第五十一条の二　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子どもに対する特別利用地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第五十一条　特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同条第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第十九条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。

［条を加える。］

3　特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第三十七条第二項、第三十九条第二項及び第四十条第二項を除き、第五十条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第三項中「第十九条第二号」とあるのは「第十九条第一号」と、「満三歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第十九条第二号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条　特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満三歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満三歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（第五十一条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子ども

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条　特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3　特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定

歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第四条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第七条第十項第五号の基準等） **第一条の二**　法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）、幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定する幼稚園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。）又は特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）に在籍する小学校就学前子ども（法第三十条の四に規定する場合における保育認定子ども（法第二十九条第二項に規定する保育認定子どもをいう。第九条第一項、第二十八条の十三第一号及び第三十九条第十三号において同じ。）を除く。）に対して教育・保育を行うこと。 ［二～五　略］ 2　［略］ （利用者負担額等に関する事項の通知） **第七条**　市町村は、教育・保育給付認定を行ったときは、当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該教育・保育給付認定保護者に係る次に掲げる事項を通知するものとする。 一　利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。第五十七条において同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号若しくは第二十九条第三項第二号に掲げる額又は法第三十条第二項第三号若しくは第四号の市町村が定める額に限る。） 二　［略］ 2　［略］ （法第二十二条の届出） **第九条**　教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育認定子どもである場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保	（法第七条第十項第五号の基準等） **第一条の二**　法第七条第十項第五号の内閣府令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）、幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定する幼稚園をいい、認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。以下同じ。）又は特別支援学校（学校教育法第一条に規定する特別支援学校をいい、同法第七十六条第二項に規定する幼稚部に限る。以下同じ。）に在籍する小学校就学前子ども（法第三十条の四に規定する場合における法第三十条第一項に規定する保育認定子どもを除く。）に対して教育・保育を行うこと。 ［二～五　同上］ 2　［同上］ （利用者負担額等に関する事項の通知） **第七条**　市町村は、教育・保育給付認定を行ったときは、当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、当該教育・保育給付認定保護者に係る次に掲げる事項を通知するものとする。 一　利用者負担額（満三歳未満保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号若しくは第二十九条第三項第二号に掲げる額又は法第三十条第二項第三号若しくは第四号の市町村が定める額に限る。） 二　［同上］ 2　［同上］ （法第二十二条の届出） **第九条**　教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育認定子ども（法第三十条第一項に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）である場合に限る。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等に

護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

［２～４　略］

（市町村の職権により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条　市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、同項に規定する満三歳未満保育認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該満三歳未満保育認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

２　［略］

（準用等）

第十三条　第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもが満三歳に達したときに同項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合には、当該満三歳未満保育認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。」と読み替えるものとする。

２　［略］

（支給認定証の提示）

第二十六条　教育・保育給付認定保護者は、法第二十九条第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に規定する満三歳以上限定保育認定地域型保育又は同項第二号に規定する満三歳未満保育認定地域型保育を受けるに当たっては、特定地域型保育事業者から求めがあった場合には、当該特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第三十九条　法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［一～十二　略］

十三　法第四十五条第二項の規定により保育認定子どもを選考する場合の基準

［十四～十六　略］

十七　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項各号に掲げる事項に係る連携施設（同条第二項の場合にあっては、同条第一項第一号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第三項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第四項の場合にあっては、同条第一項第二号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第五項に規定する代替保育連携協力者とする。）又は同条第九項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称

十八　［略］

よって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

［２～４　同上］

（市町村の職権により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合の手続）

第十二条　市町村は、法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行おうとするときは、その旨を書面により教育・保育給付認定保護者に通知するものとする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに当該認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。

２　［同上］

（準用等）

第十三条　第二条第三項から第五項まで、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、法第二十三条第二項又は第四項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、第七条第一項中「とする。」とあるのは「とする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満三歳に達したときに法第二十三条第四項の規定により教育・保育給付認定の変更の認定を行う場合には、当該教育・保育給付認定子どもが満三歳に達した日の属する年度の末日までに通知すれば足りる。」と読み替えるものとする。

２　［同上］

（支給認定証の提示）

第二十六条　教育・保育給付認定保護者は、法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育を受けるに当たっては、特定地域型保育事業者から求めがあった場合には、当該特定地域型保育事業者に対して支給認定証を提示しなければならない。ただし、教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合は、この限りでない。

（特定地域型保育事業者の確認の申請等）

第三十九条　法第四十三条第一項の規定に基づき特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

［一～十二　同上］

十三　法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子どもを選考する場合の基準

［十四～十六　同上］

十七　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第四十二条第一項各号に掲げる事項に係る連携施設（同条第二項の場合にあっては、同条第一項第一号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第三項に規定する保育内容支援連携協力者とし、同条第四項の場合にあっては、同条第一項第二号に掲げる事項に係る連携施設については、同条第五項に規定する代替保育連携協力者とする。）又は同条第八項に規定する居宅訪問型保育連携施設（別表第一第二号トにおいて「居宅訪問型保育連携施設」という。）の名称

十八　［同上］

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第二号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条　［略］

２　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一　満三歳未満保育認定子ども（次号に掲げるものを除く。）　八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、九千円又は零

二　［略］

３　［略］

４　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、特定被監護者等（令第十四条に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第二号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該教育・保育給付認定保護者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　令第十四条第一号イ又はロに掲げる満三歳未満保育認定子ども　当該満三歳未満保育認定子どもに関して第二項第一号又は第二号の規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額（令第九条第二項において準用する令第四条第二項第八号に掲げる教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあっては、零）

二　［略］

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

［一～三　略］

四　教育・保育等の内容に関する事項

［イ・ロ　略］

ハ　満三歳以上の児童を保育する場合における集団保育の提供のための配慮（満三歳以上限定小規模保育を行う特定地域型保育事業者に限る。）

［ニ～リ　略］

［五・六　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第二号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額）

第五十七条　［同上］

２　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする（ただし、利用者負担額以上の額に限る。）。

一　満三歳未満保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下この条において同じ。）（次号に掲げるものを除く。）　八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、九千円又は零

二　［同上］

３　［同上］

４　市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合であって、特定被監護者等（令第十四条に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る次の各号に掲げる満三歳未満保育認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第二号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、当該教育・保育給付認定保護者に係る市町村民税所得割合算額が五万七千七百円未満（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、七万七千百一円未満）であるときは、前二項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　令第十四条第一号イ又はロに掲げる満三歳未満保育認定子ども　当該満三歳未満保育認定子どもに関して第二項第一号又は第二号の規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額（令第九条において準用する令第四条第二項第八号に掲げる教育・保育給付認定保護者に係る満三歳未満保育認定子どもにあっては、零）

二　［同上］

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

［一～三　同上］

四　教育・保育等の内容に関する事項

［イ・ロ　同上］

ハ　異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。）

［ニ～リ　同上］

［五・六　同上］

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～三　略］ ２　設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合若しくは同条第十項第三号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ３　［略］ （保育所等との連携） **第六条**　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（法第六条の三第十項第三号に掲げる事業（以下「満三歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 ［一・二　略］ 三　当該家庭的保育事業者等（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項及び第七項において同じ。）により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ［２～６　略］	（趣旨） **第一条**　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。 ［一～三　同上］ ２　設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ３　［同上］ （保育所等との連携） **第六条**　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 ［一・二　同上］ 三　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第六項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ［２～６　同上］

7　前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

［一・二　略］

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第十八条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

［一～五　略］

六　乳児、幼児の区分ごとの利用定員（満三歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満三歳以上の幼児の利用定員）

［七～十一　略］

（職員）

第二十三条　［略］

2　家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

［一・二　略］

3　［略］

（小規模保育事業の区分）

第二十七条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）とする。

（職員）

第二十九条　［略］

2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

［一・二　略］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は第三号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　［略］

3　［略］

7　前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

［一・二　同上］

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第十八条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

［一～五　同上］

六　乳児、幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあっては、乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）

［七～十一　同上］

（職員）

第二十三条　［同上］

2　家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の特区法（以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

［一・二　同上］

3　［同上］

（小規模保育事業の区分）

第二十七条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

（職員）

第二十九条　［同上］

2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

［一・二　同上］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　［同上］

3　［同上］

（職員）

第三十一条　［略］

２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

［一・二　略］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　［略］

３　［略］

（利用定員）

第三十五条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第六条の三第十項第一号の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

（準用）

第四十八条　第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」とする。

附　則

（連携施設に関する経過措置）

第三条　家庭的保育事業者等（満三歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第六条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の廃止）

第六条　内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）は廃止する。

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

（職員）

第三十一条　［同上］

２　保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

［一・二　同上］

三　満三歳以上満四歳に満たない児童　おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四　［同上］

３　［同上］

（利用定員）

第三十五条　小規模保育事業所Ｃ型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

（準用）

第四十八条　第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条中「小規模保育事業所Ａ型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。

附　則

（連携施設に関する経過措置）

第三条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業所Ａ型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第六条　保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

府令・省令

○内閣府・文部科学省令第一号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第八項ただし書、第十七条第六項ただし書及び附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合） **第七条**　法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。以下同じ。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合 三　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第七条第九項に規定する事業所内保育の事業を行う事業所における同法第四十三条第三項に規定する労働者等監護満三歳未満小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この号及び第二十二条第一項第三号において同じ。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合 2　［略］ （法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合） **第二十二条**　法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第	（法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合） **第七条**　法第三条第八項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［同上］ 二　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業をいう。以下同じ。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合 三　法第三条第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいう。以下この号及び第二十二条第一項において同じ。）（同法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所における同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）の利用定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によってこれを超えることになると認める場合 2　［同上］ （法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合） **第二十二条**　法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［同上］ 二　法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て

十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合

三　法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、子ども・子育て支援法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合

2　［略］

附　則

（法附則第二項の主務省令で定める基準）

第三条　法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する市町村であること。

イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第四項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数並びに当該市町村において特定教育・保育施設等を利用している子どもであって、法附則第二項の規定及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定を適用しないものとした場合に当該特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの数の合計数が百人以上であること。

［(1)～(6)　略］

ロ　［略］

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、令和八年四月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第七条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び第二十二条第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項若しくは第三項の認定の申請又は同法第十七条第一項の設置の認可の申請が行われる場合について適用する。

支援法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び国家戦略特別区域小規模保育事業の必要利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合

三　法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（子ども・子育て支援法第四十三条第一項に規定する事業所内保育事業所における同項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除き、市町村計画に基づき整備をしようとするものを含む。）の利用定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県計画において定める当該区域の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の必要利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認める場合

2　［同上］

附　則

（法附則第二項の主務省令で定める基準）

第三条　法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　次のいずれにも該当する市町村であること。

イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数並びに当該市町村において特定教育・保育施設等を利用している子どもであって、法附則第二項の規定及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定を適用しないものとした場合に当該特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの数の合計数が百人以上であること。

［(1)～(6)　同上］

ロ　［同上］

二　［同上］

省　令

○国土交通省令第八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月十三日

国土交通大臣　金子　恭之

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第十二号の五様式（第二十六条関係）	第十二号の五様式（第二十六条関係）
（略）	（略）
国際大気汚染防止証書の追補	国際大気汚染防止証書の追補
SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE	SUPPLEMENT TO INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE
(IAPP証書)	(IAPP証書)
(IAPP CERTIFICATE)	(IAPP CERTIFICATE)
（略）	（略）
1.3　建造日	1.3　キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日
Date of build：	Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction
1.3.1　建造契約が結ばれた日	
Date of building contract	
1.3.2　キールが据え付けられた日又はこれと同様の建造段階に達した日	
Date on which keel was laid or ship was at a similar stage of construction	
1.3.3　引渡しが行われた日	
Date of delivery	
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和八年三月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九七

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一～四　（略）	一～四　（略）

五　採用試験　規則八―一八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験（規則八―一八第三条第四項に規定する経験者採用試験（第十一条第三項及び第四項において「経験者採用試験」という。）を除く。）をいう。

六～十七　（略）

（新たに職員となつた者の職務の級）

第十一条　新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、第二十条第一項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

2　採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

3　経験者試験等採用者（新たに職員となつた者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

4　新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

5　職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となつたものの職務の級について、当該各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

一　俸給表の適用を受けない国家公務員

二　地方公務員

三　沖縄振興開発金融公庫に勤務する者

（新たに職員となつた者の職務の級）

第十一条　新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

2　採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3　経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者その他人事院の定める職員（以下「経験者試験等採用者」という。）の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

4　新たに職員となつた者のうち、前二項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあつては当該職務の級の範囲内でその者の職務の級を決定するものとし、当該決定することができる職務の級より上位の職務の級に決定しようとするときにあつては人事院の定めるところにより当該職務の級にその者の職務の級を決定するものとする。

5　前項の規定にかかわらず、職員から人事交流等により引き続き第十七条各号のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となつたものの職務の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

四　前三号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、国にその業務が移管される機関に勤務するもの
五　官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して一年を経過しない者
六　法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
七　前各号に掲げる者に準ずる者として人事院が定める者
（新たに職員となつた者の号俸）
第十二条　新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
一　前条第二項に規定する職員（第四号に掲げる職員を除く。）　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸
二　経験者試験等採用者　その者に適用される初任給表基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員（以下この号において「部内職員」という。）で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（部内職員がいない者及びこれに準ずるものとして人事院の定める者にあつては、人事院の定める号俸）
三　前条第四項に規定する職員（次号に掲げる職員を除く。）　その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸
（削る）
（削る）
四　（略）
2　前条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号俸について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号俸を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として人事院が定める場合には、前項の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。
（初任給基準表の適用方法）
第十三条　初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする。
2　（略）
3　初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。
4　（略）

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新たに職員となつた者の号俸）
第十二条　新たに職員となつた者の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。
一　前条第二項の規定により職務の級を決定された職員　その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸
二　経験者試験等採用者　各庁の長が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定された職員にあつては、最低の号俸）
三　前二号及び次号に掲げる職員以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号俸
イ　前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められている職員　当該号俸
ロ　前条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められていない職員　初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第二十三条第一項又は第二十四条の二第一項の規定により得られる号俸
四　（略）
2　職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員（経験者試験等採用者を除く。）の号俸については、前項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。
（初任給基準表の適用方法）
第十三条　初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者試験等採用者には適用しない。
2　（略）
3　初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。この場合において、「総合職（院卒）」、「総合職（大卒）」又は「専門職（大卒一群）」の区分によつたときは、その旨を人事院に報告するものとする。
4　（略）

第十四条　削除

（学歴免許等の資格による号俸の調整）

第十四条　新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸に、次の表の上欄に掲げるその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもつて、初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができる。

博士課程修了			二十一
修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学六卒			十八
大学専攻科卒			十七
大学四卒	大学卒		十六
短大三卒			十五
短大二卒	短大卒		十四
短大一卒又は高校専攻科卒			十三
高校三卒	高校卒		十二
高校二卒			十一

備考

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）を修了した者に対するこの表の適用については、同表の上欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の下欄に掲げる数に一を加えた数をもつて、同欄に掲げる数とする。

二　その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の下欄に掲げる数について人事院が別段の定めをした職員については、人事院が定める数をもつて、同欄に掲げる数とする。

（経験年数を有する者の号俸）

第十五条　新たに職員となり、第十二条第一項第一号又は第四号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号俸は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号俸の号数に、その者の有する経験年数の月数を十二月で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表㈠七級以下職員等昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2　新たに職員となり、第十二条第一項第三号の規定の適用を受ける者のうち人事院の定める者の号俸は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号俸の号数に人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

2　初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号俸）

第十五条　新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第二号又は第四号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表㈠七級以下職員等昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数（行政職俸給表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの又は第三十八条の二各号に掲げる職員にあつては、別表第七の四ロに定める行政職俸給表㈠八級以上職員等昇給号俸数表のC欄に掲げる号俸数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

一　第十三条第二項第一号に掲げる者　その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

二　第十三条第二項第二号に掲げる者及び同条第三項の規定の適用を受ける者　人事院の定める経験年数

三　前二号又は次号に該当する者以外の者　初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

四　第一号及び第二号に該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。）であるもの　人事院の定める経験年数

2　新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもつて、前項各号に定める経験年数とする。

（経験年数）

第十五条の二　第十一条第三項及び第四項、第十二条第一項第二号並びに前条第一項に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として人事院が定める場合にあつては、人事院が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

２・３　（略）

（特別の事情がある職員に対する職務の級及び号俸の取扱い）

第十六条　この章の規定により職員の職務の級及び号俸を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号俸を決定することができる。

第十七条から第十九条まで　削除

（経験年数）

第十五条の二　第十一条第四項、第十二条第一項第二号及び第二項並びに前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

２・３　（略）

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸）

第十六条　第十四条又は第十五条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもつて、その者の号俸とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号俸）

第十七条　次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号俸について、第十五条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

一　俸給表の適用を受けない国家公務員

二　地方公務員

三　沖縄振興開発金融公庫に勤務する者

四　前三号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、国にその業務が移管される機関に勤務するもの

五　官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して一年を経過しない者

六　法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

七　前各号に掲げる者に準ずる者として人事院が定める者

（特殊の官職に採用する場合等の号俸）

第十八条　次に掲げる場合において、号俸の決定について第十五条又は第十六条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

一　顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授、准教授、研究員、医師等の官職に職員を採用しようとする場合

二　前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする官職に職員を採用しようとする場合

（特定の職員についての号俸に関する規定の適用除外）

第十九条　初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分（これに対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける職員については、第十四条、第十五条及び前三条の規定は適用しない。ただし、第十七条各号に掲げる者から引き続いて職員となつた者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ人事院の承認を得て、その号俸を決定することができる。

（昇格）

第二十条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その属する職務の級を行政職俸給表㈠七級以上の級その他人事院の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して人事院が定める要件を満たしていなければならない。

２・３　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（昇格）

第二十条　職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

２・３　（略）

４　前三項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第六に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な一級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において人事院が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に百分の五十以上百分の百未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができる。

５　第一項から第三項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において人事院が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を二級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として人事院の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を二級以上上位の職務の級に決定するものとする。

６　第四項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失すると認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第六」とあるのは「人事院の定める要件及び別表第六」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な一級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「おいて」とする。

７　第四項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が一年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であつて、人事院の定めるところによるときは、この限りでない。

（在級期間表の適用方法）

第二十条の二　在級期間表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

２　在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

３　第十三条第二項第二号に掲げる者又は同条第三項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

４　次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

一　第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた職員　部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める期間

二　第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第三項に規定する異動をした職員　部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める期間

（上位資格の取得等による昇格）

第二十一条　職員が第十三条第二項第一号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至つた場合には、前条（第一項後段を除く。）の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

（特別の場合の昇格）

第二十二条　派遣法第三条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は人事院が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十条（第一項後段を除く。）の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2　（略）

（初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第二十五条　次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する（第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる）ものとする。この場合において、第二十条第一項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

一　初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

二　俸給表の適用を異にする他の職務への異動

（削る）

（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸）

第二十六条　前条第一号に掲げる異動をした職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　（略）

二　その初任給の決定について第十二条第二項の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者（次号に掲げる者を除く。）　あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

三　（略）

2・3　（略）

（上位資格の取得等による昇格）

第二十一条　職員が第十三条第二項第一号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至つた場合には、第二十条の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

（特別の場合の昇格）

第二十二条　派遣法第三条に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）が職務に復帰した場合又は人事院が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2　（略）

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第二十五条　職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、その異動の日に新たに職員となつたものとした場合にその者に適用されることとなる初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（第十二条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級（次項及び第二十七条第一項において「仮定級」という。）の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

（新設）

2　前項の規定により昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員その他勤務成績が特に良好である職員については、同項の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、これらの者の職務の級を仮定級より上位の職務の級に決定することができる。

（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸）

第二十六条　前条第一項に規定する異動をした職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一　（略）

二　その初任給の決定について第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者（次号に掲げる者を除く。）　あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

三　（略）

2・3　（略）

（俸給表の適用を異にする異動をした職員の号俸）

第二十八条　第二十六条第一項の規定（第三号の規定を除く。）及び同条第二項の規定は、第二十五条第二号に掲げる異動をした職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第二十六条第一項第一号中「次号及び第三号」とあるのは「次号」と、同項第二号中「人事院の定める者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは「人事院の定める者」と読み替えるものとする。

（昇給区分及び昇給の号俸数）

第三十七条　（略）

2～9　（略）

10　第七項又は第八項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条第一号に掲げる異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第七項又は第八項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

11　（略）

第四十六条及び第四十七条　削除

（俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第二十七条　職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、仮定級の範囲内で決定するものとする。

2　第二十五条第二項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

3　経験者試験等採用者を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの第十一条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

（俸給表の適用を異にする異動をした職員の号俸）

第二十八条　第二十六条第一項の規定（第三号の規定を除く。）及び同条第二項の規定は、前条第一項又は第三項に規定する異動をした職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第二十六条第一項第一号中「次号及び第三号」とあるのは「次号」と、同項第二号中「人事院の定める者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは「人事院の定める者」と読み替えるものとする。

（昇給区分及び昇給の号俸数）

第三十七条　（略）

2～9　（略）

10　第七項又は第八項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条第一項に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸）の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第七項又は第八項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

11　（略）

（平成二十四年二月一日前に告知された採用試験等の取扱い）

第四十六条　第十三条第三項前段の規定により初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「Ⅰ種」又は「A種」の区分を適用した場合には、その旨を人事院に報告するものとする。

2　初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「Ⅰ種」、「Ⅱ種」、「Ⅲ種」、「A種」又は「B種」の区分の適用を受ける者に対する第十四条第二項及び第十五条第一項第一号の規定の適用については、第十四条第二項中「「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」」とあり、及び同号中「「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」」とあるのは、「「Ⅰ種」、「Ⅱ種」及び「A種」にあつては「大学卒」の区分、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」」とする。

（人事院の承認を得て定める基準等についての暫定措置）

第四十八条　第十六条、第二十六条第一項第二号（第二十八条において準用する場合を含む。）若しくは第四十四条第二項に規定する人事院の承認を得て定めることとされている基準又は第二十条第一項後段（第十一条第一項後段及び第二十五条後段において準用する場合を含む。）において人事院が定めることとされている要件が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事院の承認を得て行うものとする。

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　行政職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

１～７　（略）

８　第５項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第５項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ロ　行政職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）

４　職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。

（削る）

３　初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「一般職（大卒）」、「専門職（大卒二種）」又は「Ⅱ種」の区分の適用を受ける者に対する第十六条の規定の適用については、同条中「含む」とあるのは、「含み、当該適用される試験欄の区分が「一般職(大卒)」、「専門職(大卒二種)」又は「Ⅱ種」の区分である場合は「Ｂ種」の区分は含まないものとする」とする。

第四十七条　削除

（人事院の承認を得て定める基準等についての暫定措置）

第四十八条　第十六条、第二十六条第一項第二号（第二十八条において準用する場合を含む。）若しくは第四十四条第二項に規定する人事院の承認を得て定めることとされている基準又は任級期間表において別に定めることとされている事項が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事院の承認を得て行うものとする。

別表第二　初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ　行政職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

１～７　（略）

８　第５項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第５項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ロ　行政職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）

４　職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職　　種	経　験　年　数	初　　任　　給
労　務　職　員（甲）	11年以上20年未満	１級37号俸から１級57号俸まで
	20年以上	１級61号俸から１級65号俸まで
労　務　職　員（乙）	８年以上14年未満	１級17号俸から１級29号俸まで
	14年以上	１級33号俸から１級41号俸まで

注

経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

5　職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「１級１号俸から１級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。

（削る）

6　第１項第１号の⑵から⑺までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者で有する経験年数が一年未満の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第２項の規定は適用しないものとする。

（削る）

（削る）

ハ　専門行政職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）

（削る）

４～６　（略）

７　第４項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第４項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

5　職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「１級１号俸から１級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職　　種	経　験　年　数	初　　任　　給
労　務　職　員（乙）	９年以上18年未満	１級21号俸から１級41号俸まで
	18年以上	１級45号俸から１級53号俸まで

注

経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

6　第１項第１号の⑵から⑺までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を１級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

７　前項の規定の適用を受けた職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項の規定を適用する場合には、同項中「５年を超える経験年数」とあるのは「２年を超える経験年数」と、同項第３号中「経験年数」とあるのは「経験年数から３年を減じた経験年数」とする。

８　この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

ハ　専門行政職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）

４　前項に規定する者で職務の級を１級に決定されたものに第15条第１項の規定を適用する場合には、同項第３号に定める経験年数から0.5年を減じた期間をもつて、同号の経験年数とする。

５～７　（略）

８　第５項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第５項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ニ　税務職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～４　（略）

５　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ホ　公安職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ヘ　公安職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第３項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第３項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１　（略）

２　この表の適用を受ける職員で、有する経験年数が１年未満のものに対する第12条第１項の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸からそれぞれ８号俸上位の号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第２項の規定は適用しないものとする。

リ・ヌ　（略）

ル　研究職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）

ニ　税務職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～４　（略）

５　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ホ　公安職俸給表㈠初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第２項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第２項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ヘ　公安職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１～６　（略）

７　第３項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、第３項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ト　（略）

チ　海事職俸給表㈡初任給基準表

（略）

備考

１　（略）

２　この表の適用を受ける職員で、その職務の級を１級に決定されたものに対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸からそれぞれ８号俸上位の号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員に第15条第１項の規定を適用する場合には、同項中「５年を超える経験年数」とあるのは「３年を超える経験年数」と、同項第３号中「経験年数」とあるのは「経験年数から２年を減じた経験年数」とする。

リ・ヌ　（略）

ル　研究職俸給表初任給基準表

（略）

備考

１～３　（略）

4　前項又は第６項の規定の適用を受ける職員に第15条の２第２項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、前項又は第６項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

5・6　（略）

ヲ～カ　（略）

ヨ　福祉職俸給表初任給基準表

（略）

備考

児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士になつた者のうち、人事院が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸及び当該者の経験年数は、人事院が別に定めるところによる。

（削る）

別表第三　学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1　大学卒	一　博士課程修了	⑴　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院博士課程の修了 ⑵　（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

4　前項又は第６項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第１項第１号の規定を適用する場合には、前項又は第６項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

5・6　（略）

ヲ～カ　（略）

ヨ　福祉職俸給表初任給基準表

（略）

備考

1　児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士になつた者のうち、人事院が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は、人事院が別に定める。

2　前項に規定する者で人事院が定めるものに第15条第１項の規定を適用する場合には、同項第３号に定める経験年数から人事院の定める年数を減じた年数をもつて、同号の経験年数とする。

別表第三　学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1　大学卒	一　博士課程修了	⑴　学校教育法による大学院博士課程の修了 ⑵　（略）
	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

備考　（略）

別表第六を次のように改める。

別表第六　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前に新たに職員となつた者の号俸の調整）

第二条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に規則八一一八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験又は選考（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となつた部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となつた者の施行日における号俸については、その者が施行日に新たに職員となつたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第三条　施行日前に国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）のうち事務（社会人）、技術（社会人）、農業（社会人）、農業土木（社会人）又は林業（社会人）の区分試験（規則八一一八第四条第三項に規定する区分試験をいう。）その他これに相当する規則九一八第二条第五号に規定する採用試験として人事院が定めるものの結果に基づいて新たに職員となつた者その他これらの職員との権衡上必要と認められる職員の施行日における号俸については、施行日以後に新たに職員となつた者との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第四条　前二条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は人事院が定める。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第五条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後				改正前			
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）				**別表**　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）			
一　（略）				一　（略）			
二　給与				二　給与			
人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置	人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）	第十一条第三項ただし書、第十六条、第二十二条第二項、第二十四条の二第三項、第二十六条第一項第二号（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条、第四十条、第四十四条第二項、第四十四条の二、第四十五条、第四十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書	五年	廃棄	規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）	第十一条第三項ただし書、第十八条、第十九条ただし書、第二十条の二第四項各号、第二十二条第二項、第二十四条の二第三項、第二十六条第一項第二号（第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条、第四十条、第四十四条第二項、第四十四条の二、第四十五条、第四十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書	五年	廃棄
第四十八条の二の報告の文書	（削る）			第十三条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条の二の報告の文書	初任給基準表の試験欄の「総合職（院卒）」等の区分を適用した場合の報告の文書		

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の項に掲げるものを除く。）の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

（人事院規則一―六九等の一部改正）

第七条　次に掲げる規則の規定中「第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより」を「第二十条（第一項後段を除く。）の規定にかかわらず」に改める。

一　人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第十一条

二　人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第十一条

三　人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第十一条

四　人事院規則一―八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）第十一条

五　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第四十条

六　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第十四条

（人事院規則九―一四八の一部改正）

第八条　人事院規則九―一四八（給与法附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） 六　初任給基準異動　規則九―八第二十五条第一号に掲げる異動をいう。 七　俸給表異動　規則九―八第二十五条第二号に掲げる異動をいう。 八・九　（略） 十　その者の号俸等　当該職員に適用される給与法第六条第一項の俸給表（以下「俸給表」という。）並びにその職務の級及び号俸（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の受ける号俸）をいう。 （特例任用後降任等職員に対する給与法附則第十二項の規定による俸給の支給） **第五条**　（略） **第六条**　特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（異動日後に第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号及び第五号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～五　（略） 六　初任給基準異動　給与法第六条第一項の俸給表（以下「俸給表」という。）の適用を異にしない規則九―八別表第二に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。 七　俸給表異動　俸給表の適用を異にする異動をいう。 八・九　（略） 十　その者の号俸等　当該職員に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸（指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の受ける号俸）をいう。 （特例任用後降任等職員に対する給与法附則第十二項の規定による俸給の支給） **第五条**　（略） **第六条**　特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（異動日後に第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる職員となったものにあっては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号及び第五号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に

職員の級及び号俸の決定等に係る事項についての報告の文書					
		（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

職員の級及び号俸の決定等に係る事項についての報告の文書					
		（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第六条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十二項の規定による俸給として支給する。

一　仮定異動期間末日以後に俸給表異動等をした職員（次号、第三号及び第六号に掲げる職員を除く。）　仮定異動期間末日の前日に当該俸給表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該俸給表異動等後に適用されている俸給表及び規則九―八別表第二に定める初任給基準表（以下この号において「初任給基準表」という。）における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（俸給表異動等が二回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの俸給表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの俸給表異動等後に適用されている俸給表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額があるときは、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二～七　（略）

２～４　（略）

（人事交流等職員に対する給与法附則第十三項の規定による俸給の支給）

第十条　規則九―八第十一条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の官職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（人事交流等職員となった日が六十歳（給与法附則第八項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与法附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「特定日俸給月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第十条基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

２・３　（略）

４　人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事院の定める日以後、人事院の定める額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

一　かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて規則九―八第十一条第五項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

二　かつて指定職俸給表の適用を受けていた職員であった者で、人事交流等により引き続いて規則九―八第十一条第五項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの

三～六　（略）

掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第六条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十二項の規定による俸給として支給する。

一　仮定異動期間末日以後に俸給表異動等をした職員（次号、第三号及び第六号に掲げる職員を除く。）　仮定異動期間末日の前日に当該俸給表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該俸給表異動等後に適用されている俸給表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（俸給表異動等が二回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの俸給表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの俸給表異動等後に適用されている俸給表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、これよりも多い俸給月額があるときは、そのうち最も多い俸給月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二～七　（略）

２～４　（略）

（人事交流等職員に対する給与法附則第十三項の規定による俸給の支給）

第十条　規則九―八第十七条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の官職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（人事交流等職員となった日が六十歳（給与法附則第八項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与法附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「特定日俸給月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第十条基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

２・３　（略）

４　人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事院の定める日以後、人事院の定める額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

一　かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて規則九―八第十七条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

二　かつて指定職俸給表の適用を受けていた職員であった者で、人事交流等により引き続いて規則九―八第十七条各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの

三～六　（略）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―二四―二三

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出） **第三条**　職員は、新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。 一　（略） 二　住居、通勤経路、通勤方法若しくは給与法第十二条第五項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつた場合 三　（略） （確認及び決定） **第四条**　各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示又は第十五条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していること若しくは第十六条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2　（略） （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第六条・第七条**　（略） **第八条**　給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の四第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　ロに掲げる場合以外の場合　通用期間を支給単位期間（給与法第十二条第九項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額 ロ　（略） 二・三　（略） 2　（略）	（届出） **第三条**　職員は、新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するに至つた場合には、人事院が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。 一　（略） 二　住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつた場合 三　（略） （確認及び決定） **第四条**　各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示又は第十五条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。 2　（略） （普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第六条・第七条**　（略） **第八条**　給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額（次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 一　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　ロに掲げる場合以外の場合　通用期間を支給単位期間（給与法第十二条第八項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額 ロ　（略） 二・三　（略） 2　（略）

（自動車等使用者の支給額）

第八条の二　給与法第十二条第二項第二号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一	片道五キロメートル未満	二千円
二	片道五キロメートル以上十キロメートル未満	四千二百円
三	片道十キロメートル以上十五キロメートル未満	七千三百円
四	片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満	一万四百円
五	片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満	一万三千五百円
六	片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満	一万六千六百円
七	片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満	一万九千七百円
八	片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満	二万二千八百円
九	片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満	二万五千九百円
十	片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満	二万九千百円
十一	片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満	三万二千三百円
十二	片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	三万五千五百円
十三	片道六十キロメートル以上六十五キロメートル未満	三万八千七百円
十四	片道六十五キロメートル以上七十キロメートル未満	四万二千二百円
十五	片道七十キロメートル以上七十五キロメートル未満	四万五千七百円
十六	片道七十五キロメートル以上八十キロメートル未満	四万九千二百円
十七	片道八十キロメートル以上八十五キロメートル未満	五万二千七百円
十八	片道八十五キロメートル以上九十キロメートル未満	五万六千二百円
十九	片道九十キロメートル以上九十五キロメートル未満	五万九千六百円
二十	片道九十五キロメートル以上百キロメートル未満	六万三千円
二十一	片道百キロメートル以上	六万六千四百円

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の三　（略）

（併用者の区分及び支給額）

第八条の四　給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同条第二項第一号に定める額

三　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）　同条第二項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条　（略）

2　（略）

（新設）

（定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第八条の二　（略）

（併用者の区分及び支給額）

第八条の三　給与法第十二条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　（略）

二　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）　同項第一号に定める額

三　給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）　同項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条　（略）

2　（略）

3　第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等相当額（第十九条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第十四条　（略）

第十五条　給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一　（略）

二　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三～五　（略）

2　前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一　（略）

二　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ　前項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生の直前の住居又は同項第二号に規定する配偶者の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ　（略）

三　（略）

（駐車場等の要件）

第十六条　給与法第十二条第五項の人事院規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　勤務官署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事院が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

3　第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等相当額（第十六条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第十四条　（略）

第十五条　給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一　（略）

二　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三～五　（略）

2　前項第一号及び第二号において「特定住居」とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一　（略）

二　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ　当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ　（略）

三　（略）

（新設）

二　職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三　その利用について職員の配偶者若しくは給与法第十一条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事院が定める施設でないこと。

2　前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事院が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十七条　給与法第十二条第五項の人事院規則で定める職員は、第八条の四第二号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十八条　給与法第十二条第五項第一号の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千円を超える場合にあつては、五千円）とする。

一　一の駐車場等を利用する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ　月を単位として駐車場等の料金が定められている場合　当該料金の額

ロ　駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合　当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ　イ及びロに掲げる場合以外の場合　人事院が定める額

二　二以上の駐車場等を利用する場合　それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

（支給日等）

第十九条　通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第二十一条第二項第二号及び第二十四条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3　（略）

4　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び給与法第十二条第五項第一号に定める額の合計額（第二十一条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第七項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第二十条　（略）

（新設）

（新設）

（支給日等）

第十六条　通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第十八条第二項第二号及び第二十一条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3　（略）

4　給与法第十二条第六項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十八条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第六項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第十七条　（略）

（返納の事由及び額等）

第二十一条　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一　（略）

二　通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十三条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四　（略）

2　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

3　給与法第十二条第八項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第二十二条　給与法第十二条第九項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二　（略）

2　（略）

第二十三条　支給単位期間は、第二十条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3　（略）

第二十四条・第二十五条　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（施行日前から駐車場等を利用している職員の届出）

第二条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号）第二条による改正後の給与法第十二条第五項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の規則九―二四第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

（返納の事由及び額等）

第十八条　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一　（略）

二　通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三　月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四　（略）

2　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二　（略）

3　給与法第十二条第七項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第十九条　給与法第十二条第八項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二　（略）

2　（略）

第二十条　支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3　（略）

第二十一条・第二十二条　（略）

（人事院規則一―三四の一部改正）

第三条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前	
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与	**別表**　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略） 二　給与	
人事管理文書の区分 / 人事管理文書の例 / 保存期間 / 保存期間満了時の措置	人事管理文書の区分 / 人事管理文書の例 / 保存期間 / 保存期間満了時の措置	
（略） / （略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略） / （略）	
規則九―二四（通勤手当） / （略） / （略） / （略）	規則九―二四（通勤手当） / （略） / （略） / （略）	
第四条第一項の要件の具備を証明する書類 / 新幹線鉄道等に係る特例の支給要件を具備するかを確認するための書類 / 確認に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年 / （略）	第四条第一項の要件の具備を証明する書類 / 新幹線鉄道等に係る特例の支給要件を具備するかを確認するための書類 / 確認に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年 / （略）	
第四条第一項の駐車場等たる要件の具備及び駐車場等の料金を証明する書類 / 駐車場等に係る支給要件を具備するかを確認するための書類 / 駐車場等の料金を確認するための書類 / （略）		
（略） / （略） / （略） / （略）	（略） / （略） / （略） / （略）	
三～二十　（略）	三～二十　（略）	
備考	備考	
一～五　（略）	一～五　（略）	

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三四―三六

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十五条において同じ。）の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　初任給調整手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

（第一種初任給調整手当の支給官職）

第二条　（略）

2　（略）

3　給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職（前項に規定する官職を除く。）で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。

（第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲）

第三条　給与法第十条の四第一項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一　前条第一項に規定する官職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二　前条第二項に規定する官職に採用された職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

三　前条第三項に規定する官職に採用された職員であつて、初任給の決定の状況を考慮して、その採用が著しく困難であると人事院が認めるもの

第四条　給与法第十条の四第二項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、第九条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

一　（略）

二　前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第二条第一項に規定する官職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する官職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

第五条　前二条の規定にかかわらず、第一種初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年に達している職員には、第一種初任給調整手当は支給しない。

（第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額）

第六条　第一種初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（第十三条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第

（支給官職）

第二条　（略）

2　（略）

3　給与法第十条の四第一項第三号に規定する官職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知識を必要とする官職（前項に規定する官職を除く。）で、顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要があり、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事院が認めるものとする。

（職員の範囲）

第三条　給与法第十条の四第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一　前条第一項に規定する官職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二　前条第二項に規定する官職に採用された職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

三　前条第三項に規定する官職に採用された職員であつて、規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により、その採用の著しく困難な事情を考慮して、あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、又はあらかじめ人事院の承認を得てその号俸が決定されたもの

第四条　給与法第十条の四第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第九条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

一　（略）

二　前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第二条第一項に規定する官職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する官職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

第五条　前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

（支給期間及び支給額）

第六条　初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第

用する場合を含む。第十三条において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（第十三条において「任期付短時間勤務職員」という。）にあってはその額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となった日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあっては六年、実地修練を経た場合にあっては五年）を超えることとなる第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとする。

2　第一種初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一　休職にされた場合　その休職の期間（給与法第二十三条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。）

二～七　（略）

3　第二条第三項に規定する官職を占める職員のうち、採用による当該官職の欠員の補充についてその困難の程度等を考慮して人事院が定める職員に支給する第一種初任給調整手当の支給期間及び月額は、第一項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する支給期間及び月額を超えない範囲内で人事院が別に定めるところによる。

4　第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により第一種初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する第一種初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条　第三条第一号若しくは第二号又は第四条に規定する職員となった者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に第一種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による第一種初任給調整手当の支給期間に既に第一種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額）

第七条の二　（略）

五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員にあってはその額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定する職員となった日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあっては六年、実地修練を経た場合にあっては五年）を超えることとなる第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2　初任給調整手当を支給されている職員が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一　休職にされた場合　その休職の期間（給与法第二十三条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第十条第一項の職員にあっては、休職の期間に引き続く派遣の期間を含むものとする。）

二～七　（略）

3　第二条第三項に規定する官職を占める職員のうち、採用による当該官職の欠員の補充についてその困難の程度等を考慮して人事院が定める職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、第一項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する支給期間及び月額を超えない範囲内で人事院が別に定めるところによる。

4　第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなった職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）があらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条　第三条第一号若しくは第二号又は第四条に規定する職員となった者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第七条の二　（略）

（第一種初任給調整手当の支給の終了）

第八条　第一種初任給調整手当を支給されている職員が次に掲げる異動をした場合には、第四条第二号に掲げる職員となる場合を除き、当該異動の日から第一種初任給調整手当は支給しない。

一・二　（略）

（第一種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置）

第九条　第二条に規定する官職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第一種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第一種初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事院の定めるところにより、第一種初任給調整手当を支給する。

（第二種初任給調整手当の特定額に関して人事院規則で定める職員及び額）

第十条　給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事院規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）　当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、給与法第八条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員　当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、給与法第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）

（第二種初任給調整手当の基準額）

第十一条　給与法第十条の五第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事院規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第三に掲げる額とする。

（第二種初任給調整手当の支給期間の終期）

第十二条　給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第二種初任給調整手当の支給額）

第十三条　給与法第十条の五第二項の規定による第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては当該額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあっては当該額に育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

（支給の終了）

第八条　初任給調整手当を支給されている職員が次に掲げる異動をした場合には、第四条第二号に掲げる職員となる場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

一・二　（略）

（支給要件の改正の場合の措置）

第九条　第二条に規定する官職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、人事院の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

（新設）

（新設）

（新設）

（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第十四条　給与法第十条の五第三項の人事院規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第一項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

２　前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

３　前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

（雑則）

第十五条　（略）

別表第一（第六条関係）

職員の区分／期間の区分	１　項　職　員					２項職員	３項職員
	１　種	２　種	３　種	４　種	５　種		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

１　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となった日以後の期間を示す。

２・３　（略）

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分／期間の区分	２項職員	３項職員
（略）	（略）	（略）

備考

１　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となった日以後の期間を示す。

２　（略）

（新設）

（雑則）

第十条　（略）

別表第一（第六条関係）

職員の区分／期間の区分	１　項　職　員					２項職員	３項職員
	１　種	２　種	３　種	４　種	５　種		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考

１　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

２・３　（略）

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分／期間の区分	２項職員	３項職員
（略）	（略）	（略）

備考

１　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

２　（略）

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第十一条関係）

職員の在勤する地域	基準額
北海道	円 1,075
青森県	1,029
岩手県	1,031

宮城県	1,038
秋田県	1,031
山形県	1,032
福島県	1,033
茨城県	1,074
栃木県	1,068
群馬県	1,063
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟県	1,050
富山県	1,062
石川県	1,054
福井県	1,053
山梨県	1,052
長野県	1,061
岐阜県	1,065
静岡県	1,097
愛知県	1,140
三重県	1,087
滋賀県	1,080
京都府	1,122
大阪府	1,177
兵庫県	1,116
奈良県	1,051
和歌山県	1,045

鳥取県	1,030
島根県	1,033
岡山県	1,047
広島県	1,085
山口県	1,043
徳島県	1,046
香川県	1,036
愛媛県	1,033
高知県	1,023
福岡県	1,057
佐賀県	1,030
長崎県	1,031
熊本県	1,034
大分県	1,035
宮崎県	1,023
鹿児島県	1,026
沖縄県	1,023

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

第二条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（次条において「令和三年改正法」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則九―三四（次条において「改正後の規則」という。）第十条の規定を適用する。

第三条　令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十三条（改正後の規則第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第四条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略）	**別表**　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係） 一　（略）

二　給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―三四（初任給調整手当）	第六条第四項の承認に関する文書	承認の効力が失われる日に係る特定日以後五年	廃棄
	第一種初任給調整手当の支給期間及び月額に係る承認の文書		
	当該承認の申請の文書		
（略）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

（人事院規則九―五の一部改正）

第五条　人事院規則九―五（給与簿）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（職員別給与簿）	（職員別給与簿）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
第六条　職員別給与簿には、各給与期間につき（期末手当その他の給与期間ごとに支給される給与以外の給与にあつては、その支給の都度。第十二条において同じ。）次に掲げる事項を給与事務担当者が記録するものとする。	**第六条**　職員別給与簿には、各給与期間につき（期末手当その他の給与期間ごとに支給される給与以外の給与にあつては、その支給の都度。第十二条において同じ。）次に掲げる事項を給与事務担当者が記録するものとする。
一　俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額	一　俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額
二・三　（略）	二・三　（略）
（人事院規則九―七の一部改正）	
第六条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。	
改正前	改正後
（初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当の支給）	（初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当の支給）
第七条の二　初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十三条において同じ。）、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）は、俸給の支給方法に準じて支給する。	**第七条の二**　初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）は、俸給の支給方法に準じて支給する。

二　給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則九―三四（初任給調整手当）	第六条第四項の承認に関する文書	承認の効力が失われる日に係る特定日以後五年	廃棄
	初任給調整手当の支給期間及び月額に係る承認の文書		
	当該承認の申請の文書		
（略）	（略）	（略）	（略）

三～二十　（略）

備考

一～五　（略）

（人事院規則九―一二二の一部改正）

第七条　人事院規則九―一二二（専門スタッフ職調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務）	（給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務）
第二条　給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務（人事院が定めるものに限る。）とする。 一・二　（略）	**第二条**　給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務（人事院が定めるものに限る。）とする。 一・二　（略）
（端数計算）	（端数計算）
第三条　給与法第十条の六第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。	**第三条**　給与法第十条の五第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四〇―六五

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間）	（期末手当に係る在職期間）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略）	2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 一～四　（略）
五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ～ハ　（略） ニ　その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間	五　休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間 イ～ハ　（略） ニ　国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事院の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間
六　（略）	六　（略）
第六条　前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。 一　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間 イ～ニ　（略） 二　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間 イ～ニ　（略） ホ　交流元企業（官民人事交流法第二十条に規定する交流元企業をいう。）に雇用されている者（官民人事交流法第十九条の規定により交流採用をされた者に限り、人事院の定める者を除く。）	**第六条**　前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。 一　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間 イ～ニ　（略） 二　基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間 イ～ニ　（略） （新設）
2　前項の期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。	2　前項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第六条の二　（略）

２　前条第一項第一号イからニまでに掲げる者及び同項第二号イからホまでに掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、それらの者として勤務した期間は、前項の在職期間とみなす。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四九―五七―二

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	四パーセント級地
宮城県	仙台市　多賀城市	八パーセント級地
	名取市	一パーセント級地
茨城県	（略）	（略）
	取手市	十四パーセント級地
	守谷市	十三パーセント級地
	牛久市	十パーセント級地

改正前

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	三パーセント級地
宮城県	多賀城市	九パーセント級地
	仙台市	七パーセント級地
	名取市	二パーセント級地
茨城県	（略）	（略）
	取手市	十五パーセント級地
	守谷市	十四パーセント級地
	牛久市	十一パーセント級地

水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	八パーセント級地
古河市　石岡市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　筑西市　桜川市　神栖市　行方市　鉾田市　小美玉市　東茨城郡茨城町　東茨城郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡河内町	四パーセント級地
栃木県	
宇都宮市　足利市　栃木市　佐野市　鹿沼市　日光市　小山市　真岡市　大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　下野市　芳賀郡益子町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　那須郡那珂川町	四パーセント級地
群馬県	
前橋市　高崎市　太田市	四パーセント級地
埼玉県	
渋川市	一パーセント級地
和光市	十四パーセント級地
さいたま市　志木市	十三パーセント級地
東松山市　朝霞市	十パーセント級地
川越市　上尾市　坂戸市	八パーセント級地

水戸市　日立市　土浦市　龍ケ崎市	九パーセント級地
古河市　ひたちなか市　神栖市	五パーセント級地
笠間市　鹿嶋市　筑西市	三パーセント級地
石岡市　下妻市　常総市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　潮来市　常陸大宮市　桜川市　行方市　鉾田市　小美玉市　東茨城郡茨城町　東茨城郡城里町　那珂郡東海村　久慈郡大子町　稲敷郡河内町	二パーセント級地
栃木県	
宇都宮市　大田原市　下野市	五パーセント級地
栃木市　鹿沼市　小山市　真岡市	三パーセント級地
足利市　佐野市　日光市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　芳賀郡益子町　塩谷郡高根沢町　那須郡那須町　那珂川町	二パーセント級地
群馬県	
高崎市	五パーセント級地
前橋市　太田市	三パーセント級地
渋川市	二パーセント級地
和光市	十五パーセント級地
さいたま市　志木市	十四パーセント級地
東松山市　朝霞市	十一パーセント級地
坂戸市	九パーセント級地
川越市　上尾市	七パーセント級地

	熊谷市　川口市　行田市　秩父市　所沢市　飯能市　加須市　本庄市　春日部市　羽生市　鴻巣市　深谷市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　久喜市　三郷市　幸手市　比企郡滑川町　北葛飾郡杉戸町	四パーセント級地
千葉県	袖ケ浦市　印西市	十四パーセント級地
	千葉市　成田市	十三パーセント級地
	船橋市　浦安市	十パーセント級地
	市川市　松戸市　佐倉市　柏市　市原市　富津市	八パーセント級地
	銚子市　館山市　木更津市　野田市　茂原市　東金市　旭市　勝浦市　流山市　君津市　八街市　匝瑳市　香取市　いすみ市　印旛郡酒々井町　印旛郡栄町　山武郡芝山町　長生郡一宮町	四パーセント級地
東京都	（略）	（略）
	八王子市　立川市　武蔵野市　青梅市　府中市　昭島市　調布市　町田市　小平市　日野市　東村山市　国分寺市　国立市　福生市　狛江市　東大和市　清瀬市　多摩市　稲城市　西東京市	十六パーセント級地
	三鷹市　あきる野市	十五パーセント級地
	東久留米市	十四パーセント級地
	西多摩郡瑞穂町　西多摩郡奥多摩町　大島町　新島村　三宅村　八丈町　小笠原村	十パーセント級地

	川口市　行田市　所沢市　飯能市　加須市　春日部市　羽生市　鴻巣市　深谷市　草加市　越谷市　戸田市　入間市　久喜市　三郷市　幸手市　比企郡滑川町　北葛飾郡杉戸町	五パーセント級地
	熊谷市	三パーセント級地
	秩父市　本庄市	二パーセント級地
千葉県	袖ケ浦市　印西市	十五パーセント級地
	千葉市　成田市	十四パーセント級地
	船橋市　浦安市	十一パーセント級地
	市川市　松戸市　佐倉市　市原市　富津市	九パーセント級地
	柏市	七パーセント級地
	野田市　茂原市　東金市　流山市　印旛郡酒々井町　印旛郡栄町	五パーセント級地
	木更津市　君津市　八街市	三パーセント級地
	銚子市　館山市　旭市　勝浦市　匝瑳市　香取市　いすみ市　山武郡芝山町　長生郡一宮町	二パーセント級地
東京都	（略）	（略）
	武蔵野市　調布市　町田市　小平市　日野市　国分寺市　狛江市　清瀬市　多摩市	十六パーセント級地
	八王子市　青梅市　府中市　昭島市　東村山市　国立市　福生市　稲城市　西東京市	十五パーセント級地
	立川市　三鷹市　東大和市　あきる野市	十四パーセント級地
	東久留米市	十パーセント級地
	武蔵村山市	七パーセント級地
	西多摩郡瑞穂町　西多摩郡奥多摩町　大島町　新島村　三宅村　八丈町　小笠原村	四パーセント級地

神奈川県	横浜市　川崎市　藤沢市　厚木市	十六パーセント級地
	鎌倉市	十三パーセント級地
	相模原市　横須賀市　平塚市　小田原市　茅ヶ崎市　大和市　伊勢原市	十二パーセント級地
	三浦市　秦野市　三浦郡葉山町　中郡二宮町	十一パーセント級地
	足柄上郡松田町　足柄下郡箱根町　愛甲郡愛川町	八パーセント級地
新潟県	新潟市	一パーセント級地
富山県	富山市	四パーセント級地
石川県	金沢市	四パーセント級地
	河北郡内灘町	一パーセント級地
福井県	福井市	一パーセント級地
山梨県	甲府市	四パーセント級地
	南アルプス市	一パーセント級地
長野県	長野市　松本市　塩尻市	四パーセント級地
	諏訪市　伊那市	一パーセント級地

神奈川県	横浜市　川崎市　厚木市	十六パーセント級地
	鎌倉市　藤沢市	十四パーセント級地
	相模原市	十二パーセント級地
	横須賀市　平塚市　小田原市　茅ヶ崎市　大和市	十一パーセント級地
	三浦市　秦野市　三浦郡葉山町　中郡二宮町	十パーセント級地
	足柄上郡松田町　足柄下郡箱根町　愛甲郡愛川町	四パーセント級地
新潟県	新潟市	二パーセント級地
富山県	富山市	三パーセント級地
石川県	金沢市	三パーセント級地
	河北郡内灘町	二パーセント級地
福井県	福井市	二パーセント級地
山梨県	甲府市	五パーセント級地
	南アルプス市	二パーセント級地
長野県	塩尻市	五パーセント級地
	長野市　松本市	三パーセント級地
	諏訪市　伊那市	二パーセント級地

岐阜県	岐阜市	四パーセント級地
	大垣市　多治見市　美濃加茂市　各務原市　可児市	一パーセント級地
静岡県	裾野市	十三パーセント級地
	静岡市	八パーセント級地
	浜松市　沼津市　熱海市　三島市　富士宮市　伊東市　島田市 富士市　磐田市　焼津市　掛川市　藤枝市　御殿場市　袋井市 下田市　伊豆市　御前崎市　菊川市　伊豆の国市　牧之原市　賀茂郡河津町　賀茂郡松崎町　駿東郡長泉町　駿東郡小山町　榛原郡吉田町　榛原郡川根本町	四パーセント級地
愛知県	刈谷市　豊田市	十四パーセント級地
	名古屋市　豊明市	十三パーセント級地
	豊橋市　岡崎市　一宮市　瀬戸市　半田市　春日井市　豊川市 津島市　碧南市　安城市　西尾市　犬山市　常滑市　江南市　小牧市　知多市　田原市　弥富市　みよし市　西春日井郡豊山町 海部郡飛島村	八パーセント級地
	蒲郡市　新城市　額田郡幸田町　北設楽郡設楽町　北設楽郡東栄町　北設楽郡豊根村	七パーセント級地
三重県	鈴鹿市	十パーセント級地
	四日市市	八パーセント級地
	津市　伊勢市　松阪市　桑名市　名張市　尾鷲市　亀山市　鳥羽市　熊野市　志摩市　伊賀市　多気郡大台町　北牟婁郡紀北町	四パーセント級地

岐阜県	岐阜市	五パーセント級地
	大垣市　多治見市　美濃加茂市　各務原市　可児市	二パーセント級地
静岡県	裾野市	十四パーセント級地
	静岡市	七パーセント級地
	沼津市　磐田市　御殿場市	五パーセント級地
	浜松市　三島市　富士宮市　富士市　焼津市　掛川市　藤枝市 袋井市	三パーセント級地
	熱海市　伊東市　島田市　下田市　伊豆市　御前崎市　菊川市 伊豆の国市　牧之原市　賀茂郡河津町　賀茂郡松崎町　駿東郡長泉町　駿東郡小山町　榛原郡吉田町　榛原郡川根本町	二パーセント級地
愛知県	刈谷市　豊田市	十五パーセント級地
	名古屋市　豊明市	十四パーセント級地
	西尾市　知多市　みよし市	九パーセント級地
	岡崎市　瀬戸市　春日井市　豊川市　津島市　碧南市　安城市 犬山市　江南市　田原市　弥富市　西春日井郡豊山町	七パーセント級地
	豊橋市　一宮市　半田市　常滑市　小牧市　海部郡飛島村	六パーセント級地
	蒲郡市　新城市　額田郡幸田町　北設楽郡設楽町　北設楽郡東栄町　北設楽郡豊根村	四パーセント級地
三重県	鈴鹿市	十一パーセント級地
	四日市市	九パーセント級地
	津市　桑名市　亀山市	五パーセント級地

	滋賀県	大津市　草津市　栗東市
		八パーセント級地
		彦根市　長浜市　近江八幡市　守山市　甲賀市　高島市　東近江市
		四パーセント級地
	京都府	京田辺市
		十パーセント級地
		京都市　宇治市　亀岡市　向日市　木津川市
		八パーセント級地
		福知山市　舞鶴市　綾部市　宮津市　京丹後市　南丹市　久世郡久御山町
		七パーセント級地
	大阪府	大阪市　吹田市
		十六パーセント級地
		守口市
		十四パーセント級地
		池田市　高槻市　大東市　門真市
		十三パーセント級地
		堺市　豊中市　枚方市　茨木市　八尾市　寝屋川市　箕面市　柏原市　羽曳野市　東大阪市　交野市
		十二パーセント級地
		岸和田市　泉大津市　泉佐野市　富田林市　河内長野市　和泉市　藤井寺市　泉南市　阪南市　泉南郡熊取町　泉南郡田尻町　泉南郡岬町　南河内郡太子町
		十一パーセント級地

名張市　伊賀市	滋賀県	
三パーセント級地		
伊勢市　松阪市　尾鷲市　鳥羽市　熊野市　志摩市　多気郡大台町　北牟婁郡紀北町		
二パーセント級地		
	大津市　草津市　栗東市	
	九パーセント級地	
	彦根市　守山市　甲賀市	
	五パーセント級地	
	長浜市　東近江市	
	三パーセント級地	
	近江八幡市　高島市	
	二パーセント級地	
	京都府	京田辺市
		十一パーセント級地
		京都市
		九パーセント級地
		宇治市　亀岡市　向日市　木津川市
		七パーセント級地
		福知山市　舞鶴市　綾部市　宮津市　京丹後市　南丹市　久世郡久御山町
		四パーセント級地
	大阪府	大阪市
		十六パーセント級地
		守口市
		十五パーセント級地
		池田市　吹田市　高槻市　大東市　門真市
		十四パーセント級地
		豊中市　寝屋川市　箕面市　羽曳野市
		十二パーセント級地
		堺市　枚方市　茨木市　八尾市　柏原市　東大阪市　交野市
		十一パーセント級地
		岸和田市　泉大津市　泉佐野市　富田林市　河内長野市　和泉市　藤井寺市　泉南市　阪南市　泉南郡熊取町　泉南郡田尻町　泉南郡岬町　南河内郡太子町
		十パーセント級地

兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	十三パーセント級地
	神戸市	十パーセント級地
	尼崎市　明石市　伊丹市　川西市　三田市	八パーセント級地
	姫路市　洲本市　相生市　豊岡市　加古川市　赤穂市　西脇市 三木市　小野市　丹波篠山市　養父市　丹波市　朝来市　宍粟市 加東市　たつの市　多可郡多可町　美方郡香美町　美方郡新温泉町	四パーセント級地
奈良県	天理市	十パーセント級地
	奈良市　大和郡山市	八パーセント級地
	大和高田市　橿原市　桜井市　五條市　香芝市　高市郡明日香村 北葛城郡王寺町　吉野郡吉野町　吉野郡大淀町　吉野郡下市町 吉野郡十津川村　吉野郡下北山村　吉野郡川上村	四パーセント級地
和歌山県	和歌山市　橋本市	四パーセント級地
岡山県	岡山市　倉敷市	四パーセント級地
広島県	広島市	八パーセント級地

兵庫県	西宮市　芦屋市　宝塚市	十四パーセント級地
	神戸市	十一パーセント級地
	尼崎市　伊丹市　川西市　三田市	九パーセント級地
	明石市	七パーセント級地
	赤穂市	五パーセント級地
	姫路市　加古川市　三木市	三パーセント級地
	洲本市　相生市　豊岡市　西脇市　小野市　丹波篠山市　養父市 丹波市　朝来市　宍粟市　加東市　たつの市　多可郡多可町 美方郡香美町　美方郡新温泉町	二パーセント級地
奈良県	天理市	十一パーセント級地
	奈良市　大和郡山市	九パーセント級地
	大和高田市　橿原市　香芝市　北葛城郡王寺町	五パーセント級地
	桜井市	三パーセント級地
	五條市　高市郡明日香村　吉野郡吉野町　吉野郡大淀町　吉野郡 下市町　吉野郡十津川村　吉野郡下北山村　吉野郡川上村	二パーセント級地
和歌山県	和歌山市　橋本市	五パーセント級地
岡山県	岡山市	三パーセント級地
	倉敷市	二パーセント級地
広島県	広島市	九パーセント級地

山口県	周南市	一パーセント級地
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	一パーセント級地
香川県	高松市	四パーセント級地
	坂出市	一パーセント級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	八パーセント級地
	北九州市　大牟田市　久留米市　直方市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　大川市　行橋市　豊前市　中間市　小郡市　筑紫野市　宗像市　太宰府市　うきは市　宮若市　朝倉市　みやま市　糸島市　糟屋郡宇美町　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町　遠賀郡水巻町　朝倉郡東峰村　田川郡添田町　京都郡苅田町	四パーセント級地
長崎県	長崎市	一パーセント級地
備考　（略）		

山口県	周南市	二パーセント級地
徳島県	徳島市　鳴門市　阿南市	二パーセント級地
香川県	高松市	五パーセント級地
	坂出市	二パーセント級地
福岡県	福岡市　春日市　福津市	九パーセント級地
	太宰府市　糸島市　糟屋郡新宮町　糟屋郡粕屋町	五パーセント級地
	北九州市　筑紫野市　糟屋郡宇美町	三パーセント級地
	大牟田市　久留米市　直方市　飯塚市　田川市　柳川市　八女市　大川市　行橋市　豊前市　中間市　小郡市　宗像市　うきは市　宮若市　朝倉市　みやま市　遠賀郡水巻町　朝倉郡東峰村　田川郡添田町　京都郡苅田町	二パーセント級地
長崎県	長崎市	二パーセント級地
備考　（略）		

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五五

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特地官署） **第一条**　給与法第十三条の二第一項に規定する官署（以下「特地官署」という。）は、別表第一に掲げる官署及び臨時的に置かれることその他の事由により別に人事院が定める官署とする。 （特地勤務手当の月額） **第二条**　（略） ２　前項の特地官署の冬期（毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）以外の期間及び冬期に係る級別区分は、別表第一に定めるとおり（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）とする。 （特地勤務手当を支給しない期間） **第三条**　次に掲げる官署に勤務する職員には、冬期以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。 一　別表第一の二の表に掲げる官署 二　（略） （特地勤務手当に準ずる手当） **第四条**　給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が官署を異にする異動又は官署の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、六年）に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。 一　職員が特地官署若しくは準特地官署（特地官署に準ずる官署として別表第二に掲げる官署その他人事院が別に指定する官署をいう。以下同じ。）以外の官署に異動した場合又は職員の在勤する官署が移転等のため、特地官署若しくは準特地官署に該当しないこととなつた場合　当該異動又は移転等の日の前日 二　（略） ２　給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。	（特地官署） **第一条**　給与法第十三条の二第一項に規定する官署（以下「特地官署」という。）は、別表に掲げる官署及び臨時的に置かれる官署で別に人事院が定めるものとする。 （特地勤務手当の月額） **第二条**　（略） ２　前項の特地官署の級別区分は、別表に定めるとおり（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）とする。 （特地勤務手当を支給しない期間） **第三条**　次に掲げる官署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。 一　別表の二の表に掲げる官署 二　（略） （特地勤務手当に準ずる手当） **第四条**　給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が官署を異にする異動又は官署の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、六年）に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。 一　職員が特地官署若しくは人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特地官署」という。）以外の官署に異動した場合又は職員の在勤する官署が移転等のため、特地官署若しくは準特地官署に該当しないこととなつた場合　当該異動又は移転等の日の前日 二　（略） ２　給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

期間等の区分			支給割合
（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）

備考　前条各号に掲げる官署のうち次項第一号及び第二号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

期間等の区分			支給割合
（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）			（略）

備考　前条各号に掲げる官署のうち次項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

別表を次のように改める。

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
北海道	島牧郡島牧村字泊八三の二二	後志森林管理署永豊森林事務所	四級地	四級地
	中川郡中川町字安川三一の四	上川北部森林管理署佐久森林事務所		
	中川郡中川町字安川三一の四	上川北部森林管理署共和森林事務所		
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署振内森林事務所		
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署幌尻森林事務所		
	沙流郡平取町振内町三一の三	日高北部森林管理署貫気別森林事務所		
	幌泉郡えりも町字新浜二四七の一九	日高南部森林管理署えりも治山事業所		
	幌泉郡えりも町字新浜六一の一五	北海道地方環境事務所えりも自然保護官事務所		
	目梨郡羅臼町船見町一三六	根釧東部森林管理署羅臼森林事務所		
	目梨郡羅臼町船見町一三二	羅臼海上保安署		
	目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七	釧路自然環境事務所羅臼自然保護官事務所		
	釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の一	釧路自然環境事務所阿寒摩周国立公園管理事務所阿寒湖管理官事務所	三級地	四級地
	石狩市浜益柏木二〇四	石狩森林管理署浜益森林事務所		
	勇払郡むかわ町穂別八三の一	胆振東部森林管理署穂別森林事務所		
	勇払郡むかわ町穂別八三の一	胆振東部森林管理署稲里森林事務所		
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署		
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日高森林事務所		
	沙流郡日高町栄町東二の二五八の三	日高北部森林管理署日勝森林事務所		
	沙流郡日高町松風町二の二五一の四	室蘭開発建設部日高道路事務所		
	奥尻郡奥尻町字奥尻四四四	檜山森林管理署奥尻森林事務所	三級地	三級地
	上川郡上川町字層雲峡	旭川開発建設部旭川河川事務所大雪ダム管理支所		
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署占冠森林事務所		
	勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署双珠別森林事務所		
	礼文郡礼文町香深村字ヘウケトンナイ	宗谷森林管理署礼文森林事務所		
	利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九五の一	宗谷森林管理署利尻森林事務所		
	利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九五の一	宗谷森林管理署鴛泊治山事業所		
	天塩郡幌延町字幌延一五三の二	留萌開発建設部幌延河川事務所		
	沙流郡平取町字芽生八四の七	室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所平取ダム管理支所		
	足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署宇遠別森林事務所		

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一　別表第一の二の表備考第二号に掲げる官署

二　前条第二号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

三　別表第二の二の表に掲げる官署

四　準特地官署（別表第二に掲げる官署を除く。）のうち人事院が定めるもの

3　第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（新設）

一　前条各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

（新設）

二　準特地官署のうち人事院が定めるもの

足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署鹿山森林事務所		
足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署陸別森林事務所		
足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署勲禰別森林事務所		
足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署斗満森林事務所		
空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署	二級地	
空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署幾寅森林事務所		
空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署落合森林事務所		
空知郡南富良野町字幾寅	上川南部森林管理署金山森林事務所		
雨竜郡幌加内町字清月	空知森林管理署北空知支署		
雨竜郡幌加内町字清月	空知森林管理署北空知支署幌加内森林事務所		
沙流郡平取町字二風谷二四の四	室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所		
沙流郡平取町字二風谷二四の四	室蘭開発建設部鵡川沙流川河川事務所二風谷ダム管理支所		
川上郡弟子屈町川湯温泉二の二の二	釧路自然環境事務所阿寒摩周国立公園管理事務所		
夕張市南部青葉町五七三	札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所	二級地	
伊達市大滝区本町一二の一	後志森林管理署大滝森林事務所		
瀬棚郡今金町字美利河	函館開発建設部今金河川事務所美利河ダム管理支所		
上川郡上川町川端町九の一	上川中部森林管理署上川森林事務所		
上川郡上川町川端町九の一	上川中部森林管理署清川森林事務所		
上川郡上川町川端町九の三	上川中部森林管理署層雲峡森林事務所		
上川郡上川町川端町九の三	上川中部森林管理署大函森林事務所		
上川郡上川町川端町九の一	上川中部森林管理署層雲峡治山事業所		
上川郡上川町旭町三九の一	旭川開発建設部旭川道路事務所		
雨竜郡幌加内町字幌加内四六九九の三	札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所		
天塩郡豊富町大通一	宗谷森林管理署豊富森林事務所		
斜里郡斜里町ウトロ東無番地	北海道森林管理局計画保全部知床森林生態系保全センター		
斜里郡斜里町ウトロ西一八六の一〇	釧路自然環境事務所ウトロ自然保護官事務所		
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北一	網走西部森林管理署西紋別支署		
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北二	網走西部森林管理署西紋別支署札久留森林事務所		
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北二	網走西部森林管理署西紋別支署滝西森林事務所		
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北一	網走西部森林管理署西紋別支署北雄森林事務所		
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北一	網走西部森林管理署西紋別支署雄柏森林事務所		
河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷	十勝西部森林管理署東大雪支署糠平森林事務所		
河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷	十勝西部森林管理署東大雪支署三股森林事務所		
上川郡新得町字屈足トムラウシ	帯広開発建設部帯広河川事務所十勝ダム管理支所		
河西郡中札内村南札内七三五の二	帯広開発建設部帯広河川事務所札内川ダム管理支所		
石狩市厚田一一九八の一	石狩森林管理署厚田森林事務所	一級地	
虻田郡留寿都村字留寿都三八	後志森林管理署留寿都森林事務所		
空知郡南富良野町字金山	札幌開発建設部空知川河川事務所金山ダム管理支所		
留萌郡小平町字達布一〇三三	留萌南部森林管理署達布森林事務所		

	常呂郡置戸町字常元	網走開発建設部北見河川事務所鹿ノ子ダム管理支所	
	常呂郡佐呂間町永代九八の二	網走中部森林管理署若佐森林事務所	
	常呂郡佐呂間町永代九八の二	網走中部森林管理署佐呂間森林事務所	
	日高郡新ひだか町三石本桐二〇八の二六	日高南部森林管理署三石森林事務所	
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署新得森林事務所	
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署屈足森林事務所	
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署ニペソツ森林事務所	
	上川郡新得町屈足柏町五の一の三	十勝西部森林管理署東大雪支署トムラウシ森林事務所	
青森県	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二五七の一	青森森林管理署三厩森林事務所	三級地
	下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目三九の四	下北森林管理署佐井森林事務所	
	東津軽郡今別町大字今別字西田二五八の六一三	青森森林管理署今別森林事務所	三級地
	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三一の一	津軽森林管理署深浦森林事務所	
	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六	東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所	二級地
	五所川原市相内吉野一五の三三一	津軽森林管理署金木支署市浦森林事務所	二級地
	むつ市脇野沢渡向二九の七	下北森林管理署脇野沢森林事務所	
	西津軽郡深浦町大字正道尻字小礒四九の四	津軽森林管理署岩崎森林事務所	
	下北郡風間浦村大字易国間字大川目六の六四	下北森林管理署易国間森林事務所	
	三戸郡田子町大字田子字釜淵平四八の一	三八上北森林管理署田子森林事務所	
	むつ市川内町宿野部上野下二一の八	下北森林管理署蛎崎森林事務所	一級地
	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一一八	三八上北森林管理署六ヶ所森林事務所	
	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一の六七	六ヶ所原子力規制事務所	
	西津軽郡深浦町大字関字豊田八六	津軽森林管理署大戸瀬森林事務所	一級地
岩手県	八幡平市荒屋新町四一の八	岩手北部森林管理署	二級地
	八幡平市荒屋新町四一の八	岩手北部森林管理署新町森林事務所	
	下閉伊郡田野畑村菅窪二〇五の四	三陸北部森林管理署田野畑森林事務所	
	下閉伊郡岩泉町安家字日蔭一四九の六一	三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所	二級地
宮城県	栗原市花山字本沢富ノ原七の一二	宮城北部森林管理署花山森林事務所	二級地
秋田県	北秋田市阿仁幸屋渡字前野七の一	米代東部森林管理署上小阿仁支署比立内森林事務所	二級地
	仙北市田沢湖玉川字下水無九二	玉川ダム管理所	
	男鹿市北浦北浦字五輪野一五六の八	米代西部森林管理署男鹿森林事務所	二級地
	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二の一六	湯沢河川国道事務所秋田駒ヶ岳山系砂防出張所	
	由利本荘市鳥海町上笹子字下野二の一五	由利森林管理署笹子森林事務所	一級地
	北秋田市小又字家ノ後一二の二	米代東部森林管理署上小阿仁支署前田森林事務所	
	北秋田市小又字家ノ後一二の二	米代東部森林管理署上小阿仁支署平田森林事務所	
	北秋田市阿仁笑内字金倉五三の六	米代東部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務所	

			四級地
			三級地
			三級地
			二級地
			二級地
			二級地
			二級地
			二級地
			三級地
			二級地
			二級地
			三級地
			二級地
			二級地

	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中三七六の一三	米代東部森林管理署上小阿仁支署		
	北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中三七六の一三	米代東部森林管理署上小阿仁支署小沢田森林事務所		
	北秋田郡上小阿仁村南沢字箱渕岱一〇の一	米代東部森林管理署上小阿仁支署南沢森林事務所		
	仙北市西木町桧木内字吉田九一の二	秋田森林管理署吉田森林事務所	一級地	一級地
山形県	西置賜郡小国町大字増岡九三一の五	置賜森林管理署舟渡森林事務所	二級地	三級地
	西村山郡西川町大字大井沢字長トロ一一八二の一	山形森林管理署中村森林事務所	二級地	二級地
	西置賜郡小国町大字叶水字土尾原一四三八の三	置賜森林管理署叶水森林事務所		
福島県	南会津郡檜枝岐村字下ノ原九六七の一	会津森林管理署南会津支署檜枝岐森林事務所	四級地	四級地
	南会津郡檜枝岐村字下ノ原八六七の一	関東地方環境事務所檜枝岐自然保護官事務所		
	南会津郡只見町大字大倉字広田面一四六六	会津森林管理署南会津支署小林森林事務所		
	南会津郡南会津町山口字村上八六七	会津森林管理署南会津支署		
	南会津郡南会津町古町字東居平九	会津森林管理署南会津支署伊南森林事務所		
	南会津郡南会津町松戸原二四	会津森林管理署南会津支署湯ノ花森林事務所		
	田村市都路町古道字新町七二の一	福島森林管理署都路森林事務所	二級地	三級地
	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏一八〇〇の二	会津森林管理署昭和森林事務所	二級地	二級地
	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入四七の一	棚倉森林管理署鮫川森林事務所		
	双葉郡川内村大字上川内字早渡一一の二四	東北農政局地方参事官（震災復興担当）室川内村役場駐在所		
	双葉郡川内村大字下川内字石崎三一の五	磐城森林管理署川内森林事務所		
	双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内七の一	磐城森林管理署葛尾森林事務所		
	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三の四九六	会津森林管理署小野川森林事務所	一級地	二級地
	耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ケ峯一〇九三	東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所		
	双葉郡葛尾村大字落合字落合一六	東北農政局地方参事官（震災復興担当）室葛尾村役場駐在所		
茨城県	石川郡古殿町大字松川字荷市場三一	福島森林管理署白河支署横川森林事務所	一級地	一級地
	常陸太田市徳田町上宿三五六の三	茨城森林管理署徳田森林事務所	一級地	二級地
	常陸太田市小妻町三六七	茨城森林管理署折橋森林事務所		
栃木県	日光市黒部二二一の三	日光森林管理署黒部森林事務所	一級地	二級地
	日光市川俣六四六の一	鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理支所		
	日光市中三依六四四	日光森林管理署三依森林事務所	一級地	一級地
群馬県	多野郡上野村大字勝山二一七	群馬森林管理署楢原森林事務所	二級地	三級地
	利根郡片品村大字鎌田字下半瀬三八五の一	関東地方環境事務所片品自然保護官事務所	一級地	二級地
東京都	小笠原村父島字東町一五二	関東森林管理局計画保全部小笠原諸島森林生態系保全センター	六級地	六級地
	小笠原村父島字東町一五二	小笠原総合事務所		
	小笠原村父島字西町	父島気象観測所		

	小笠原村父島字清瀬	小笠原海上保安署	
	小笠原村父島字西町	関東地方環境事務所小笠原自然保護官事務所	
	小笠原村母島字静沢	関東地方環境事務所母島自然保護官事務所	
	八丈島八丈町大賀郷二二六三の一	八丈島区検察庁	四級地
	三宅島三宅村阿古四九七	三宅島火山防災連絡事務所	三級地
	大島町元町字家の上四四五の九	伊豆大島区検察庁	二級地
	大島町元町一の一の一四	伊豆大島火山防災連絡事務所	
	大島町元町字家の上四四五の九	関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所伊豆諸島管理官事務所	
新潟県	佐渡市相川三町目新浜町三の三	新潟地方法務局佐渡支局	三級地
	佐渡市相川三町目新浜町三の三	佐渡税務署	
	佐渡市真野四五七	書陵部多摩陵墓監区事務所真野部	二級地
	佐渡市中原三四一	新潟刑務所佐渡拘置支所	
	佐渡市中原三四一	新潟地方検察庁佐渡支部	二級地
	佐渡市中原三四一	佐渡区検察庁	
	佐渡市両津湊三五三の一	新潟税関支署佐渡監視署	
	佐渡市原黒三三三の三八	佐渡労働基準監督署	
	佐渡市両津夷二六九の八	佐渡公共職業安定所	
	佐渡市八幡九一四の一	下越森林管理署佐和田森林事務所	
	佐渡市両津夷三の一	新潟港湾・空港整備事務所第五建設管理官室両津港出張所	
	佐渡市両津夷三八四の一	佐渡海上保安署	
	佐渡市新穂正明寺一二七七	関東地方環境事務所佐渡自然保護官事務所	
	東蒲原郡阿賀町豊川甲四七三の二	下越森林管理署豊川森林事務所	一級地
富山県	中新川郡立山町芦峅寺字松尾三	立山砂防事務所水谷出張所	四級地
石川県	白山市白峰ホ二五の一	中部地方環境事務所白山自然保護官事務所	一級地
長野県	木曽郡王滝村二四七一の一	木曽森林管理署瀬戸川森林事務所	三級地
	木曽郡王滝村二四七一の一	木曽森林管理署南滝越森林事務所	
	木曽郡王滝村二四七一の一	木曽森林管理署氷ヶ瀬森林事務所	
	木曽郡王滝村二四七一の一	木曽森林管理署王滝治山事業所	
	松本市安曇三九四二の四	中信森林管理署大野川森林事務所	二級地
	松本市奈川二四九二の二	中信森林管理署奈川森林事務所	
	南佐久郡川上村大字御所平一〇二七の一	東信森林管理署川上森林事務所	
	木曽郡上松町正島町一の四の一	木曽森林管理署	
	木曽郡上松町正島町一の四の一	木曽森林管理署駒ヶ岳森林事務所	
	木曽郡大桑村大字須原一〇五八の一	木曽森林管理署南木曽支署須原森林事務所	

		松本市安曇四四六八	信越自然環境事務所中部山岳国立公園管理事務所上高地管理官事務所	一級地
		飯田市上村八五八の一〇	南信森林管理署上村森林事務所	
		下伊那郡大鹿村大字大河原八八三の一	南信森林管理署大鹿森林事務所	
		木曽郡大桑村大字野尻一二二三の一	木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所	
		飯田市南信濃八重河内二〇九の五	天竜川上流河川事務所遠山川砂防出張所	二級地
		飯田市南信濃和田二四六四の三	飯田国道事務所青崩峠道路建設監督官詰所	一級地
岐阜県		大野郡白川村大字鳩谷字北長四三三の一	飛騨森林管理署白川森林事務所	三級地
		大野郡白川村大字御母衣字コウ島三一六の二	飛騨森林管理署庄川治山事業所	
		高山市荘川町新渕字ぼた下九二	飛騨森林管理署荘川森林事務所	二級地
		下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所	一級地
		高山市高根町上ヶ洞字井ノ口三八三	飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所	一級地
		高山市奥飛騨温泉郷平湯七六三の一二	信越自然環境事務所中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所	
静岡県		浜松市天竜区水窪町奥領家三二八一の五	天竜森林管理署水窪森林事務所	二級地
		榛原郡川根本町千頭字付平九五〇の二	関東森林管理局計画保全部大井川治山センター	
		榛原郡川根本町千頭字八幡山九八〇の二	静岡森林管理署千頭森林事務所	
		榛原郡川根本町千頭字八幡山九八〇の二	静岡森林管理署南千頭森林事務所	
		静岡市葵区梅ヶ島五四〇五	静岡河川事務所梅ヶ島出張所	一級地
		榛原郡川根本町犬間五四一の三	長島ダム管理所	
愛知県		豊田市閑羅瀬町東畑六七	矢作ダム管理所	一級地
		北設楽郡設楽町清崎字中田一の一	中部森林管理局愛知森林管理事務所田口森林事務所	
三重県		松阪市飯高町森一八一〇の一一	蓮ダム管理所	一級地
奈良県		吉野郡十津川村上野地二四一の四	近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所十津川森林事務所	二級地
		吉野郡十津川村上野地二四一の二三	近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所十津川治山事業所	
		吉野郡下北山村下池原一三六	近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所下北山森林事務所	
		吉野郡川上村大字北和田字長屋峯六一五の五	南近畿土地改良調査管理事務所大迫ダム管理所	一級地
和歌山県		田辺市龍神村東四九九の一	和歌山森林管理署龍神森林事務所	二級地
		田辺市本宮町切畑田ノ元二一一の五	和歌山森林管理署本宮森林事務所	
		田辺市本宮町切畑二〇九の一	和歌山森林管理署本宮治山事業所	
島根県		鹿足郡吉賀町柿木村柿木七六五の五	島根森林管理署柿木森林事務所	二級地
		隠岐郡隠岐の島町城北町五五	松江地方法務局西郷支局	
		隠岐郡隠岐の島町城北町五五	境税関支署西郷監視署	
		隠岐郡隠岐の島町城北町五五	西郷税務署	

		松本市安曇四四六八	信越自然環境事務所中部山岳国立公園管理事務所上高地管理官事務所	一級地
		飯田市上村八五八の一〇	南信森林管理署上村森林事務所	
		下伊那郡大鹿村大字大河原八八三の一	南信森林管理署大鹿森林事務所	
		木曽郡大桑村大字野尻一二二三の一	木曽森林管理署南木曽支署阿寺森林事務所	
		飯田市南信濃八重河内二〇九の五	天竜川上流河川事務所遠山川砂防出張所	二級地
		飯田市南信濃和田二四六四の三	飯田国道事務所青崩峠道路建設監督官詰所	一級地
岐阜県		大野郡白川村大字鳩谷字北長四三三の一	飛騨森林管理署白川森林事務所	三級地
		大野郡白川村大字御母衣字コウ島三一六の二	飛騨森林管理署庄川治山事業所	
		高山市荘川町新渕字ぼた下九二	飛騨森林管理署荘川森林事務所	二級地
		下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署大洞森林事務所	一級地
		高山市高根町上ヶ洞字井ノ口三八三	飛騨森林管理署上ヶ洞森林事務所	一級地
		高山市奥飛騨温泉郷平湯七六三の一二	信越自然環境事務所中部山岳国立公園管理事務所平湯管理官事務所	
静岡県		浜松市天竜区水窪町奥領家三二八一の五	天竜森林管理署水窪森林事務所	二級地
		榛原郡川根本町千頭字付平九五〇の二	関東森林管理局計画保全部大井川治山センター	
		榛原郡川根本町千頭字八幡山九八〇の二	静岡森林管理署千頭森林事務所	
		榛原郡川根本町千頭字八幡山九八〇の二	静岡森林管理署南千頭森林事務所	
		静岡市葵区梅ヶ島五四〇五	静岡河川事務所梅ヶ島出張所	一級地
		榛原郡川根本町犬間五四一の三	長島ダム管理所	
愛知県		豊田市閑羅瀬町東畑六七	矢作ダム管理所	一級地
		北設楽郡設楽町清崎字中田一の一	中部森林管理局愛知森林管理事務所田口森林事務所	
三重県		松阪市飯高町森一八一〇の一一	蓮ダム管理所	一級地
奈良県		吉野郡十津川村上野地二四一の四	近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所十津川森林事務所	二級地
		吉野郡十津川村上野地二四一の二三	近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所十津川治山事業所	
		吉野郡下北山村下池原一三六	近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所下北山森林事務所	
		吉野郡川上村大字北和田字長屋峯六一五の五	南近畿土地改良調査管理事務所大迫ダム管理所	一級地
和歌山県		田辺市龍神村東四九九の一	和歌山森林管理署龍神森林事務所	二級地
		田辺市本宮町切畑田ノ元二一一の五	和歌山森林管理署本宮森林事務所	
		田辺市本宮町切畑二〇九の一	和歌山森林管理署本宮治山事業所	
島根県		鹿足郡吉賀町柿木村柿木七六五の五	島根森林管理署柿木森林事務所	二級地
		隠岐郡隠岐の島町城北町五五	松江地方法務局西郷支局	
		隠岐郡隠岐の島町城北町五五	境税関支署西郷監視署	
		隠岐郡隠岐の島町城北町五五	西郷税務署	

隠岐郡隠岐の島町城北町五五	庄原市高野町新市一〇七八	松江労働基準監督署隠岐の島駐在事務所		
隠岐郡隠岐の島町城北町五五	安芸高田市美土里町生田一七七七の一	松江公共職業安定所隠岐の島出張所		
隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下九九の二		隠岐海上保安署		
隠岐郡隠岐の島町城北町五五		中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所隠岐管理官事務所		
広島県				
庄原市高野町新市一〇七八	那賀郡那賀町長安字向イ二二の一	広島北部森林管理署新市森林事務所	二級地	二級地
安芸高田市美土里町生田一七七七の一		広島北部森林管理署生桑森林事務所		
徳島県				
那賀郡那賀町長安字向イ二二の一	三好市東祖谷新居屋七三	那賀川河川事務所	二級地	二級地
三好市東祖谷新居屋七三		徳島森林管理署祖谷川第一治山事業所	一級地	一級地
		徳島森林管理署祖谷川第二治山事業所		
香川県				
高松市庵治町六〇三四の一		国立療養所大島青松園	一級地	一級地
高知県				
高岡郡椿原町松原五六九の一	安芸郡東洋町野根字ハヤウノ東丙一四八九の一	四万十森林管理署椿原森林事務所	四級地	四級地
	安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一七	安芸森林管理署野根森林事務所	三級地	三級地
	安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一七	安芸森林管理署魚梁瀬・西川森林事務所		
	安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一七	安芸森林管理署東川森林事務所		
		安芸森林管理署魚梁瀬治山事業所		
	香美市物部町別府三七三の四	高知中部森林管理署別府森林事務所	二級地	二級地
	長岡郡大豊町黒石三四五の七	嶺北森林管理署南小川治山事業所		
	長岡郡大豊町東土居一九一の一	嶺北森林管理署吉野川上流治山事業所		
	吾川郡いの町清水上分三八四の一	四国山地砂防事務所大豊建設監督官詰所		
	吾川郡いの町長沢三五の二	嶺北森林管理署吾北森林事務所		
	高岡郡四万十町昭和字船戸ノ上り四二七の三	嶺北森林管理署寺川・長沢森林事務所		
	高岡郡四万十町大正字橋詰四六三の一	四万十森林管理署十和森林事務所		
		四万十森林管理署大正・下津井森林事務所		
	四万十市西土佐江川崎字上宮地一五一の一	四万十森林管理署藤の川・黒尊森林事務所	一級地	一級地
	安芸郡馬路村馬路字天王堂三八八の二	安芸森林管理署馬路森林事務所		
	吾川郡仁淀川町高瀬三八一五	大渡ダム管理所		
福岡県				
八女市矢部村北矢部一〇五一一の一	対馬市上対馬町比田勝九五八の一一	福岡森林管理署矢部森林事務所	二級地	二級地
長崎県				
対馬市上対馬町比田勝九五八の一一	対馬市上対馬町比田勝ダラの木九五六の七	福岡出入国在留管理局対馬出張所比田勝港国際ターミナル事務所	四級地	四級地
対馬市上対馬町比田勝九五八の一一		厳原税関支署比田勝出張所		
対馬市峰町三根二の八		門司植物防疫所福岡支所比田勝分室		
対馬市上対馬町比田勝一〇〇〇の二三		長崎森林管理署三根森林事務所		
対馬市上県町佐護西里二九五六の五		比田勝海上保安署		
		九州地方環境事務所対馬自然保護官事務所		
対馬市厳原町久田五八七の二		福岡刑務所厳原拘置支所	三級地	三級地
対馬市厳原町東里三四一の四二		長崎地方法務局対馬支局		
対馬市厳原町東里三四一の四二		福岡出入国在留管理局対馬出張所		
対馬市厳原町中村六四三		長崎地方検察庁厳原支部		

			対馬市厳原町中村六四三
			対馬市厳原町東里三四一の四二
			対馬市厳原町桟原三八
			対馬市厳原町東里三四一の四二
			対馬市厳原町東里三四一の四二
			対馬市厳原町中村六四二の二
			対馬市厳原町東里三四一の四二
			対馬市厳原町日吉二九三の二
			対馬市厳原町東里三四一の四二
			対馬市厳原町久田六四五の八
			対馬市厳原町東里三四一の四二
			壱岐市郷ノ浦町本村触六二四の二
			壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四
			壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四
			壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四
			壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四
			壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦六四八の五
			五島市栄町一の八
			五島市紺屋町一の一
			五島市紺屋町一の一
			五島市紺屋町一の一
			五島市東浜町二の一の一
			五島市三尾野二の四の一二
			五島市東浜町二の一の一
			五島市福江町七の三
			五島市武家屋敷一の三の八
			五島市東浜町二の一の一
			五島市東浜町二の一の一
		熊本県	八代市泉町椎原一の二
		大分県	玖珠郡九重町大字野上三四の一
			玖珠郡九重町大字田野二六〇の二
		宮崎県	東臼杵郡椎葉村大字下福良一八二六の一五七
			えびの市末永一四九五の五
		鹿児島県	大島郡天城町平土野二六九一の一
			厳原区検察庁
			厳原税関支署
			厳原税務署
			福岡検疫所厳原・比田勝出張所
			対馬労働基準監督署
			対馬公共職業安定所
			動物検疫所門司支所博多出張所厳原港事務所
			長崎森林管理署厳原森林事務所
			長崎港湾・空港整備事務所厳原港分室
			厳原自動車検査登録事務所
			対馬海上保安部
			長崎地方法務局壱岐支局
			長崎地方検察庁壱岐支部
			壱岐区検察庁
			壱岐税務署
			対馬労働基準監督署壱岐駐在事務所
			対馬公共職業安定所壱岐出張所
			壱岐海上保安署
			長崎刑務所五島拘置支所
			長崎地方法務局五島支局
			長崎地方検察庁五島支部
			五島区検察庁
			長崎税関五島監視署
			福江税務署
			長崎労働基準監督署五島駐在事務所
			五島公共職業安定所
			長崎森林管理署福江森林事務所
			五島海上保安署
			九州地方環境事務所五島自然保護官事務所
		熊本県	熊本南部森林管理署五家荘森林事務所
		大分県	川辺川ダム砂防事務所川辺川砂防建設監督官詰所
			大分西部森林管理署中村森林事務所
			九州地方環境事務所阿蘇くじゅう国立公園管理事務所くじゅう管理官事務所
		宮崎県	宮崎北部森林管理署上椎葉森林事務所
			九州地方環境事務所霧島錦江湾国立公園管理事務所えびの管理官事務所
		鹿児島県	沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所徳之島管理官事務所
	二級地		
	一級地		
	二級地		
	四級地		
	一級地		
	六級地		
	二級地		
	一級地		
	二級地		
	四級地		
	一級地		
	六級地		

大島郡喜界町大字荒木九〇の二	喜界島農業水利事業所	五級地	
大島郡徳之島町亀津五五三の一	名瀬公共職業安定所徳之島分室		
大島郡徳之島町亀津七一一一の二	鹿児島森林管理署徳之島森林事務所		
熊毛郡屋久島町栗生一一四〇の四	屋久島森林管理署栗生森林事務所	四級地	
熊毛郡屋久島町安房前岳二七三九の三四三	九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所		
大島郡大和村思勝字腰ノ畑五五一	沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所		
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津三五の一	古仁屋海上保安署		
西之表市西之表一六三一四の六	鹿児島地方法務局種子島出張所	三級地	
西之表市西之表一六三一四の六	種子島税務署		
西之表市西之表一六三一四の六	鹿児島公共職業安定所熊毛出張所		
西之表市西之表七六〇四	屋久島森林管理署西之表森林事務所		
西之表市西之表一六三一四の六	西之表港湾事務所		
西之表市西之表一六三一四の六	種子島海上保安署		
奄美市名瀬矢之脇町一の一	鹿児島刑務所大島拘置支所		
奄美市名瀬入舟町二三の一	鹿児島地方法務局奄美支局		
奄美市名瀬矢之脇町一の二	鹿児島保護観察所奄美駐在官事務所		
奄美市名瀬矢之脇町一の二	鹿児島地方検察庁名瀬支部		
奄美市名瀬矢之脇町一の二	名瀬区検察庁		
奄美市名瀬矢之脇町二六の一	鹿児島財務事務所名瀬出張所		
奄美市名瀬長浜町一の一	鹿児島税関支署名瀬監視署		
奄美市名瀬長浜町一の一	大島税務署		
奄美市名瀬和光町一七〇〇	国立療養所奄美和光園		
奄美市名瀬長浜町一の一	名瀬労働基準監督署		
奄美市名瀬長浜町一の一	名瀬公共職業安定所		
奄美市名瀬長浜町一の一	門司植物防疫所名瀬支所		
奄美市名瀬真名津町一の一七	鹿児島森林管理署名瀬森林事務所		
奄美市名瀬長浜町一の三	西之表港湾事務所第四建設管理官室名瀬港出張所		
奄美市名瀬和光町一二の一	奄美自動車検査登録事務所		
奄美市名瀬矢之脇町二六の一	名瀬測候所		
奄美市名瀬矢之脇町二六の一	奄美海上保安部		
熊毛郡屋久島町宮之浦一五七七の一	九州森林管理局計画保全部屋久島森林生態系保全センター		
熊毛郡屋久島町安房一六六の五	屋久島森林管理署		
熊毛郡屋久島町安房二三七二	屋久島森林管理署船行森林事務所		
熊毛郡屋久島町安房二三七二	屋久島森林管理署春牧森林事務所		
熊毛郡屋久島町宮之浦二三九五の一九	屋久島森林管理署宮之浦森林事務所		
熊毛郡屋久島町宮之浦二三九五の一九	屋久島森林管理署小瀬田森林事務所		
熊毛郡屋久島町小瀬田八四九の二〇	口永良部島火山防災連絡事務所		
姶良郡湧水町中津川一七三三	鹿児島刑務所	一級地	
肝属郡南大隅町根占横別府三五三二の一	大隅森林管理署根占森林事務所		
		五級地	
		四級地	
		三級地	
		一級地	

沖縄県	島尻郡南大東村字在所三〇六	南大東島地方気象台	六級地	
	八重山郡与那国町字与那国九九九の一	石垣税関支署与那国監視署		
	八重山郡竹富町字南風見二〇一	沖縄森林管理署大原森林事務所	五級地	
	八重山郡竹富町字古見	沖縄奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所		
	宮古島市伊良部字佐和田一七三九の四	宮古空港・航空路監視レーダー事務所下地島空港分室	四級地	
	宮古郡多良間村字仲筋外間里三四三	沖縄森林管理署租納森林事務所		
	八重山郡竹富町字西表六八九			
	石垣市字登野城五五の四	八重山財務出張所	三級地	
	石垣市字登野城五五の四	石垣農林水産センター		
	石垣市字登野城五五の四	石垣島農業水利事業所		
	石垣市美崎町一の一〇	石垣港湾事務所		
	石垣市字真栄里上原八六三の一五	八重山運輸事務所		
	石垣市字登野城五五の四	沖縄刑務所八重山刑務支所		
	石垣市字登野城五五の四	那覇地方法務局石垣支局		
	石垣市字登野城五五の一	那覇保護観察所石垣駐在官事務所		
	石垣市字登野城五五の四	福岡出入国在留管理局那覇支局石垣港出張所		
	石垣市浜崎町一の一の八	那覇地方検察庁石垣支部		
	石垣市字登野城五五の一	石垣区検察庁		
	石垣市浜崎町一の一の八	石垣税関支署		
	石垣市字白保一九六〇の一〇四	石垣税関支署石垣空港出張所		
	石垣市字登野城八	石垣税務署		
	石垣市浜崎町一の一の八	那覇検疫所石垣出張所		
	石垣市字白保一九六〇の一〇四	那覇検疫所石垣空港出張所		
	石垣市字登野城五五の四	八重山労働基準監督署		
	石垣市字登野城五五の四	那覇植物防疫事務所石垣出張所		
	石垣市浜崎町一の一の八	動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室		
	石垣市字白保一九六〇の一〇四	九州森林管理局計画保全部西表森林生態系保全センター		
	石垣市字登野城五五の四	大阪航空局石垣空港出張所		
	石垣市字登野城四二八	石垣島地方気象台		
	石垣市浜崎町一の一の八	石垣海上保安部		
	石垣市盛山二二二の二八二	石垣航空基地		
	石垣市八島町二の二七	沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所		
	宮古島市平良字下里一〇一六	宮古財務出張所		
	宮古島市平良字下里一〇一六	宮古島農林水産センター		
	宮古島市平良字下里一〇八の一一	宮古圏域農業水利事業所		
	宮古島市平良字西里七の二一	平良港湾事務所		
	宮古島市平良字下里一〇三七の一	宮古運輸事務所		
	宮古島市平良字西里三四五の六	沖縄刑務所宮古拘置支所		
	宮古島市平良字下里一〇一六	那覇地方法務局宮古島支局		
	宮古島市平良字下里一〇一六	那覇保護観察所宮古島駐在官事務所		
	宮古島市平良字下里一〇八の一一	福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所		

宮古島市平良字西里三四五	那覇地方検察庁平良支部		
宮古島市平良字西里三四五	平良区検察庁		
宮古島市平良字西里七の二一	宮古島税関支署		
宮古島市平良字東仲宗根八〇七の七	宮古島税務署		
宮古島市平良字下里一〇一六	那覇検疫所平良出張所		
宮古島市平良字島尻八八八	国立療養所宮古南静園		
宮古島市平良字下里一〇一六	宮古労働基準監督署		
宮古島市平良字下里一〇二〇	宮古公共職業安定所		
宮古島市平良字西里七の二一	那覇植物防疫事務所平良出張所		
宮古島市平良字下里一〇二〇の一一	動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室		
宮古島市平良字下里一六五七	宮古空港・航空路監視レーダー事務所		
宮古島市平良字下里一〇二〇の七	宮古島地方気象台		
宮古島市平良字西里七の二一	宮古島海上保安部		
国頭郡国頭村字安波二〇九	沖縄森林管理署安波森林事務所		
島尻郡座間味村字座間味一〇九	沖縄奄美自然環境事務所慶良間自然保護官事務所		
国頭郡国頭村字波川瀬原一三〇一の二二	北部ダム統合管理事務所		
国頭郡東村字高江四六六の一	沖縄森林管理署高江森林事務所		

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期）
北海道	士別市朝日町岩尾内七三一四	旭川開発建設部名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所	一級地
	阿寒郡鶴居村鶴居西四丁目番外地	根釧西部森林管理署鶴居森林事務所	
青森県	むつ市川内町中畑四二	下北森林管理署東川内森林事務所	一級地
	むつ市川内町中畑四二	下北森林管理署西川内森林事務所	
	北津軽郡中泊町大字今泉字神山三一三の四九	津軽森林管理署金木支署今泉森林事務所	
	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附五〇四の三六	六ヶ所保障措置センター	
	三戸郡新郷村大字戸来字舘神四〇の四	三八上北森林管理署戸来森林事務所	
	三戸郡新郷村大字戸来字舘神四〇の四	三八上北森林管理署猿辺森林事務所	
岩手県	宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署川井森林事務所	一級地
	宮古市川井第五地割一一六の三	三陸北部森林管理署平津戸森林事務所	
	久慈市山形町霜畑第六地割六六の一一	三陸北部森林管理署久慈支署山形森林事務所	
	岩手郡岩手町大字子抱五の一の一九	盛岡森林管理署岩手森林事務所	
宮城県	栗原市鶯沢南郷辻前七四の一	宮城北部森林管理署栗原治山事業所	一級地
	刈田郡七ヶ宿町字関一三四の二	仙台森林管理署七ヶ宿森林事務所	
山形県	最上郡真室川町大字及位四五三の八	山形森林管理署最上支署及位森林事務所	一級地
福島県	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一	阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所	一級地
	岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野七四	福島森林管理署白河支署大平森林事務所	
	石川郡古殿町大字松川字前木六六の四	福島森林管理署白河支署大原森林事務所	

栃木県	日光市西川四一六	鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所	一級地
群馬県	利根郡みなかみ町夜後二六	利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所	一級地
新潟県	東蒲原郡阿賀町新谷一六五四の一	下越森林管理署三川森林事務所	一級地
石川県	白山市白峰八一五〇の一	石川森林管理署白峰森林事務所	一級地
福井県	大野市長野三三字長平四の一	九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所	一級地
長野県	塩尻市奈良井七九〇の一四	中信森林管理署奈良井森林事務所	一級地
	下伊那郡大鹿村大字大河原八九二	天竜川上流河川事務所小渋川砂防出張所	
	木曽郡南木曽町吾妻三三九八の三	木曽森林管理署南木曽支署蘭森林事務所	
	木曽郡木祖村大字薮原一一九一の二七	木曽森林管理署薮原森林事務所	
	木曽郡木曽町日義四七七四	飯田国道事務所木曽維持出張所	
	北安曇郡白馬村大字北城五五九八の一	中信森林管理署白馬森林事務所	
	下水内郡栄村大字北信三六三〇の二	北信森林管理署水内森林事務所	
岐阜県	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所	一級地
島根県	飯石郡飯南町角井一八九一の二〇	出雲河川事務所志津見ダム管理支所	一級地

備考

一　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二　この表に掲げる官署のうち、冬期以外の期間に特地勤務手当に準ずる手当を支給しない官署は旭川開発建設部名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所、宮城北部森林管理署栗原治山事業所、利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所、九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所、天竜川上流河川事務所小渋川砂防出張所及び出雲河川事務所志津見ダム管理支所とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
北海道	夕張市本町五の五	千歳公共職業安定所夕張出張所
山形県	酒田市草津字湯ノ台七一の一	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所
	最上郡最上町大字富沢八九〇の七	山形森林管理署最上支署赤倉森林事務所
群馬県	利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	利根沼田森林管理署鎌田森林事務所
新潟県	岩船郡関川村大字大石字イブリサシ四〇四の三	羽越河川国道事務所大石ダム管理支所
石川県	白山市白峰八九二	石川森林管理署手取川治山事業所
	白山市白峰ツ四〇の一	金沢河川国道事務所白山砂防出張所
山梨県	南巨摩郡南部町内船八一〇六の五八	関東森林管理局山梨森林管理事務所南部森林事務所
長野県	木曽郡南木曽町読書一九一二の一	木曽森林管理署南木曽支署柿其森林事務所
岐阜県	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署
	下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署小坂森林事務所
静岡県	浜松市天竜区春野町気田三八〇の二	天竜森林管理署京丸森林事務所

香川県	小豆郡小豆島町坂手甲一八三五の二	小豆島海上保安署
愛媛県	北宇和郡松野町大字目黒六八五	愛媛森林管理署目黒森林事務所
高知県	四万十市西土佐西ヶ方五八六の二	四国森林管理局森林整備部四万十川森林ふれあい推進センター
宮崎県	西臼杵郡日之影町大字七折字八戸一九四六の一	宮崎北部森林管理署八戸森林事務所
鹿児島県	霧島市牧園町高千穂字丸尾三九三〇 肝属郡錦江町田代川原六八二の九	鹿児島森林管理署牧園森林事務所 大隅森林管理署田代森林事務所

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二　冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道府県	所在地	官署
北海道	上川郡上川町中央町六〇三	北海道地方環境事務所大雪山国立公園管理事務所
富山県	中新川郡立山町芦峅寺字横江割一四の三	富山森林管理署立山森林事務所
長野県	上伊那郡中川村大草六八八四の一九	天竜川ダム統合管理事務所

備考　この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（令和九年三月三十一日までの間における特地勤務手当に関する経過措置）

第二条　この規則による改正後の規則九―五五（以下「改正後の規則」という。）第一条に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特地官署（以下「特地官署」という。）であった官署（施行日において特地官署であるものを除く。）であって、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和九年三月三十一日までの間、特地官署とする。

2　施行日の前日において特地官署であった官署のうち、施行日において次の各号に掲げる官署のいずれかに該当するものに在勤する職員の当該各号に定める特地勤務手当の月額は、規則九―五五第二条第一項の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、俸給及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める特地勤務手当の改正前の規則（この規則による改正前の規則九―五五をいう。以下同じ。）による支給割合から百分の二を減じた支給割合を乗じて得た額とする。

一　第三号に掲げる官署以外の官署であって、冬期（改正後の規則第二条第二項に規定する「冬期」をいう。以下同じ。）における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割合が低い級別区分である官署又は前項の規定の適用を受ける官署となったもの　冬期の期間に支給する特地勤務手当

二　次号に掲げる官署以外の官署であって、冬期以外の期間における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割合が低い級別区分である官署又は改正後の規則別表第一の二の表に掲げる特地官署となったもの　冬期以外の期間に支給する特地勤務手当

三　冬期及び冬期以外の期間における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割合が低い級別区分である官署又は前項の規定の適用を受ける官署（改正前の規則第三条各号に掲げる官署を除く。）となったもの　冬期及び冬期以外の期間に支給する特地勤務手当

（令和九年三月三十一日までの間における特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条　施行日の前日において給与法第十四条第一項に規定する準特地官署（以下「準特地官署」という。）であった官署（施行日において特地官署又は準特地官署であるものを除く。）であって、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和九年三月三十一日までの間、準特地官署とする。この場合において、改正前の規則第四条第三項第二号に掲げる準特地官署であった官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

2　前項に規定する官署に在勤する職員については、改正後の規則第四条第二項中「百分の四」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」として、同項の規定を適用する。

3　改正後の規則第四条第三項各号に掲げる官署（改正前の規則第四条の規定によりその在勤する職員に対して特地勤務手当に準ずる手当が冬期及び冬期以外の期間に支給されていた官署に限る。）に在勤する職員については、令和八年十月三十一日までの間、規則九―五五第五条第三項及び改正後の規則第四条第三項の規定にかかわらず、改正後の規則第四条第二項中「百分の五」及び「百分の四」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」として、同項の規定を適用する。

（雑則）

第四条　前二条に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事院が定める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八〇―八

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八〇（扶養手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改める。

改正後	改正前
（扶養親族の範囲） **第二条**　給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一　（略） 二　年額百三十万円以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあっては、年額百五十万円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者	（扶養親族の範囲） **第二条**　給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一　（略） 二　年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―〇―七九

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付したように改める。

改正後	改正前
（通勤手当） **第八条の二**　職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。）、自動車等、新幹線鉄道等若しくは駐車場等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十九条第一項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第二十一条第二項第一号イに規定する事由発生月をいう。以下この条において同じ。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十九条第一項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第二十一条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。	（通勤手当） **第八条の二**　職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。）、自動車等若しくは新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十六条第一項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第十八条第二項第一号イに規定する事由発生月をいう。以下この条において同じ。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十六条第一項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第十八条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

（平均給与額の計算の特例）

第十二条　（略）

第十三条　採用の日に災害を受けた場合の平均給与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

一　給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員　俸給の月額、第二種初任給調整手当の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額を三十で除して得た金額

二・三　（略）

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一六―二―一八

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（平均給与額の算定） **第二条**　（略） 2　（略） 3　在外公館に採用された職員について規則一六―〇第十三条の規定を適用する場合及び補償を行うべき事由が生じた日に在外公館に勤務する職員について同規則第十五条第一号の計算を行う場合には、これらの職員が、それぞれ、本邦（給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域とする。以下同じ。）において採用され、又は補償を行うべき事由が生じた日に本邦において勤務しているものとした場合に支給されることとなる俸給の月額、第二種初任給調整手当の月額、扶養手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額をもつて、規則一六―〇第十三条第一号に規定する給与とする。 4　離職時において在外公館に勤務していた職員について規則一六―〇第十六条第一号の計算を行う場合には、当該職員が離職時に占めていた官職が本邦に所在する官署に置かれていたものとし、かつ、当該官職に補償を行うべき事由が生じた日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給の月額、第二種初任給調整手当の月額、扶養手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額をもつて、同規則第十三条第一号に規定する給与とする。	（平均給与額の算定） **第二条**　（略） 2　（略） 3　在外公館に採用された職員について規則一六―〇第十三条の規定を適用する場合及び補償を行うべき事由が生じた日に在外公館に勤務する職員について同規則第十五条第一号の計算を行う場合には、これらの職員が、それぞれ、本邦（給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域とする。以下同じ。）において採用され、又は補償を行うべき事由が生じた日に本邦において勤務しているものとした場合に支給されることとなる俸給の月額、扶養手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額をもつて、規則一六―〇第十三条第一号に規定する給与とする。 4　離職時において在外公館に勤務していた職員について規則一六―〇第十六条第一号の計算を行う場合には、当該職員が離職時に占めていた官職が本邦に所在する官署に置かれていたものとし、かつ、当該官職に補償を行うべき事由が生じた日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給の月額、扶養手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額をもつて、同規則第十三条第一号に規定する給与とする。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第十四号

ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針の一部を改正する告示

ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針（平成三十一年文部科学省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　［略］	第一章・第二章　［同上］
第三章　ヒトＥＳ細胞の分配（第十八条―第十九条の三）	第三章　ヒトＥＳ細胞の分配（第十八条・第十九条）
第四章・附則　［略］	第四章・附則　［同上］
（定義）	（定義）
第二条　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～六　［略］	一～六　［同上］
七　ヒト胚モデル　ヒト幹細胞を分化させた細胞から作成する細胞群のうち、ヒト胚又はヒト胚に類する発生初期の細胞群の特性を示すものであって、ヒト胚でないものをいう。	［号を加える。］
八～十五　［略］	七～十四　［同上］
（使用の要件）	（使用の要件）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　使用に供されるヒトＥＳ細胞は、次に掲げるものに限るものとする。	３　使用に供されるヒトＥＳ細胞は、次に掲げるものに限るものとする。
一　［略］	一　［同上］
二　外国で樹立されたヒトＥＳ細胞で、樹立指針と同等の基準に基づき樹立されたものと認められるもの（生殖細胞の作成の用に供される場合には、当該外国の法令等及びヒトＥＳ細胞の提供に関する条件においてヒトＥＳ細胞を使用して生殖細胞を作成しないこととされていないものに限る。）	二　外国で樹立されたヒトＥＳ細胞で、樹立指針と同等の基準に基づき樹立されたものと認められるもの（生殖細胞の作成の用に供される場合には、当該外国の法令等及びヒトＥＳ細胞の提供に関する条件においてヒトＥＳ細胞から生殖細胞を作成しないこととされていないものに限る。）
（禁止行為）	（禁止行為）
第五条　ヒトＥＳ細胞を取り扱う者は、次に掲げる行為をしてはならない。	**第五条**　ヒトＥＳ細胞を取り扱う者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　ヒトＥＳ細胞を使用して生殖細胞の作成を行う場合には、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成すること。	四　ヒトＥＳ細胞から生殖細胞の作成を行う場合には、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成すること。
五　ヒトＥＳ細胞を使用して作成したヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法により当該ヒト胚モデルから個体を生成すること。	［号を加える。］
（人クローン胚の作成に用いられた体細胞の提供者の個人情報の保護）	（人クローン胚の作成に用いられた体細胞の提供者の個人情報の保護）
第六条　人クローン胚を用いて樹立されたヒトＥＳ細胞の使用又は分配（当該ヒトＥＳ細胞を使用して作成した分化細胞の譲渡を含む。）に携わる者は、体細胞の提供者に関する情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、当該情報の保護に最大限努めるものとする。	**第六条**　人クローン胚を用いて樹立されたヒトＥＳ細胞の使用又は分配（当該ヒトＥＳ細胞から作成した分化細胞の譲渡を含む。）に携わる者は、体細胞の提供者に関する情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、当該情報の保護に最大限努めるものとする。

（倫理審査委員会）

第十条　［略］

２　［略］

３　使用機関の倫理審査委員会（前項に規定する他の使用機関によって設置された倫理審査委員会を含む。以下同じ。）は、審査の記録を作成し、これを保管するものとする。

４　使用機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　使用計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ホ　［略］

ヘ　当該使用計画を実施する使用責任者又は研究者等との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。

二　［略］

５～７　［略］

（使用機関の長の了承）

第十一条　［略］

２　使用計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～七　［略］

八　ヒトＥＳ細胞を使用してヒト胚モデルを作成する場合には、当該ヒト胚モデルの培養期間と当該培養期間がヒト胚モデルを用いた研究の目的を達成するために必要最小限であることの説明

３　［略］

（分配の要件）

第十八条　［略］

２　使用機関からの臨床利用機関に対するヒトＥＳ細胞の分配は、当該ヒトＥＳ細胞が分配機関から分配を受けたものでない場合であって、契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚又はヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞を使用した生殖細胞の作成を行わないこと。

二～六　［略］

３　使用機関による海外機関へのヒトＥＳ細胞の分配は、分配先との契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一～三　［略］

四　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚又はヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞を使用して作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。

五～七　［略］

４・５　［略］

（倫理審査委員会）

第十条　［同上］

２　［同上］

３　使用機関の倫理審査委員会（前項に規定する他の使用機関によって設置された倫理審査委員会を含む。）は、審査の記録を作成し、これを保管するものとする。

４　使用機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　使用計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ホ　［同上］

ヘ　当該使用計画を実施する研究者等又は使用責任者との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。

二　［同上］

５～７　［同上］

（使用機関の長の了承）

第十一条　［同上］

２　使用計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一～七　［同上］

［号を加える。］

３　［同上］

（分配の要件）

第十八条　［同上］

２　使用機関からの臨床利用機関に対するヒトＥＳ細胞の分配は、当該ヒトＥＳ細胞が分配機関から分配を受けたものでない場合であって、契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及び人の胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞から生殖細胞の作成を行わないこと。

二～六　［同上］

３　使用機関による海外機関へのヒトＥＳ細胞の分配は、分配先との契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一～三　［同上］

四　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。

五～七　［同上］

４・５　［同上］

（分化細胞の取扱い）

第十九条　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

第十九条の二　生殖細胞の作成を行う使用機関は、作成した生殖細胞を譲渡する場合には、前条の通知を行うほか、当該生殖細胞の取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。

一　生殖細胞は、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられること。

イ　ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

ロ　新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発

二　生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。

三　生殖細胞を他の機関に譲渡しないこと。

四　生殖細胞を譲渡した使用機関が、前各号に掲げる生殖細胞の取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めることができること。

2　使用機関が前項の規定に基づき生殖細胞を譲渡しようとするときは、使用責任者は、あらかじめ、使用機関の長の了承を求めるものとする。

3　使用機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成した生殖細胞の譲渡が第一項の規定に適合していることを確認するものとする。

4　使用機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨を使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとする。

5　生殖細胞の作成を行う使用機関が、使用の終了後に引き続き当該生殖細胞を取扱う場合は、第一項第一号から第三号までに掲げる事項を確保するものとする。

（分化細胞の取扱い）

第十九条　［同上］

2　生殖細胞の作成を行う使用機関は、作成した生殖細胞を譲渡する場合には、前項の通知を行うほか、当該生殖細胞の取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。

一　生殖細胞は、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられること。

イ　ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

ロ　新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発

二　生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。

三　生殖細胞を他の機関に譲渡しないこと。

四　生殖細胞を譲渡した使用機関が、前各号に掲げる生殖細胞の取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めることができること。

3　使用機関が前項の規定に基づき生殖細胞を譲渡しようとするときは、使用責任者は、あらかじめ、使用機関の長の了承を求めるものとする。

4　使用機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成した生殖細胞の譲渡が第二項の規定に適合していることを確認するものとする。

5　使用機関の長は、第三項の了承をしたときは、速やかに、その旨を使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとする。

6　生殖細胞の作成を行う使用機関が、使用の終了後に引き続き当該生殖細胞を取扱う場合は、第二項第一号から第三号までに掲げる事項を確保するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

第十九条の三　ヒト胚モデルの作成を行う使用機関は、作成したヒト胚モデルを譲渡する場合には、第十九条の通知を行うほか、当該ヒト胚モデルの取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。

一　ヒト胚モデルは、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられること。

イ　ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

ロ　新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発

二　ヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法により当該ヒト胚モデルから個体を生成しないこと。

三　ヒト胚モデルから生殖細胞の作成を行う場合、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。

四　ヒト胚モデルを他の機関に譲渡しないこと。

五　ヒト胚モデルを譲渡した使用機関が、前各号に掲げるヒト胚モデルの取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めることができること。

2　使用機関が前項の規定に基づきヒト胚モデルを譲渡しようとするときは、使用責任者は、あらかじめ、使用機関の長の了承を求めるものとする。

3　使用機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成したヒト胚モデルの譲渡が第一項の規定に適合していることを確認するものとする。

4　使用機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨を使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとする。

5　ヒト胚モデルの作成を行う使用機関が、使用の終了後に引き続き当該ヒト胚モデルを取扱う場合は、第一項第一号から第四号までに掲げる事項を確保するものとする。

（研究成果の公開）

第二十条　［略］

2　使用責任者及び研究者等は、ヒトＥＳ細胞を使用してヒト胚モデルの作成を行う場合には、あらゆる機会を利用して、当該ヒト胚モデルを用いた研究に関する情報公開を行うとともに、当該研究の成果の普及啓発に努めるものとする。

（指針不適合の公表）

第二十一条　文部科学大臣は、ヒトＥＳ細胞又はヒトＥＳ細胞を使用して作成した生殖細胞若しくはヒト胚モデルの取扱いがこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（研究成果の公開）

第二十条　［同上］

［項を加える。］

（指針不適合の公表）

第二十一条　文部科学大臣は、ヒトＥＳ細胞及びヒトＥＳ細胞から作成した生殖細胞の取扱いがこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行前にヒトＥＳ細胞の使用に関する指針第十三条第一項の規定により届け出られた使用計画については、この告示による改正後のヒトＥＳ細胞の使用に関する指針第十一条第二項第八号の規定は適用しない。ただし、当該使用計画の変更（ヒトＥＳ細胞の使用に関する指針第十四条第一項ただし書の使用計画の実質的な内容に係らない変更を除く。）については、同号の規定を適用する。

○文部科学省告示第十五号

ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する告示

ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成二十二年文部科学省告示第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
ヒトｉＰＳ細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究に関する指針	ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　作成研究の要件等（第四条―第七条の二）	第二章　生殖細胞作成研究の要件等（第四条―第七条）
第三章　作成研究の体制（第八条―第十条）	第三章　生殖細胞作成研究の体制（第八条―第十条）
第四章　作成研究の手続（第十一条―第十六条）	第四章　生殖細胞作成研究の手続（第十一条―第十六条）
第五章　生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の提供（第十七条・第十八条）	第五章　生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の提供（第十七条―第十九条）
第六章　雑則（第十九条―第二十二条）	第六章　雑則（第二十条・第二十一条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条　この指針は、ヒトｉＰＳ細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究（以下「作成研究」という。）が、不妊症や先天性の疾患又は症候群の原因の解明等に資する可能性がある一方で、ヒトｉＰＳ細胞等から作成された生殖細胞を使用して個体の生成がもたらされる可能性があり、また、将来的にヒト受精胚との類似性が高まる可能性があるヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植等の研究が行われる可能性があること等に鑑み、当該生殖細胞又は当該ヒト胚モデルの適切な管理など生命倫理上の観点から遵守すべき基本的事項を定め、もってその適正な実施の確保に資することを目的とする。	**第一条**　この指針は、生殖細胞作成研究が、生殖細胞に起因した不妊症や先天性の疾患又は症候群の原因の解明等に資する可能性がある一方で、ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞から作成された生殖細胞を使用して個体の生成がもたらされる可能性があること等にかんがみ、当該生殖細胞の適切な管理など生命倫理上の観点から遵守すべき基本的事項を定め、もってその適正な実施の確保に資することを目的とする。
（定義）	（定義）
第二条　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一　［略］	一　［同上］
［号を削る。］	二　生殖細胞作成研究　ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞（生殖細胞系列のものを除く。第三条及び第七条第一項において同じ。）からの生殖細胞の作成を行う研究であって、基礎的研究に係るものをいう。
二・三　［略］	三・四　［同上］
四　ヒト胚モデル　ヒト幹細胞を分化させた細胞から作成する細胞群のうち、ヒト胚又はヒト胚に類する発生初期の細胞群の特性を示すものであって、ヒト胚でないものをいう。	［号を加える。］
五　研究機関　作成研究を行う機関（提供者から細胞の提供を受ける機関を含む。）をいう。	五　研究機関　生殖細胞作成研究を行う機関（提供者から細胞の提供を受ける機関を含む。）をいう。
六　研究計画　研究機関が行う作成研究に関する計画をいう。	［号を加える。］

七　研究責任者　研究機関において、作成研究を総括する立場にある者をいう。

八　研究者等　研究責任者の監督の下で研究機関において、作成研究を行う研究者及び技術者をいう。

九　［略］

（適用の範囲）

第三条　この指針は、次に掲げる作成研究を対象とする。

一　ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞（生殖細胞系列のものを除く。以下同じ。）から生殖細胞の作成を行う研究であって、基礎的研究に係るもの（第十七条及び第十八条において「生殖細胞作成研究」という。）

二　ヒト幹細胞（ヒトＥＳ細胞を除く。以下同じ。）からヒト胚モデルの作成を行う研究であって、基礎的研究に係るもの

第二章　作成研究の要件等

（作成研究の要件）

第四条　作成研究は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一　［略］

二　生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行うことが前号に定める研究において科学的合理性及び意義を有すること。

（研究機関の要件）

第五条　研究機関は、研究者等に生殖細胞又はヒト胚モデルの作成に関する倫理に関する講習その他必要な教育を受けさせるものとする。

［項を削る。］

（行ってはならない行為）

第六条　ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞から作成された生殖細胞を取り扱う者は、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成してはならない。

２　ヒト幹細胞から作成されたヒト胚モデルを取り扱う者は、当該ヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法により当該ヒト胚モデルから個体を生成してはならない。

（生殖細胞又はヒト胚モデルの取扱い）

第七条　研究機関は、ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞から作成した生殖細胞を譲渡する場合には、当該生殖細胞の取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。

一～四　［略］

２　研究機関が前項の規定に基づき生殖細胞を譲渡しようとするときは、研究責任者は、あらかじめ、研究機関の長の了承を求めるものとする。

３　［略］

４　研究機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨を研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

六　［同上］

（適用の範囲）

第三条　生殖細胞作成研究は、この指針に定めるところにより、適切に実施されるものとする。

［号を加える。］

［号を加える。］

第二章　生殖細胞作成研究の要件等

（生殖細胞作成研究の要件）

第四条　生殖細胞作成研究は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一　［同上］

二　生殖細胞の作成を行うことが前号に定める研究において科学的合理性及び必要性を有すること。

（研究機関の要件）

第五条　研究機関は、生殖細胞の作成に関して生殖細胞作成研究を行う者が遵守すべき倫理的な事項に関する規則を定めるものとする。

２　研究機関は、生殖細胞作成研究を行う者に生殖細胞の作成に関する倫理に関する講習その他必要な教育を受けさせるものとする。

３　研究機関は、生殖細胞の作成に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。

（行ってはならない行為）

第六条　作成された生殖細胞を取り扱う者は、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成してはならない。

［項を加える。］

（生殖細胞の取扱い）

第七条　研究機関は、ヒトｉＰＳ細胞又はヒト組織幹細胞から作成した生殖細胞を譲渡する場合には、当該生殖細胞の取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法において次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。

一～四　［同上］

２　前項の規定に基づき研究機関が生殖細胞を譲渡しようとするときは、当該研究機関において生殖細胞作成研究を総括する立場にある者（以下「研究責任者」という。）は、あらかじめ、当該研究機関の長の了承を求めるものとする。

３　［同上］

４　研究機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨を倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとする。

第七条の二　研究機関は、ヒト幹細胞から作成したヒト胚モデルを譲渡する場合には、当該ヒト胚モデルの取扱いについて、譲渡先との契約その他の方法により、次に掲げる事項が確保されることを確認しなければならない。

一　ヒト胚モデルは、次のいずれかに資する基礎的研究に用いられること。

イ　ヒトの発生、分化及び再生機能の解明

ロ　新しい診断法、予防法若しくは治療法の開発又は医薬品等の開発

二　ヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法により当該ヒト胚モデルから個体を生成しないこと。

三　ヒト胚モデルから生殖細胞の作成を行う場合、当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。

四　ヒト胚モデルを他の機関に譲渡しないこと。

五　ヒト胚モデルを譲渡した研究機関が、前各号に掲げるヒト胚モデルの取扱いの状況について、必要に応じ、譲渡先から報告を求めることができること。

2　研究機関が前項の規定に基づきヒト胚モデルを譲渡しようとするときは、研究責任者は、あらかじめ、研究機関の長の了承を求めるものとする。

3　研究機関の長は、前項の了承をするに当たっては、作成したヒト胚モデルの譲渡が第一項の規定に適合していることを確認するものとする。

4　研究機関の長は、第二項の了承をしたときは、速やかに、その旨を研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に報告するものとする。

第三章　作成研究の体制

（研究機関の長）

第八条　研究機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　研究機関が行う研究計画の妥当性を確認し、この指針で定める手続に従い、その実施を了承すること。

二　作成研究の状況を把握し、必要に応じ、研究責任者に対しその留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。

三　作成研究を監督すること。

四　［略］

2　研究機関の長は、研究責任者を兼ねることができない。ただし、前項の業務を代行する者が選任されている場合は、この限りでない。

3　前項ただし書の場合において、この指針（前項を除く。）の規定中「研究機関の長」とあるのは「研究機関の長の業務を代行する者」と読み替えるものとする。

（研究責任者）

第九条　研究責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　作成研究に関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づき、研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について検討し、その結果に基づき、研究計画を記載した書類（以下「研究計画書」という。）を作成すること。

［号を削る。］

［条を加える。］

第三章　生殖細胞作成研究の体制

（研究機関の長）

第八条　研究機関の長は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　研究機関が行う生殖細胞作成研究に関する計画（以下「研究計画」という。）及びその変更の妥当性を確認し、第十一条から第十四条までの規定に基づき、その実施を了承すること。

二　生殖細胞作成研究の進行状況及び結果を把握し、必要に応じ、研究責任者に対しその留意事項、改善事項等に関して指示を与えること。

三　生殖細胞作成研究を監督すること。

四　［同上］

2　研究機関の長は、研究責任者を兼ねることができない。ただし、第五条第一項に規定する規則により前項の業務を代行する者が選任されている場合は、この限りでない。

3　前項ただし書の場合において、この指針の規定（前項を除く。）中「研究機関の長」とあるのは「研究機関の長の業務を代行する者」と読み替えるものとする。

（研究責任者）

第九条　研究責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　生殖細胞作成研究に関して、内外の入手し得る資料及び情報に基づき、研究計画又はその変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について検討すること。

二　前号の検討の結果に基づき、研究計画を記載した書類（以下「研究計画書」という。）又は研究計画の変更の内容及び理由を記載した書類（第十四条において「研究計画変更書」という。）を作成すること。

二　作成研究を総括し、研究者等に対し必要な指示をすること。
三　作成研究が研究計画書に従い適切に実施されていることを随時確認すること。
［号を削る］
2　研究責任者は、生殖細胞又はヒト胚モデルの作成に関する倫理的な識見及び十分な専門的知識を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。
（倫理審査委員会）
第十条　研究機関の倫理審査委員会は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　この指針に即して、研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。
二　作成研究の状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。
2
［略］
3　研究機関の倫理審査委員会（前項に規定する他の研究機関によって設置された倫理審査委員会を含む。以下同じ。）は、審査の記録を作成し、これを保管するものとする。
4　研究機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
一　研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。
イ　生物学・医学の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
ロ　倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
ハ　一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれていること。
ニ　当該研究機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上含まれていること。
ホ　五名以上で構成され、男女両性で構成されていること。
ヘ　当該研究計画を実施する研究責任者又は研究者等との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
二　研究機関の倫理審査委員会に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。
5　研究計画を実施する研究責任者及び研究者等は、研究機関の倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査委員会の求めがある場合には、その会議に出席し、研究計画に関する説明を行うことができる。

三　生殖細胞作成研究を総括し、及び当該生殖細胞作成研究を行う者（研究責任者を除く。）（以下「研究者」という。）に対し必要な指示をすること。
四　生殖細胞作成研究が研究計画に従い適切に実施されていることを随時確認すること。
五　前各号に定めるもののほか、研究計画を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。
2　研究責任者は、一の研究計画ごとに一名とし、生殖細胞の作成に関する倫理的な認識及び十分な専門的知識を有するとともに前項各号に掲げる業務を的確に実施できる者とする。
（倫理審査委員会）
第十条　研究機関に、次に掲げる業務を行うため、倫理審査委員会を設置するものとする。
一　この指針に即して、研究計画又はその変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。
二　生殖細胞作成研究の進行状況及び結果について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して研究機関の長に対し意見を提出すること。
［同上］
3　倫理審査委員会（前項に規定する他の研究機関によって設置された倫理審査委員会を含む。以下同じ。）は、第一項第一号の審査の記録を作成し、これを保管するものとする。
4　倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。
一　研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、生物学、医学及び法律に関する専門家、生命倫理に関する意見を述べるにふさわしい識見を有する者並びに一般の立場に立って意見を述べられる者から構成されていること。
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
二　当該研究機関が属する法人に所属する者以外の者が二名以上含まれていること。
三　男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれていること。
四　当該研究計画を実施する研究者、研究責任者との間に利害関係を有する者及び研究責任者の三親等以内の親族が審査に参画しないこと。
五　倫理審査委員会の活動の自由及び独立が保障されるよう適切な運営手続が定められていること。
六　倫理審査委員会の構成、組織及び運営並びにその議事の内容の公開その他研究計画の審査に必要な手続に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。
［号を加える。］
［項を加える。］

6　研究機関の倫理審査委員会は、研究計画の軽微な変更等に係る審査について、当該倫理審査委員会が指名する委員による審査を行い、意見を述べることができる。当該審査の結果は、全ての委員に報告されなければならない。

7　研究機関の倫理審査委員会の議事の内容は、当該倫理審査委員会に関する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、公開するものとする。

第四章　作成研究の手続

（研究機関の長の了承）

第十一条　研究責任者は、作成研究に当たっては、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求めるものとする。

2　研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　［略］

二　研究機関の名称及び所在地

三　研究責任者の氏名

［号を削る。］

四　研究の目的及び意義

五　研究の方法及び期間

六　生殖細胞の作成を行う場合には、当該生殖細胞の作成の用に供される細胞に関する説明

七　生殖細胞の作成を行う場合には、第十八条の規定によるインフォームド・コンセントに関する説明（細胞の提供者の個人情報の保護の具体的な方法を含む。）

八　ヒト胚モデルの作成を行う場合には、当該ヒト胚モデルの培養期間と当該培養期間がヒト胚モデルを用いた研究の目的を達成するために必要最小限であることの説明

［号を削る。］

［号を削る。］

3　研究計画書には、研究責任者の略歴及び研究業績を示す書類を添付するものとする。

（倫理審査委員会の意見聴取）

第十二条　研究機関の長は、前条第一項の規定に基づき、研究責任者から研究計画の実施の了承を求められたときは、その妥当性について研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき研究計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

（文部科学大臣への届出）

第十三条　［略］

2　前項の場合には、研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。

一　［略］

二　研究責任者の略歴及び研究業績を示す書類

三　研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

四　研究機関の倫理審査委員会に関する規則

［号を削る。］

3　文部科学大臣は、研究計画の届出の状況について科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に随時報告するものとする。

［項を加える。］

5　倫理審査委員会の運営に当たっては、前項第六号に規定する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、議事の内容について公開するものとする。

第四章　生殖細胞作成研究の手続

（研究機関の長の了承）

第十一条　研究責任者は、生殖細胞作成研究に当たっては、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求めるものとする。

2　研究計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　［同上］

二　研究機関の名称及びその所在地並びに研究機関の長の氏名

三　研究責任者の氏名、略歴及び研究業績

四　研究者の氏名、略歴及び研究業績

五　生殖細胞作成研究の目的及びその必要性

六　生殖細胞作成研究の方法及び期間

七　生殖細胞の作成の用に供される細胞に関する説明

八　インフォームド・コンセントに関する説明

［号を加える。］

九　細胞の提供者の個人情報の保護の具体的な方法

十　その他必要な事項

［項を加える。］

（倫理審査委員会の意見聴取）

第十二条　研究機関の長は、前条第一項の規定に基づき、研究責任者から研究計画の実施の了承を求められたときは、その妥当性について倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき研究計画のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

（文部科学大臣への届出）

第十三条　［同上］

2　前項の場合には、研究機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。

一　［同上］

［号を加える。］

二　倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類

三　倫理審査委員会に関する事項を記載した書類及び第十条第四項第六号に規定する規則の写し

四　第五条第一項に規定する規則の写し

3　文部科学大臣は、第一項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会に報告するものとする。

（研究計画の変更）

第十四条　研究責任者は、第十一条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について研究機関の長の了承を求めるものとする。ただし、研究計画の実質的な内容に係らない変更については、研究機関の長に報告することをもって足りる。

2　研究機関の長は、前項本文の了承を求められたときは、当該変更の妥当性について研究機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

3　研究機関の長は、第一項本文の了承をしたときは、速やかに、研究計画変更書（研究計画の変更の内容及び理由を記載した書類をいう。）並びに当該変更に係る研究機関の倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添付して、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

［項を削る。］

［項を削る。］

（研究計画の実質的な内容に係らない変更）

第十四条の二　研究機関の長は、第十一条第二項第二号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

2　研究機関の長は、前条第一項ただし書の研究計画の実質的な内容に係らない変更があったときは、その旨を研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に届け出るものとする。

（進行状況の報告）

第十五条　研究責任者は、作成研究の進行状況を研究機関の長及び研究機関の倫理審査委員会に随時報告するものとする。

2　研究責任者は、少なくとも毎年一回、前項の報告に加え、生殖細胞の作成状況を記載した生殖細胞作成状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。

3　研究機関は、作成研究に関する資料の提出、調査の受入れその他文部科学大臣が必要と認める措置に協力するものとする。

（作成研究の終了）

第十六条　研究責任者は、作成研究を終了したときは、速やかに、作成研究の結果を記載した報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。

2　研究機関の長は、前項の報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。

（研究計画の変更）

第十四条　研究責任者は、第十一条第二項第一号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の了承を求めるものとする。この場合において、了承を求められた研究機関の長は、当該変更の妥当性について倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

［項を加える。］

2　研究機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、研究計画変更書並びに当該変更に係る倫理審査委員会における審査の過程及び結果を示す書類を添付して、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

3　研究機関の長は、第十一条第二項第二号に掲げる事項を変更したときは、速やかに、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

4　研究責任者は、第十一条第二項第四号又は第十号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の了承を求めるものとする。

5　研究機関の長は、前項の了承をしたときは、速やかに、研究計画変更書を添付して、その旨を倫理審査委員会に報告するとともに、文部科学大臣に届け出るものとする。

［条を加える。］

（進行状況の報告）

第十五条　研究責任者は、少なくとも毎年一回、生殖細胞の作成状況を記載した生殖細胞作成状況報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。

2　研究機関の長は、前項の生殖細胞作成状況報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。

［項を加える。］

（生殖細胞作成研究の終了）

第十六条　研究責任者は、生殖細胞作成研究を終了したときは、速やかに、作成した生殖細胞を廃棄するとともに、生殖細胞作成研究の結果を記載した研究終了報告書を作成し、研究機関の長に提出するものとする。

2　研究機関の長は、前項の研究終了報告書の提出を受けたときは、速やかに、その写しを倫理審査委員会及び文部科学大臣に提出するものとする。

（生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の要件）

第十七条　生殖細胞作成研究において生殖細胞の作成の用に供することができる細胞（当該細胞がヒトｉＰＳ細胞である場合には、当該ヒトｉＰＳ細胞の作成の用に供されるヒトの体細胞を含む。この章において同じ。）は、次に掲げるものに限るものとする。

一　生殖細胞の作成を行うことについてのインフォームド・コンセントを書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により受けている細胞

二　［略］

（生殖細胞作成研究におけるインフォームド・コンセントの手続）

第十八条　研究機関は、生殖細胞作成研究において細胞の提供者に対しインフォームド・コンセントに係る説明を実施するに当たっては、次に掲げる事項を記載した説明書を提示し、分かりやすく、これを行うものとする。

一～十　［略］

２　研究機関は、前項の提供者からインフォームド・コンセントを受けるに当たっては、提供者が置かれている立場を不当に利用してはならない。

３　研究機関は、生殖細胞作成研究において未成年者その他同意の能力を欠く提供者から細胞の提供を受ける必要がある場合には、代諾者となるべき者（当該提供者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者をいう。）のインフォームド・コンセントを受けるものとする。

［条を削る。］

第六章　雑則

（個人情報の保護）

第十九条　研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報の保護に関する措置について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和三年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号）に準じた措置を講じるものとする。

（成果の公開）

第二十条　作成研究により得られた成果は、知的財産権及び個人情報の保護等に支障が生じる場合を除き、公開するものとする。

２　研究責任者及び研究者等は、ヒト幹細胞からヒト胚モデルの作成を行う場合には、あらゆる機会を利用して、当該ヒト胚モデルを用いた研究に関する情報公開を行うとともに、当該研究の成果の普及啓発に努めるものとする。

（指針不適合の公表）

第二十一条　文部科学大臣は、作成研究がこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。

（生殖細胞の作成の用に供することができる細胞の要件）

第十七条　生殖細胞作成研究において生殖細胞の作成の用に供することができる細胞（当該細胞がヒトｉＰＳ細胞である場合には、当該ヒトｉＰＳ細胞の作成の用に供されるヒトの体細胞を含む。この章において同じ。）は、次に掲げるものに限るものとする。

一　生殖細胞の作成を行うことについてのインフォームド・コンセントを書面により受けている細胞

二　［同上］

（インフォームド・コンセントの手続）

第十八条　研究機関は、細胞の提供者に対しインフォームド・コンセントに係る説明を実施するに当たっては、次に掲げる事項を記載した説明書を提示し、分かりやすく、これを行うものとする。

一～十　［同上］

２　研究機関は、提供者からインフォームド・コンセントを受けるに当たっては、提供者が置かれている立場を不当に利用してはならない。

３　研究機関は、未成年者その他同意の能力を欠く提供者から細胞の提供を受ける必要がある場合には、代諾者となるべき者（当該提供者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これに準じる者をいう。）のインフォームド・コンセントを受けるものとする。

（個人情報の保護）

第十九条　研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報の保護に関する措置について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和三年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号）に準じた措置を講じるものとする。

第六章　雑則

［条を加える。］

（成果の公開）

第二十条　生殖細胞作成研究により得られた成果は、原則として公開するものとする。

２　研究機関は、生殖細胞作成研究により得られた成果を公開する場合には、当該研究がこの指針に適合して行われたことを明示するものとする。

（指針不適合の公表）

第二十一条　文部科学大臣は、生殖細胞作成研究がこの指針に定める基準に適合していないと認める者があったときは、その旨を公表するものとする。

（ヒトＥＳ細胞及びヒト幹細胞のいずれも使用してヒト胚モデルの作成を行う一の研究）

第二十二条　ヒトＥＳ細胞及びヒト幹細胞のいずれも使用してヒト胚モデルの作成を行う一の研究については、次の表の上欄に掲げるこの指針の各規定に定める各行為は、同表の下欄に掲げるヒトＥＳ細胞の使用に関する指針（平成三十一年文部科学省告示第六十八号、以下「ヒトＥＳ細胞使用指針」という。）の各規定に定める各行為をもって代えることができるものとする。

この指針		ヒトＥＳ細胞使用指針	
規定	代えられる規定中の行為	規定	代える規定中の行為
第七条の二第一項	研究機関が作成したヒト胚モデルを譲渡する際の取扱いの確認	第十九条の三第一項	使用機関が作成したヒト胚モデルを譲渡する際の取扱いの確認
第七条の二第二項	研究機関の長の了承	第十九条の三第二項	使用機関の長の了承
第七条の二第三項	作成したヒト胚モデルの譲渡の適合性の確認	第十九条の三第三項	作成したヒト胚モデルの譲渡の適合性の確認
第七条の二第四項	研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣への報告	第十九条の三第四項	使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣への報告
第十一条第一項	研究計画書の作成	第十一条第一項	使用計画書の作成
	研究機関の長の了承		使用機関の長の了承
第十二条	研究機関の倫理審査委員会の意見聴取	第十二条	使用機関の倫理審査委員会の意見聴取
	研究計画の指針適合性の確認		使用計画の指針適合性の確認
第十三条第一項及び第二項	研究計画の実施の届出及び書類の提出	第十三条第一項及び第二項	使用計画の実施の届出及び書類の提出
第十四条第一項	研究機関の長の了承又は研究機関の長への報告	第十四条第一項	使用機関の長の了承又は使用機関の長への報告
第十四条第二項	研究機関の倫理審査委員会の意見聴取	第十四条第二項	使用機関の倫理審査委員会の意見聴取
	研究計画の変更の指針適合性の確認		使用計画の変更の指針適合性の確認
第十四条第三項	研究計画変更書並びに当該変更に係る研究機関の倫理審査委	第十四条第三項	使用計画変更書並びに当該変更に係る使用機関の倫理審査委員会に

［条を加える。］

員会における審査の過程及び結果を示す書類の届出		おける審査の過程及び結果を示す書類の届出	
第十四条の二第一項及び第二項	研究計画の実質的な内容に係らない変更の届出	第十五条第一項及び第二項	使用計画の実質的な内容に係らない変更の届出
第十五条第一項	研究機関の長及び研究機関の倫理審査委員会への報告	第十六条第一項	使用機関の長及び使用機関の倫理審査委員会への報告
第十六条第一項	報告書の作成及び研究機関の長への提出	第十七条第一項	報告書の作成及び使用機関の長への提出
第十六条第二項	研究機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣への提出	第十七条第二項	使用機関の倫理審査委員会及び文部科学大臣への提出

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現にヒト幹細胞（ヒトＥＳ細胞を除く。）から改正後のヒトｉＰＳ細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究に関する指針（以下「新指針」という。）第二条第四号のヒト胚モデルの作成を行っている同条第五号の研究機関についての新指針第十一条第一項及び第十三条第一項の適用については、第十一条第一項中「あらかじめ」とあるのは「令和八年六月三十日までの間に」、「の了承を求める」とあるのは「に報告する」と、第十三条第一項中「を了承するに当たっては、前条の手続の終了後、あらかじめ」とあるのは「について報告を受けたときは、速やかに」とする。この場合において、当該作成に係る研究計画には、新指針第十一条第二項第八号、第十二条並びに第十三条第二項第三号及び第四号の規定は適用しない。ただし、当該研究計画の変更（新指針第十四条第一項ただし書の研究計画の実質的な内容に係らない変更を除く。）については、新指針第十一条第二項第八号の規定を適用する。

２　研究機関の長は、前項の規定により読み替えて適用する新指針第十三条第一項の届出をした場合は、速やかに、新指針第十三条第二項第一号及び第二号に規定する書類の写しを研究機関の倫理審査委員会に提出するものとする。

○文部科学省告示第十六号

ヒトＥＳ細胞の分配機関に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

ヒトＥＳ細胞の分配機関に関する指針の一部を改正する告示

ヒトＥＳ細胞の分配機関に関する指針（平成三十一年文部科学省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第二条**　この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～六　［略］	一～六　［同上］

七　ヒト胚モデル　ヒト幹細胞を分化させた細胞から作成する細胞群のうち、ヒト胚又はヒト胚に類する発生初期の細胞群の特性を示すものであって、ヒト胚でないものをいう。

八～十四　［略］

（分配機関の設置に関する手続）

第五条　［略］

２～４　［略］

５　第一項の確認を受けようとする機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。

一　［略］

二　分配責任者の略歴、研究業績及び教育研修の受講歴を示す書類

三～五　［略］

６　［略］

（分配機関を設置しようとする機関の倫理審査委員会）

第六条　［略］

２　［略］

３　倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　設置計画の妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ホ　［略］

ヘ　当該設置計画を実施する分配責任者又は研究者等との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。

二　倫理審査委員会に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。

４　設置計画を実施する分配責任者及び研究者等は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査委員会の求めがある場合には、その会議に出席し、設置計画に関する説明を行うことができる。

５　倫理審査委員会の議事の内容は、当該倫理審査委員会に関する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、公開するものとする。

（海外機関に対する分配）

第十三条　分配機関による海外機関へのヒトＥＳ細胞の分配は、分配先との契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一～三　［略］

四　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚又はヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞を使用して作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。

五～七　［略］

２・３　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

［号を加える。］

七～十三　［同上］

（分配機関の設置に関する手続）

第五条　［同上］

２～４　［同上］

５　第一項の確認を受けようとする機関の長は、次に掲げる書類を文部科学大臣に提出するものとする。

一　［同上］

二　分配責任者の略歴、研究業績及び教育研修の受講歴

三～五　［同上］

６　［同上］

（分配機関を設置しようとする機関の倫理審査委員会）

第六条　［同上］

２　［同上］

３　倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　設置計画の妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ホ　［同上］

ヘ　当該設置計画を実施する研究者等又は分配責任者との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。

二　当該倫理審査委員会に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。

４　設置計画を実施する分配責任者及び研究者等は、倫理審査委員会の審議及び意見の決定に同席しないこと。ただし、当該倫理審査委員会の求めがある場合には、その会議に出席し設置計画に関する説明を行うことができる。

５　倫理審査委員会の議事の内容は、倫理審査委員会に関する規則により非公開とすることが定められている事項を除き、公開するものとする。

（海外機関に対する分配）

第十三条　分配機関による海外機関へのヒトＥＳ細胞の分配は、分配先との契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一～三　［同上］

四　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。

五～七　［同上］

２・３　［同上］

○文部科学省厚生労働省告示第一号

ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十三日

文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針の一部を改正する告示

ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針（平成三十一年文部科学省厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六　［略］ 七　ヒト胚モデル　ヒト幹細胞を分化させた細胞から作成する細胞群のうち、ヒト胚又はヒト胚に類する発生初期の細胞群の特性を示すものであって、ヒト胚でないものをいう。 八～十　［略］ 十一　臨床利用機関　法令に基づき、医療（臨床研究及び治験を含む。次号、第二十号、第四条第一項第一号ロ及び第二十三条第一項第五号において同じ。）に用いることを目的としてヒトＥＳ細胞を使用する機関（海外機関を除く。）をいう。 十二～二十　［略］ （樹立機関の長） **第六条**　［略］ ２　［略］ ３　前項ただし書の場合においては、この指針（前項を除く。）の規定中「樹立機関の長」とあるのは、「樹立機関の長の業務を代行する者」と読み替えるものとする。 （樹立機関の倫理審査委員会） **第八条**　［略］ ２　［略］ ３　樹立機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一　樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。 イ～ホ　［略］ ヘ　当該樹立計画を実施する樹立責任者又は研究者等との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。 二　［略］ ４～６　［略］	（定義） **第二条**　この指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～六　［同上］ ［号を加える。］ 七～九　［同上］ 十　臨床利用機関　法令に基づき、医療（臨床研究及び治験を含む。次号、第十九号、第四条第一項第一号ロ及び第二十三条第一項第五号において同じ。）に用いることを目的としてヒトＥＳ細胞を使用する機関（海外機関を除く。）をいう。 十一～十九　［同上］ （樹立機関の長） **第六条**　［同上］ ２　［同上］ ３　前項ただし書の場合においては、この指針（前項本文を除く。）の規定中「樹立機関の長」とあるのは、「樹立機関の長の業務を代行する者」と読み替えるものとする。 （樹立機関の倫理審査委員会） **第八条**　［同上］ ２　［同上］ ３　樹立機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。 一　樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。 イ～ホ　［同上］ ヘ　当該樹立計画を実施する研究者等又は樹立責任者との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。 二　［同上］ ４～６　［同上］

（樹立計画の変更）

第十二条　樹立責任者は、第九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）の記載内容を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について樹立機関の長の了承を求めるものとする。この場合において、了承を求められた樹立機関の長は、当該変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について樹立機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。ただし、樹立計画の実質的な内容に係らない変更については、樹立機関の長に報告することをもって足りる。

２～４　［略］

（樹立計画の実質的な内容に係らない変更）

第十三条　樹立機関の長は、第九条第二項第二号及び第四号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

２　［略］

（ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの手続）

第十八条　提供医療機関は、提供者（生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚のうち、当該目的に用いる予定がないヒト受精胚を提供した夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びインフォームド・コンセントを受ける時点において既に離婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含む。）した者を含む。）をいう。ただし、インフォームド・コンセントを受ける時点において夫婦の一方が既に死亡している場合は生存配偶者をいう。以下この章において同じ。）のインフォームド・コンセントを書面により受けるものとする。

２　前項のインフォームド・コンセントは、次に掲げる事項に配慮した上で、書面に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により受けることができるものとする。

一　提供者の本人確認を適切に行うこと。

二　提供者が説明内容に関する質問をする機会を確保し、かつ、当該質問に十分に答えること。

３～５　［略］

（ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの説明）

第十九条　［略］

２・３　［略］

４　樹立機関は、第一項の説明を実施するときは、提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、前項の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書（以下この項において「説明書等」という。）を提供者に、その写しを提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。ただし、前条第二項に基づき電磁的方法によるインフォームド・コンセントを受けた場合は、説明書等及びその写しの交付に代えて、提供者及び提供医療機関に対し、説明書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

（ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの確認）

第二十条　提供医療機関の長は、樹立計画に基づくインフォームド・コンセントの受取の適切な実施に関して、第十八条第一項の書面又は同条第二項の電磁的方法による同意書を確認するとともに、当該提供医療機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

２・３　［略］

（樹立計画の変更）

第十二条　樹立責任者は、第九条第二項各号（第二号を除く。）の記載内容を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について樹立機関の長の了承を求めるものとする。この場合において、了承を求められた樹立機関の長は、当該変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について樹立機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。ただし、樹立計画の実質的な内容に係らない変更については樹立機関の長に報告することをもって足りる。

２～４　［同上］

（樹立計画の実質的な内容に係らない変更）

第十三条　樹立機関の長は、第九条第二項第二号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

２　［同上］

（ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの手続）

第十八条　提供医療機関は、提供者（生殖補助医療に用いる目的で作成されたヒト受精胚のうち、当該目的に用いる予定がないヒト受精胚を提供した夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にある者を除く。）をいう。以下この章において同じ。）のインフォームド・コンセントを書面により受けるものとする。

［項を加える。］

２～４　［同上］

（ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの説明）

第十九条　［同上］

２・３　［同上］

４　樹立機関は、第一項の説明を実施するときは、提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、前項の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書を提供者に、その写しを提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。

（ヒト受精胚の提供に係るインフォームド・コンセントの確認）

第二十条　提供医療機関の長は、樹立計画に基づくインフォームド・コンセントの受取の適切な実施に関して、第十八条第一項の書面による同意書を確認するとともに、当該提供医療機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

２・３　［同上］

（海外機関に対する分配）

第二十三条　樹立機関による海外機関へのヒトＥＳ細胞の分配は、分配先との契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一～三　［略］

四　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚又はヒト胚モデルの人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞を使用して作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。

五～七　［略］

２・３　［略］

（未受精卵等提供医療機関の倫理審査委員会）

第二十七条　［略］

２　［略］

３　未受精卵等提供医療機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ホ　［略］

ヘ　当該樹立計画を実施する樹立責任者又は研究者等との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。

二～四　［略］

４　［略］

（未受精卵等の提供に係るインフォームド・コンセントの手続）

第二十八条　［略］

２　前項のインフォームド・コンセントは、次に掲げる事項に配慮した上で、書面に代えて、電磁的方法により受けることができるものとする。

一　未受精卵等提供者等の本人確認を適切に行うこと。

二　未受精卵等提供者等が説明内容に関する質問をする機会を確保し、かつ、当該質問に十分に答えること。

３　［略］

（未受精卵等の提供に係るインフォームド・コンセントの説明）

第二十九条　［略］

２　人クローン胚使用樹立機関は、前項の説明を実施するときは、未受精卵等の提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、同項の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書（以下この項において「説明書等」という。）を未受精卵等提供者等に、その写しを未受精卵等提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。ただし、前条第二項に基づき電磁的方法によるインフォームド・コンセントを受けた場合は、説明書等及びその写しの交付に代えて、未受精卵等提供者等及び未受精卵等提供医療機関に対し、説明書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

（海外機関に対する分配）

第二十三条　樹立機関による海外機関へのヒトＥＳ細胞の分配は、分配先との契約その他の方法により、次に掲げる要件を満たす場合に限り、行うことができるものとする。

一～三　［同上］

四　ヒトＥＳ細胞を使用して作成した胚の人又は動物の胎内への移植その他の方法による個体の生成、ヒト胚及びヒトの胎児へのヒトＥＳ細胞の導入並びにヒトＥＳ細胞から作成した生殖細胞を用いたヒト胚の作成を行わないこと。

五～七　［同上］

２・３　［同上］

（未受精卵等提供医療機関の倫理審査委員会）

第二十七条　［同上］

２　［同上］

３　未受精卵等提供医療機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ホ　［同上］

ヘ　当該樹立計画を実施する研究者等又は樹立責任者との間に利害関係を有する者が審査に参画しないこと。

二～四　［同上］

４　［同上］

（未受精卵等の提供に係るインフォームド・コンセントの手続）

第二十八条　［同上］

［項を加える］

２　［同上］

（未受精卵等の提供に係るインフォームド・コンセントの説明）

第二十九条　［同上］

２　人クローン胚使用樹立機関は、前項の説明を実施するときは、未受精卵等の提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、同項の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書を未受精卵等提供者等に、その写しを未受精卵等提供医療機関にそれぞれ交付するものとする。

（未受精卵等の提供に係るインフォームド・コンセントの確認）

第三十条　未受精卵等提供医療機関の長は、樹立計画に基づくインフォームド・コンセントの受取の適切な実施に関して、第二十八条第一項の書面又は同条第二項の電磁的方法による同意書を確認するとともに、当該未受精卵等提供医療機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

２・３　［略］

（体細胞提供機関の倫理審査委員会）

第三十三条　［略］

２　［略］

３　体細胞提供機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ハ　［略］

ニ　五名以上で構成され、男女両性で構成されていること。

ホ　当該樹立計画を実施する樹立責任者又は研究者等が審査に参画しないこと。

二　当該倫理審査委員会に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。

４　［略］

（体細胞の提供に係るインフォームド・コンセントの手続）

第三十四条　［略］

２　前項のインフォームド・コンセントは、次に掲げる事項に配慮した上で、書面に代えて、電磁的方法により受けることができるものとする。

一　体細胞提供者等の本人確認を適切に行うこと。

二　体細胞提供者等が説明内容に関する質問をする機会を確保し、かつ、当該質問に十分に答えること。

３　［略］

（体細胞の提供に係るインフォームド・コンセントの説明）

第三十五条　［略］

２・３　［略］

４　人クローン胚使用樹立機関は、第一項の説明を実施するときは、体細胞の提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、前項の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書（以下この項において「説明書等」という。）を体細胞提供者等に、その写しを体細胞提供機関にそれぞれ交付するものとする。ただし、前条第二項に基づき電磁的方法によるインフォームド・コンセントを受けた場合は、説明書等及びその写しの交付に代えて、体細胞提供者等及び体細胞提供機関に対し、説明書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（未受精卵等の提供に係るインフォームド・コンセントの確認）

第三十条　未受精卵等提供医療機関の長は、樹立計画に基づくインフォームド・コンセントの受取の適切な実施に関して、第二十八条第一項の書面による同意書を確認するとともに、当該未受精卵等提供医療機関の倫理審査委員会の意見を聴くものとする。

２・３　［同上］

（体細胞提供機関の倫理審査委員会）

第三十三条　［同上］

２　［同上］

３　体細胞提供機関の倫理審査委員会は、次に掲げる要件を満たすものとする。

一　樹立計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査できるよう、次に掲げる要件の全てを満たしていること。なお、イからハまでに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。会議の成立についても同様の要件とする。

イ～ハ　［同上］

ニ　五名以上で構成され、男性及び女性がそれぞれ一名以上含まれていること。

ホ　当該樹立計画を実施する研究者等又は樹立責任者が審査に参画しないこと。

二　体細胞提供機関の倫理審査委員会に関する規則が定められ、かつ、当該規則が公開されていること。

４　［同上］

（体細胞の提供に係るインフォームド・コンセントの手続）

第三十四条　［同上］

［項を加える。］

２　［同上］

（体細胞の提供に係るインフォームド・コンセントの説明）

第三十五条　［同上］

２・３　［同上］

４　人クローン胚使用樹立機関は、第一項の説明を実施するときは、体細胞の提供者の個人情報を保護するため適切な措置を講ずるとともに、前項の説明書及び当該説明を実施したことを示す文書を体細胞提供者等に、その写しを体細胞提供機関にそれぞれ交付するものとする。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第３号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、同法に基づき制定される人事院規則等（この公示の第２項各号に規定するものに限る。）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則９－１（非常勤職員の給与）、人事院規則９－５（給与簿）、人事院規則９－６（俸給の調整額）、人事院規則９－６－６（人事院規則９－６（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－７（俸給等の支給）、人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）、人事院規則９－８－８（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－14（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－18（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－40（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－57（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－68（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－90（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－８－94（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－15（宿日直手当）、人事院規則９－17（俸給の特別調整額）、人事院規則９－24（通勤手当）、人事院規則９－30（特殊勤務手当）、人事院規則９－34（初任給調整手当）、人事院規則９－40（期末手当及び勤勉手当）、人事院規則９－43（休日給）、人事院規則９－49（地域手当）、人事院規則９－49－57（人事院規則９－49（地域手当）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－54（住居手当）、人事院規則９－55（特地勤務手当等）、人事院規則９－55－154（人事院規則９－55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則９－80（扶養手当）、人事院規則９－82（俸給の半減）、人事院規則９－89（単身赴任手当）、人事院規則９－93（管理職員特別勤務手当）、人事院規則９－97（超過勤務手当）、人事院規則９－102（研究員調整手当）、人事院規則９－121（広域異動手当）、人事院規則９－122（専門スタッフ職調整手当）、人事院規則９－123（本府省業務調整手当）、人事院規則９－129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則９－30（特殊勤務手当）の特例）、人事院規則９－147（給与法附則第８項の規定による俸給月額）、人事院規則９－148（給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給）及び人事院規則９－151（在宅勤務等手当）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一～四の三　（略）	一～四の三　（略）
五　人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項	五　人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）に規定する次に掲げる事項
（削る）	⑴　第11条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。
⑴　（略）	（１の２）　（略）
（１の２）　第11条第５項第７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。	（新設）

（１の３）　第12条第１項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び号俸について定めること。	（１の３）　第11条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	（削る）	（10の５）　第20条第６項の規定により読み替えられた同条第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされている要件について定めること。
（１の４）　第12条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。	（新設）	（削る）	⑾　第20条第７項ただし書の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⑵　（略）	⑵　（略）	（削る）	（11の２）　第20条の２第４項第１号又は第２号の規定に基づき、職務の級に在級した期間として取り扱うことができる期間を定めることについて承認すること。
（削る）	⑶　第14条第１項の表の備考第２号の規定に基づき、職員についての定め及び数についての定めをすること。		
⑶　第15条第１項又は第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び数について定めること。	⑷　第15条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職務の級、職務、者及び数について定めること。	⑾　第22条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。	（11の３）　第22条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。
（削る）	⑸　第15条第１項第２号又は第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている経験年数について定めること。	（11の２）　（略）	（11の４）　（略）
⑷　第15条の２第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び資格について定めること。	（新設）	⑿・⒀　（略）	⑿・⒀　（略）
⑸　（略）	（５の２）　（略）	（削る）	（13の２）　第25条第２項（第27条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⑹　第16条の規定に基づき、職務の級及び号俸を決定する場合の基準について承認すること。	⑹　第17条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⒁～（38の２）　（略）	⒁～（38の２）　（略）
⑺　第20条第１項後段（第11条第１項後段及び第25条後段において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めることとされている職務の級及び要件について定めること。	⑺　第17条第７号の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。	（38の３）　別表第２の福祉職俸給表初任給基準表の備考の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び事項について定めること。	（38の３）　別表第２の福祉職俸給表初任給基準表の備考第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び初任給欄の号俸について定めること。
（削る）	⑻　第18条の規定に基づき、号俸を決定する場合の基準について承認すること。	（削る）	（38の４）　別表第２の福祉職俸給表初任給基準表の備考第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び年数について定めること。
（削る）	⑼　第19条のただし書の規定に基づき、号俸を決定することを承認すること。	⒆・⒇　（略）	⒆・⒇　（略）
⑻～⑽　（略）	⑽～（10の３）　（略）	（削る）	㉑　別表第６の規定に基づき、在級期間表の表中の「別に定める」こととされている要件について定めること。
（削る）	（10の４）　第20条第５項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。	（削る）	㉒　別表第６の行政職俸給表㈠在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。
		（削る）	（42の２）　別表第６の行政職俸給表㈠在級期間表の備考第５項の規定に基づき、同表の適用について定めること。

（削る）	（42の３）　別表第６の行政職俸給表㈠在級期間表の備考第８項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。	（削る）	（42の10）　別表第６の公安職俸給表㈠在級期間表の備考第８項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。
（削る）	（42の４）　別表第６の専門行政職俸給表在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。	（削る）	（42の11）　別表第６の公安職俸給表㈡在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。
（削る）	（42の５）　別表第６の専門行政職俸給表在級期間表の備考第５項の規定に基づき、同表の適用について定めること。	（削る）	（42の12）　別表第６の公安職俸給表㈡在級期間表の備考第４項の規定に基づき、同表の適用について定めること。
（削る）	（42の６）　別表第６の専門行政職俸給表在級期間表の備考第８項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。	（削る）	（42の13）　別表第６の公安職俸給表㈡在級期間表の備考第７項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。
（削る）	（42の７）　別表第６の税務職俸給表在級期間表の備考第２項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。	（削る）	（42の14）　別表第６の研究職俸給表在級期間表の備考第２項の規定に基づき、同表の適用について定めること。
（削る）	（42の８）　別表第６の税務職俸給表在級期間表の備考第４項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。	（削る）	（42の15）　別表第６の研究職俸給表在級期間表の備考第３項の規定に基づき、２級に昇格させる場合に必要な事項について定めること。
（削る）	（42の９）　別表第６の公安職俸給表㈠在級期間表の備考第４項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。	（削る）	（42の16）　別表第６の医療職俸給表㈠在級期間表の備考第１項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。
		（削る）	（42の17）　別表第６の医療職俸給表㈠在級期間表の備考第２項の規定に基づき、２級に決定する場合に必要な事項について定めること。
		五の二～五の九　（略）	五の二～五の九　（略）

五の十　人事院規則９－８―97（人事院規則９－８（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）に規定する次に掲げる事項	（新設）	⑲　第22条第１項第１号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。	⑮　第19条第１項第１号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。
⑴　附則第２条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。		⑳　第22条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。	⑯　第19条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。
⑵　附則第３条の規定に基づき、人事院が定めることとされている採用試験及び事項について定めること。		㉑　第25条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。	⑰　第22条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。
⑶　附則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。		八　（略）	八　（略）
五の十一　（略）	五の十　（略）	九　人事院規則９―34（初任給調整手当）に規定する次に掲げる事項	九　人事院規則９―34（初任給調整手当）に規定する次に掲げる事項
六　（略）	六　（略）	⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項	七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項	⑷　第３条第３号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。	（新設）
⑴～⑾　（略）	⑴～⑾　（略）	⑸～⑺　（略）	⑷～⑹　（略）
⑿　第16条第１項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている経路について定めること。	（新設）	⑻　第15条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⑺　第10条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⒀　第16条第１項第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている施設について定めること。	（新設）	十　人事院規則９―40（期末手当及び勤勉手当）に規定する次に掲げる事項	十　人事院規則９―40（期末手当及び勤勉手当）に規定する次に掲げる事項
⒁　第16条第２項の規定に基づき、人事院が認めることとされている場合について認めること及び人事院が別に定めることとされている要件について定めること。	（新設）	⑴～（３の２）　（略）	⑴～（３の２）　（略）
⒂　第18条第１号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。	（新設）	（３の３）　第５条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている公共的機関及び期間について定めること。	（３の３）　第５条第２項第５号の規定に基づき、人事院が定めることとされている公共的機関、期間及び法人について定めること。
⒃　第21条第２項第１号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。	⑿　第18条第２項第１号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。	（３の４）　第６条第１項第２号ホの規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。	（新設）
⒄　第21条第２項第１号ロ又は第２号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。	⒀　第18条第２項第１号ロ又は第２号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。	（３の５）・（３の６）　（略）	（３の４）・（３の５）　（略）
⒅　第21条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⒁　第18条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	⑷～⑻　（略）	⑷～⑻　（略）
		十の二～十二　（略）	十の二～十二　（略）
		十三　人事院規則９―55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項	十三　人事院規則９―55（特地勤務手当等）に規定する次に掲げる事項
		⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
		⑷　第４条第３項第２号又は第４号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。	⑷　第４条第３項第１号又は第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。
		⑸～⑼　（略）	⑸～⑼　（略）
		十三の二　（略）	十三の二　（略）

十三の三　人事院規則９―55―155（人事院規則９―55（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則）附則第４条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	（新設）
十四～二十四　（略）	十四～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第４号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成12年人事院公示第４号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　（略）	一　（略）
二　人事院規則21―０（国と民間企業との間の人事交流）に規定する次に掲げる事項	二　人事院規則21―０（国と民間企業との間の人事交流）に規定する次に掲げる事項
⑴～⑾　（略）	⑴～⑾　（略）
（削る）	⑿　第40条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
⑿～⒄　（略）	⒀～⒅　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第５号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成15年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　人事院規則24―０（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）（以下「規則」という。）第13条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	一　人事院規則24―０（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）（以下「規則」という。）第13条第１項又は第14条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三　（略）	二・三　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第６号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成29年人事院公示第10号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　人事院規則１―69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	一　人事院規則１―69（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三　（略）	二・三　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第７号

人事院は、人事院規則２―４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、令和元年人事院公示第１号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一　人事院規則１―72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	一　人事院規則１―72（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
二・三　（略）	二・三　（略）
３　（略）	３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第８号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、令和２年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則１―74（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 二・三　（略） ３　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則１―74（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 二・三　（略） ３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

人事院公示第９号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、令和４年人事院公示第23号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年２月13日　人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則１―80（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第２条第１項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 二・三　（略） ３　（略）	１　（略） ２　委任する権限及び所掌事務 一　人事院規則１―80（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第２条第１項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣）（以下「規則」という。）第10条第１項又は第11条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。 二・三　（略） ３　（略）

２　この決定による改正は、令和８年４月１日から効力を発生する。

公　告

調　達　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年２月13日

国土交通省航空局長　宮澤　康一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係わる見積決定及び契約締結は、当該契約に係る令和８年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

１．当該招請の主旨

本件は、当局が設計した飛行方式が、国際基準に基づいた品質であることを保証するために用いる飛行方式設計装置に対して行われるものであり、当該装置及び設計に必要なデータに係る保守を行うものである。

下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の技術情報を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札による公告を行う予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　令和８年度飛行方式設計装置運用支援業務請負

⑵　業務内容　公募説明書のとおり

⑶　履行期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

３．業務目的

本業務は、飛行方式設計装置及び飛行方式の設計に必要なデータに係る保守を実施することで、データの信頼性、正確性及び完全性を確保し、当局が設計した飛行方式が、国際基準に基づいた品質であることを保証することを目的とする。

４．応募要件

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　国土交通省航空局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

③　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

④　上記以外の要件は、公募説明書による。

⑵　業務執行体制に関する要件

①　作業行程を明示できること。

②　作業実施体制（人員構成、作業責任者、品質管理体制）を明示できること。

⑶　作業に必要となる技術等に関する要件

本業務を実施するために必要な、特定法人等が保有する知的財産権及び技術情報の利用について、許諾を受けていることを明示できること。

５．手続等

⑴　担当部局

〒100―8918　東京都千代田区霞が関２－１－３国土交通省航空局予算・管財室　契約係　ＴＥＬ　03―5253―8111（内線47186）

⑵　説明書の交付期間及び方法

令和８年２月13日から令和８年３月５日まで

⑶　参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和８年３月６日　17：00必着

場所：⑴に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

６．その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、一般競争入札に移行した後、入札参加を希望する場合には開札時までに公告等級に適合した資格等級の格付けがなされていなければならない。
⑷　契約予定日　令和８年４月１日
⑸　随意契約によることとした場合の「政府調達に関する協定」の規定上の理由　第13条第１項(b)(ii)「排他的権利の保護」
⑹　その他詳細は、公募説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of contract: The operation support business regarding the Flight Procedure Design System in the 2026 FY.
⑵　Time-limit to express interests: 5:00 P.M. March 6, 2026
⑶　Contract point for documentation relating to the proposal: Contract section, Budget and Property Administration Office, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8918 Japan. TEL 03―5253―8111 (Ext. 47186)
⑷　Expected date of the contract award: April 1, 2026
⑸　Reason for the use of the single tendering procedure as provided for in the Agreement on Government Procurement: Article XIII 1.b.ii “Protection of Exclusive Rights”
⑹　Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: MIYAZAWA Koichi, Director-General of the Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

令和８年２月13日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　高原　　功

記

1　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　７人

2　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構西日本支社公告第３号

令和８年３月22日に執行する大阪都市計画事業大阪駅北大深西地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、令和八年一月十三日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

札幌市東区北八条東一丁目三番地一〇

特定非営利活動法人フリースクール札幌自由が丘学園　清算人　高村さとみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

札幌市中央区南六条西九丁目一〇二四

合同会社クラウン

清算人　中村　孝広

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

札幌市中央区南二十二条西八丁目一番三三号

株式会社川きた

代表清算人　松實　伸行

解散公告

当社は、令和元年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋五〇番地一一

株式会社クロビットジャパン

代表清算人　山内　一秀

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

青森県青森市妙見一丁目一五番五号

株式会社エバーグリーン

代表清算人　福士りつ子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

岩手県一関市萩荘字白山田一〇一番一

有限会社平成自動車工業

代表清算人　千田　登

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

仙台市宮城野区福田町三丁目七番一二号

有限会社菅野防災

清算人　菅野　秀志

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

宮城県東松島市大曲字上納南九〇番地

有限会社日野設備工業

清算人　日野　弘幸

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

群馬県高崎市吉井町馬庭二八七番地

有限会社馬庭自動車ボデー

清算人　富田久美子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

群馬県太田市新道町一二四九番地の一

平野スレート工業有限会社

清算人　平野　久江

解散公告

当社は、令和八年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

埼玉県川越市大字砂一〇三四番地

有限会社日幸商会

清算人　田村　敬佳

解散公告

当社は、令和八年一月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

埼玉県上尾市大字小泉八番地二五

株式会社Ｇａｎｂａｒｕｚ

代表清算人　岩庭　温大

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

埼玉県白岡市篠津二七〇八番地一

埼共朝日合同会社

清算人　滝澤　茂夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

さいたま市西区大字高木一四二九番地四六

合同会社プロシード

清算人　船橋　竜瑛

解散公告

当社は令和七年十月三十一日解散いたしました。債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

千葉県市川市南八幡二丁目五番二三号

株式会社やわた

代表清算人　関口　公哉

解散公告

当社は、令和八年一月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

千葉県千葉市美浜区打瀬一丁目九番地パティオス九番街五〇七

株式会社ＷＡＢＯＬＩ

代表清算人　森永　達也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都渋谷区広尾二丁目四番一二号

株式会社金洋服店

代表清算人　服部　祐子

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都港区麻布十番一丁目二番七号ラフィネ麻布十番七〇一号室

合同会社宮代キャピタル

清算人　門田　泰人

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年二月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

イーリス1号合同会社

清算人　鄭　武壽

解散公告

当法人は解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥いたします。

令和八年二月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

イーリス1号一般社団法人

代表清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

East Castle特定目的会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都世田谷区上野毛二丁目四番一一号

株式会社プラばね

代表清算人　判治　倫泰

解散公告

当社は、解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。

右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都江戸川区東葛西五丁目五〇番八号

有限会社ケージャパン　清算人　岡﨑　一也

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日付け株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都江東区潮見二―八―九

株式会社ブリスパックジャパン

代表清算人　汪　冬

解散公告

当社は、令和八年一月十八日開催の株主総会の決議により解散しました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

令和八年二月十三日

東京都文京区小石川一丁目八番七―三〇一号

株式会社マスターズ

代表清算人　塚本　哲司

解散公告

当社は、令和七年十二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都台東区日本堤二丁目一二番三号

P2P合同会社

清算人　玉井　淳平

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都多摩市鶴牧一丁目三番地の一〇シティハウス多摩三〇二

有限会社ケイワイプランニング

清算人　渡部　好子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により同年十二月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都武蔵野市中町一丁目九番一号岩崎エステートビル　有限会社岩崎エステート

清算人　岩崎　八郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都足立区南花畑二丁目二〇番一一―二〇一号

株式会社シギハラ

代表清算人　鴫原　智美

解散公告

当社は、令和八年一月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目二八星野ビル五〇五号室

NOVAインテリジェン株式会社

代表清算人　リュウブンシ

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都世田谷区玉川田園調布一―一一―一四―一〇二

一般社団法人未来創誠

代表清算人　押兼　誠

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二F―C

Aquarius Engines株式会社

代表清算人　米田　尚司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

横浜市保土ケ谷区帷子町一丁目四二番地藤巻ビル四階

株式会社ダンススタジオ・ナリタ

代表清算人　成田　知哉

解散公告

当社は、令和八年一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

富山県高岡市伏木矢田上町七番六号

オート・ヴァンズ株式会社

代表清算人　山田　雅輝

解散公告

当組合は、令和八年一月二十七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

石川県珠洲市飯田町一丁目一番地九

協同組合珠洲スタンプ会

代表清算人　床坊　紘

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
福井市河合勝見町第四号二六番地
ニクロス株式会社
代表清算人　伊阪　憲雄

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
長野県長野市小島一三五番地
日本環境技術開発株式会社
代表清算人　渡辺　修

解散公告

当社は、令和八年一月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
岐阜県高山市朝日町西洞字若林一六二八番地一六六
高山開発合同会社
清算人　巴山　勝来
連絡先　名古屋市千種区丸山町二丁目三四番地

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
愛知県一宮市音羽三丁目六番一九号
有限会社マルユウ産業一宮
清算人　岩本　安孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
名古屋市中区栄四丁目六番一八号パールプラザビル
合同会社アダム
清算人　杉浦　元樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
三重県鈴鹿市寺家三丁目一八番地の一一
有限会社鼓ヶ浦デイサービス
清算人　出岡　滋樹

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪市淀川区三津屋中三丁目四番八号
日新精工株式会社
代表清算人　松川　哲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪府茨木市耳原二丁目六番三号
有限会社オーウッズ
清算人　音窪　秀行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪市生野区小路一丁目一三番一八号
後藤工作株式会社
代表清算人　後藤　昭義

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪府大阪市北区西天満五丁目一番一五号
株式会社ニホン・ミック
代表清算人　北島　聖子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪府高槻市神内二丁目二八番五号
有限会社ブランベック
清算人　坂井　順二

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪市北区梅田一丁目一番三―B三の二〇
株式会社アン・プロジェ
代表清算人　西尾　昌明

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪府門真市垣内町一五番七号
真生工業株式会社
代表清算人　小林　新一

解散公告

当社は、令和八年二月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪市北区南森町一丁目二番二五号
株式会社シンプルアンドニュー
代表清算人　益田　優

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
大阪府箕面市牧落三丁目二番八号
株式会社ソイルテック
代表清算人　孝橋　国敏

解散公告

当社は、令和八年一月二十四日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
岡山県和気郡和気町福富六一三番地一
有限会社みなと川
清算人　松笠　節夫

解散公告

当社は、令和八年一月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年二月十三日
高知市一宮西町三丁目三〇番二一号
合同会社ＴＳＣ27
清算人　植田　但

解散公告

当社は、令和八年一月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

北九州市八幡西区紅梅二丁目四番三三―二〇三号

合同会社ワークス

清算人　杉田　眞美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

福岡市城南区別府三丁目四番二八―四〇四号プランドール別府

合同会社シュシュ

清算人　野間　茂彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

長崎県長崎市江川町一七一番地二

合同会社リバイブ

代表清算人　中道　史也

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

大分県臼杵市大字海添二五〇九番地の四

有限会社佐藤組

清算人　佐藤　京子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

鹿児島県肝属郡肝付町新富四九九〇番地一

社会福祉法人恵心福祉会

代表清算人　畑中　貫之

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

沖縄県宜野湾市新城一丁目三二番五号三階

特定非営利活動法人沖縄上等プロジェクト

代表清算人　當山　洋子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

沖縄県那覇市上間一丁目二四番七号

有限会社東邦通信

清算人　長谷川正広

解散公告

当社は、臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

沖縄県那覇市寄宮三丁目一五番一〇号

ていーら・テラス二階　有限会社朝日通信

清算人　佐久川長将

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月二十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

福岡県北九州市八幡東区中央二丁目七番二三号

医療法人健歯会田中歯科医院

代表清算人　田中　正徳

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月三十一日存立時期の満了により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

新潟県上越市大字今池四九八番地

いまいけ農事組合法人

清算人　池田　義信

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月六日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

山梨県南都留郡忍野村忍草三四四八番地二

宗教法人蓮道会

清算人　弁護士　國澤雄次郎

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年十二月十九日大阪府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年二月十三日

大阪府豊中市新千里東町三丁目三番一二〇―一〇六号

新千里東町近隣センター地区市街地再開発組合

代表清算人　丹羽　通修

第18期決算公告　令和８年２月13日

埼玉県大里郡寄居町用土5920番地１

ペトロサポート株式会社

代表取締役　高松　克行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	84,047,083
	固定資産	10,000
	資産合計	**84,057,083**
負債及び純資産の部	流動負債	15,212,562
	株主資本	68,844,521
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	58,844,521
	その他利益剰余金	58,844,521
	（うち当期純利益）	(606,107)
	負債・純資産合計	**84,057,083**

第 53 期 決 算 公 告

令和８年２月13日　東京都北区浮間五丁目５番１号

中外製薬ビジネスソリューション株式会社

代表取締役　後藤　仁道

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,040,382	流動負債	545,320
固定資産	174,235	（賞与引当金）	(314,157)
		固定負債	15,302
		（退職給付引当金）	(15,302)
		株主資本	653,994
		資本金	66,000
		資本剰余金	25,000
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	562,994
		利益準備金	6,765
		その他利益剰余金	556,229
		（うち当期純利益）	(113,070)
資産合計	**1,214,617**	**負債・純資産合計**	**1,214,617**

第　１　期　決　算　公　告

令和８年２月13日　東京都千代田区大手町二丁目３番１号
大手町プレイスウエストタワー24階
株式会社JSS01
代表取締役　鈴島　宏治

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,310	流動負債	792
固定資産	1,646,384	固定負債	700,100
		負債合計	**700,892**
		株主資本	955,802
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,010,000
		資本準備金	510,000
		その他資本剰余金	500,000
		利益剰余金	△64,198
		その他利益剰余金	△64,198
		（うち当期純損失）	(64,198)
		純資産合計	**955,802**
資産合計	**1,656,694**	**負債・純資産合計**	**1,656,694**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年２月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社サンキコンストラクション　②愛知県知事(2)第23089号　③代表取締役　中根正樹　④愛知県岡崎市六名本町１番地３　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県岡崎市六名本町１番地３　有限会社サンキコンストラクション　代表取締役　中根正樹

①ハウスコム東海株式会社　②国土交通大臣(1)10227　③代表取締役　川崎正範　④愛知県名古屋市西区花の木三丁目15番11号　廃止した従たる事務所　愛知県名古屋市天白区塩釜口１－836　リトル名城　１階　⑤500万円　⑥中部地方整備局長　⑦愛知県名古屋市西区花の木三丁目15番11号　ハウスコム東海株式会社　代表取締役　川崎正範

①ＨＵＧエナジー株式会社　②大阪府知事(1)63964　③代表取締役　杉谷徹　④大阪府堺市西区鳳北町十丁１番　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市西区鳳北町十丁１番　ＨＵＧエナジー株式会社　代表取締役　杉谷徹

①王子住宅株式会社　②大阪府知事(2)23171　③代表取締役　戸坂善徳　④大阪府大阪市東住吉区東田辺二丁目13番13号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市東住吉区東田辺二丁目13番13号　王子住宅株式会社　代表取締役　戸坂善徳

（仮称）ＪＲＥ鏡野風力発電事業の廃止に関する公表

環境影響評価法第三十条第一項及び環境影響評価法施行規則第十七条第二項の規定に基づき、対象事業の廃止について左記のとおり公表する。

一、事業者の氏名及び住所

事業者の名称　ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名　代表取締役　小野田　泰

主たる事務所の所在地

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

二、対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）ＪＲＥ鏡野風力発電事業

風力発電事業

発電設備出力　最大九万二千四百キロワット

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業を実施しないこととしましたので、環境影響評価法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和八年二月十三日

ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社

代表取締役　小野田　泰

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

第56期決算公告　令和８年２月13日

千葉県市原市五井5945番地の１

陽品運輸倉庫株式会社

代表取締役　高松　克行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,199,264,752
	固定資産	2,277,379,921
	資産合計	**3,476,644,673**
負債及び純資産の部	流動負債	1,310,278,596
	固定負債	1,761,198,487
	株主資本	405,167,590
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	150,000,000
	資本準備金	150,000,000
	利益剰余金	205,167,590
	利益準備金	1,775,000
	その他利益剰余金	203,392,590
	（うち当期純損失）	(84,914,300)
	負債・純資産合計	**3,476,644,673**

第47期決算公告　令和８年２月13日

千葉県袖ケ浦市南袖65番地１

陽品運輸商事株式会社

代表取締役　高松　克行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	69,987,800
	固定資産	435,897
	資産合計	**70,423,697**
負債及び純資産の部	流動負債	6,811,335
	株主資本	63,612,362
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	53,612,362
	その他利益剰余金	53,612,362
	（うち当期純利益）	(2,432,757)
	負債・純資産合計	**70,423,697**

第65期決算公告　令和８年２月13日

千葉県市原市五井5945番地の１

野田エルピーガス物流株式会社

代表取締役　高松　克行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	59,024,738
	固定資産	2,498,321
	資産合計	**61,523,059**
負債及び純資産の部	流動負債	5,982,882
	株主資本	55,540,177
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	47,540,177
	その他利益剰余金	47,540,177
	（うち当期純利益）	(792,373)
	負債・純資産合計	**61,523,059**

第25期決算公告

令和７年12月19日

東京都渋谷区渋谷三丁目３番２号

株式会社ピラミッド

代表取締役　柏木　准一

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	363,446
	固定資産	41,888
	資産合計	**405,335**
負債及び純資産の部	流動負債	52,853
	固定負債	579
	株主資本	351,902
	資本金	66,300
	利益剰余金	285,602
	その他利益剰余金	285,602
	（うち当期純利益）	(2,951)
	負債・純資産合計	**405,335**

第3期決算公告　令和８年２月13日

東京都渋谷区道玄坂１丁目10－８

株式会社ＣｏｉｌＳｉｔｅ

代表取締役　細井　椋太

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	32,772,842
	固定資産	150,037
	繰延資産	102,333
	資産合計	**33,025,212**
負債及び純資産の部	流動負債	1,715,150
	固定負債	4,550,000
	株主資本	26,760,062
	資本金	27,250,944
	資本剰余金	26,750,939
	資本準備金	26,750,939
	利益剰余金	△27,241,821
	その他利益剰余金	△27,241,821
	（うち当期純損失）	(16,318,682)
	負債・純資産合計	**33,025,212**

第22期決算公告　令和８年２月13日

東京都豊島区西池袋五丁目26番19号

アップセルテクノロジィーズ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	770,554
	固定資産	2,734,723
	資産合計	**3,505,278**
負債及び純資産の部	流動負債	1,709,986
	固定負債	1,624,590
	株主資本	167,544
	資本金	50,000
	資本剰余金	205,953
	利益剰余金	22,588
	利益準備金	2,440
	その他利益剰余金	20,147
	（うち当期純損失）	(49,676)
	自己株式	△110,997
	新株予約権	3,157
	負債・純資産合計	**3,505,278**

第12期決算公告

令和８年２月13日
東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
株式会社ダーウィンホールディングス
代表取締役　高橋　良太

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	542,239
	固定資産	—
	資産合計	**542,239**
負債及び純資産の部	流動負債	7,705
	固定負債	—
	株主資本	534,534
	資本金	50,000
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	472,034
	その他利益剰余金	472,034
	（うち当期純損失）	(3,157)
	負債・純資産合計	**542,239**

第２期決算公告

令和８年２月13日
東京都新宿区西新宿四丁目15番３号
住友不動産西新宿ビル３号６階
スリーコール株式会社
代表取締役　須崎　和延

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	93,858
	固定資産	112,424
	資産合計	**206,283**
負債及び純資産の部	流動負債	76,842
	固定負債	17,274
	株主資本	112,166
	資本金	100
	資本剰余金	33,476
	その他資本剰余金	33,476
	利益剰余金	78,590
	その他利益剰余金	78,590
	（うち当期純利益）	(97,963)
	負債・純資産合計	**206,283**

第19期決算公告

令和８年２月13日
東京都千代田区神田三崎町三丁目８番５号
千代田ＪＥＢＬ５Ｆ
株式会社ダーウィンズ
代表取締役　後藤　豪

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	655,289
	固定資産	90,567
	資産合計	**745,856**
負債及び純資産の部	流動負債	173,973
	固定負債	41,552
	株主資本	530,331
	資本金	50,000
	資本剰余金	21,320
	その他資本剰余金	10,660
	利益剰余金	446,511
	その他利益剰余金	446,511
	（うち当期純利益）	(1,296)
	負債・純資産合計	**745,856**

第59期決算公告

令和８年２月13日
神奈川県平塚市長持508番地
株式会社しまむら
代表取締役　島村　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,470,158	流動負債	768,051
固定資産	1,874,794	固定負債	862,073
		株主資本	1,710,282
		資本金	30,000
		資本剰余金	108,000
		資本準備金	57,100
		その他資本剰余金	50,900
		利益剰余金	1,572,282
		利益準備金	7,350
		その他利益剰余金	1,564,932
		（うち当期純利益）	(28,721)
		評価・換算差額等	4,545
		有価証券評価差額金	4,545
資産合計	**3,344,952**	**負債・純資産合計**	**3,344,952**

第２期決算公告（過年度修正）

令和８年２月13日
東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
ダイヤムルソー株式会社
代表取締役　神谷　宗範

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	126,952	流動負債	1,442,710
固定資産	18,493,509	固定負債	17,175,832
		負債合計	**18,618,543**
		株主資本	1,918
		資本金	2,000
		利益剰余金	△ 81
		その他利益剰余金	△ 81
		（うち当期純損失）	(69)
		純資産合計	**1,918**
資産合計	**18,620,461**	**負債・純資産合計**	**18,620,461**

第82期決算公告

令和８年２月12日
新潟県上越市寺町３丁目10番17号
大島農機株式会社
代表取締役　大島　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年11月20日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,413	流動負債	1,471
固定資産	1,611	固定負債	1,477
有形固定資産	424	**負債合計**	**2,949**
無形固定資産	11	株主資本	1,076
投資その他の資産	1,177	資本金	100
		資本剰余金	68
		資本準備金	23
		その他資本剰余金	45
		利益剰余金	908
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	883
		（うち当期純利益）	(33)
		純資産合計	**1,076**
資産合計	**4,025**	**負債・純資産合計**	**4,025**

第９期決算公告

令和８年２月13日
横浜市鶴見区末広町一丁目１番43号
CoreTissue BioEngineering株式会社
代表取締役　城倉　洋二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	352,274	流動負債	130,095
固定資産	421,634	固定負債	965,897
繰延資産	2,200	（うち退職給付引当金）	(16,878)
		負債合計	**1,095,993**
		株主資本	△319,884
		資本金	184,997
		資本剰余金	184,997
		資本準備金	184,997
		利益剰余金	△689,878
		その他利益剰余金	△689,878
		（うち当期純損失）	(284,577)
		純資産合計	**△319,884**
資産合計	**776,109**	**負債・純資産合計**	**776,109**

第５期決算公告

令和８年２月13日
三重県多気郡多気町ヴィソン672番１ホテルヴィソン
ヴィソンホテルマネジメント株式会社
代表取締役　清水　学

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	354,297	流動負債	190,371
固定資産	13,587	賞与引当金	15,000
		固定負債	1,760
		株主資本	175,753
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	75,753
		その他利益剰余金	75,753
		（うち当期純利益）	(57,931)
資産合計	**367,884**	**負債・純資産合計**	**367,884**

第10期決算公告

令和８年２月13日
名古屋市千種区千種二丁目22番８号
名古屋医工連携インキュベータ
株式会社Ｐｈｏｔｏ　ｅｌｅｃｔｒｏｎ　Ｓｏｕｌ
代表取締役　鈴木　孝征

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	254,613	流動負債	28,206
固定資産	4,851	固定負債	650,000
		株主資本	△418,741
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,376,637
		資本準備金	1,235,818
		その他資本剰余金	1,140,818
		利益剰余金	△2,895,378
		その他利益剰余金	△2,895,378
		（うち当期純損失）	(407,876)
資産合計	**259,465**	**負債・純資産合計**	**259,465**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年２月13日　大阪市中央区南船場２－９－８
株式会社アプリズム
代表取締役　仙敷　久善

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	443,789	流動負債	289,130
固定資産	84,865	（うち賞与引当金）	(29,342)
		固定負債	190,042
		負債合計	**479,172**
		株主資本	49,482
		資本金	63,997
		資本剰余金	33,997
		資本準備金	33,997
		利益剰余金	△ 48,512
		その他利益剰余金	△ 48,512
		（うち当期純損失）	(25,555)
		純資産合計	**49,482**
資産合計	**528,655**	**負債・純資産合計**	**528,655**

第 7 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
三重県多気郡多気町ヴィソン672番１ホテルヴィソン
アクアイグニス多気ホテルアセット株式会社
代表取締役　清水　学

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	752,483	流動負債	170,655
固定資産	6,519,701	固定負債	1,511,833
		株主資本	5,589,696
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,780,000
		資本準備金	3,390,000
		その他資本剰余金	1,390,000
		利益剰余金	709,696
		その他利益剰余金	709,696
		（うち当期純利益）	(219,666)
資産合計	**7,272,184**	**負債・純資産合計**	**7,272,184**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年２月13日　大分県大分市原川二丁目３番４号
クリスタルシティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	74,427,768	流動負債	25,098,055
固定資産	776,265,929	固定負債	364,691,580
		株主資本	460,904,062
		資本金	10,000,000
		資本剰余金	377,745,320
		資本準備金	279,420,000
		その他資本剰余金	98,325,320
		利益剰余金	176,439,304
		利益準備金	8,328,000
		別途積立金	57,594,783
		繰越利益剰余金	110,516,521
		（うち当期純利益）	(22,347,177)
		自己株式	△103,280,562
資産合計	**850,693,697**	**負債・純資産合計**	**850,693,697**

第 50 期 決 算 公 告

令和８年２月13日　東京都港区元赤坂一丁目６番２号
山王リアルエステート株式会社
代表取締役　中谷　宗平

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	697	流動負債	866
固定資産	7,992	固定負債	5,599
有形固定資産	7,333	**負債合計**	**6,465**
投資その他の資産	658	株主資本	2,223
		資本金	400
		利益剰余金	2,194
		利益準備金	66
		その他利益剰余金	2,128
		（うち当期純利益）	(184)
		自己株式	△371
		純資産合計	**2,223**
資産合計	**8,689**	**負債・純資産合計**	**8,689**

第 11 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
ＭＥＮＴＡ株式会社
代表取締役　安川久美子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	103,521
	固定資産	1,459
	合計	**104,980**
負債及び純資産の部	流動負債	28,482
	株主資本	76,497
	資本金	31,975
	資本剰余金	29,975
	資本準備金	29,975
	利益剰余金	14,547
	その他利益剰余金	14,547
	（うち当期純利益）	(19,553)
	合計	**104,980**

第 33 期決算公告

令和８年２月13日
青森県八戸市内丸一丁目７番12号
株式会社東邦建装
代表取締役　松倉　祥大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	61,864,779
	固定資産	622,186,396
	有形固定資産	618,331,835
	無形固定資産	1,165,885
	投資その他の資産	2,688,676
	合計	**684,051,175**
負債及び純資産の部	流動負債	9,070,810
	固定負債	56,952,545
	株主資本	618,027,820
	資本金	10,500,000
	利益剰余金	607,527,820
	その他利益剰余金	607,527,820
	（うち当期純利益）	(△7,454,667)
	合計	**684,051,175**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年一月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年二月十三日
青森県八戸市内丸一丁目七番一二号
株式会社東邦建装
代表取締役　松倉　祥大

第 24 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
東京都渋谷区神宮前四丁目31番11号
株式会社ジェイ・キューブ
代表取締役　田中　肇

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	341,592
	固定資産	211,818
	合計	**553,410**
負債及び純資産の部	流動負債	56,006
	固定負債	128,107
	株主資本	369,297
	資本金	20,000
	利益剰余金	349,297
	その他利益剰余金	349,297
	（うち当期純損失）	(13,942)
	合計	**553,410**

第12期決算公告

令和８年２月13日
栃木県栃木市大宮町2496番地５
株式会社行廣国際アカデミー
代表取締役　行廣　智明

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	103,657
	固定資産	88,719
	資産合計	192,376
負債及び純資産の部	流動負債	43,648
	固定負債	108,956
	株主資本	39,772
	資本金	72,500
	利益剰余金	△32,727
	その他利益剰余金	△32,727
	（うち当期純利益）	(1,233)
	負債・純資産合計	192,376

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社とちの木日本語学院（住所栃木県栃木市大宮町二四九六番地五）に対して当社の日本語学校及び語学学校の経営事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和八年二月十日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
栃木県栃木市大宮町二四九六番地五
株式会社行廣国際アカデミー
代表取締役　行廣　智明

令和７年度決算公告

令和８年２月13日
東京都中央区日本橋本町二丁目２番５号
株式会社中外臨床研究センター
代表取締役社長　古田　裕一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	579,444
	固定資産	296,198
	資産合計	875,642
負債及び純資産の部	流動負債	466,706
	固定負債	546,439
	株主資本	△137,503
	資本金	50,000
	利益剰余金	△187,503
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△200,003
	（うち当期純利益）	(6,417)
	負債・純資産合計	875,642

第７期決算公告

令和８年２月13日
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西一丁目11番２号
ＩＴＯアセット株式会社
代表取締役　伊東　克郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	8,074,174
	固定資産	171,770,889
	合計	179,845,063
負債及び純資産の部	流動負債	14,499,405
	固定負債	147,931,759
	株主資本	17,413,899
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	16,413,899
	その他利益剰余金	16,413,899
	（うち当期純損失）	(189,434)
	合計	179,845,063

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日でありまして、両社の総社員の同意の取得及び株主総会の承認決議の了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
東京都港区浜松町二丁目二番一五号
（甲）代表社員　伊東　克郎
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西一丁目一番二号
（乙）ＩＴＯアセット株式会社
代表取締役　伊東　克郎

第14期決算公告

令和８年２月13日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー11階
ドーモ株式会社
代表取締役　ブレイク・リチャード・グリーンハージ

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	7,687,380,833
	固定資産	86,590,756
	資産合計	7,773,971,589
負債及び純資産の部	流動負債	7,436,455,936
	賞与引当金	30,679,255
	コミッション引当金	29,419,545
	株主資本	337,515,653
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	334,515,653
	その他利益剰余金	334,515,653
	（うち当期純利益）	(53,118,715)
	負債・純資産合計	7,773,971,589

第27期決算公告

令和８年２月13日
東京都港区浜松町一丁目６番15号
ニチモウバイオティックス株式会社
代表取締役　北谷　明大

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	399,785
	固定資産	48,568
	資産合計	448,353
負債及び純資産の部	流動負債	143,146
	賞与引当金	4,916
	固定負債	138,230
	株主資本	305,206
	資本金	150,000
	利益剰余金	155,206
	利益準備金	1,700
	その他利益剰余金	153,506
	（うち当期純利益）	(5,216)
	負債・純資産合計	448,353

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
東京都港区浜松町一丁目六番一五号
ニチモウバイオティックス株式会社
代表取締役　北谷　明大

第１期決算公告

令和８年２月13日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
キネトロールジャパン株式会社
代表取締役　ロジャー・クレイグ・カーペンター

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	100
	資産合計	100
負債及び純資産の部	流動負債	0
	株主資本	100
	資本金	100
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	100

第19期決算公告

令和８年２月13日
東京都江戸川区南葛西四丁目２番10号１階
ギアハウス株式会社
代表取締役　田中　重久

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	141,698
	固定資産	9,743
	合計	151,441
負債及び純資産の部	流動負債	74,777
	固定負債	14,763
	株主資本	61,901
	資本金	65,000
	利益剰余金	△3,099
	その他利益剰余金	△3,099
	（当期純利益）	(6)
	合計	151,441

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千七百万円減少することに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
東京都江戸川区南葛西四丁目二番一〇号一階　ギアハウス株式会社
代表取締役　田中　重久

第１期決算公告

令和８年２月13日
東京都中央区銀座七丁目16番21号
銀座木挽ビル３階
Ｆｒｏｎｔｉｅｒ＆Ｃｏ株式会社
代表取締役　高倉　喜仁

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	26,968
	固定資産	14,446
	資産合計	41,415
負債及び純資産の部	流動負債	19,852
	固定負債	30,000
	株主資本	△8,436
	資本金	2,000
	利益剰余金	△10,436
	その他利益剰余金	△10,436
	（うち当期純損失）	(10,436)
	負債・純資産合計	41,415

株式交換公告

当社（甲）は、株式会社トゥモローランド（乙、東京都港区南青山三丁目一八番九号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都渋谷区広尾二丁目一三番一五号

株式会社ＴＭＬホールディングス

代表取締役　佐々木啓之

第46期決算公告　令和８年２月13日

東京都港区南青山三丁目18番９号

株式会社トゥモローランド

代表取締役　佐々木啓之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	25,505
	固定資産	11,328
	繰延資産	13
	資産合計	36,847
負純資債及産のび部	流動負債	9,027
	（賞与引当金）	（268）
	固定負債	2,126
	株主資本	25,693
	資本金	27
	利益剰余金	25,666
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	25,659
	（うち当期純利益）	（1,989）
	負債・純資産合計	36,847

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億一千七百六万三百円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

愛知県一宮市せんい一丁目二番一九号

株式会社イチテックホールディングス

代表取締役　伊貝　久

第67期決算公告　令和８年２月13日

東京都文京区白山３丁目１番８号

株式会社ＩＮＡ新建築研究所

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,842,078
	固定資産	2,112,869
	合計	6,954,947
負純資債及産のび部	流動負債	1,076,510
	固定負債	797,875
	株主資本	5,080,561
	資本金	50,000
	資本剰余金	81,144
	（資本準備金）	（81,144）
	利益剰余金	4,952,595
	（利益準備金）	（12,500）
	（その他利益剰余金）	（4,940,095）
	（うち当期純利益）	（1,095,687）
	自己株式	△3,178
	合計	6,954,947

第25期決算公告

令和８年２月13日

東京都港区北青山二丁目５番８号

日本オラクルファイナンシング株式会社

代表取締役　アニール・ヴォラ

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,700
	固定資産	549
	資産合計	53,249
負純資債及産のび部	流動負債	20,360
	株主資本	32,889
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,889
	その他利益剰余金	22,889
	（うち当期純利益）	（1,317）
	負債・純資産合計	53,249

第１期決算公告

令和８年２月13日

愛知県一宮市せんい一丁目２番19号

株式会社イチテックホールディングス

代表取締役　伊貝　久

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	614
	固定資産	256,437
	合計	257,052
負純資債及産のび部	流動負債	155
	固定負債	256,787
	株主資本	109
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 890
	その他利益剰余金	△ 890
	（うち当期純損失）	（890）
	合計	257,052

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億一千七百六万三百円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

愛知県一宮市せんい一丁目二番一九号

株式会社イチテックホールディングス

代表取締役　伊貝　久

第55期決算公告　令和８年２月13日

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町216番地

株式会社中外医科学研究所

代表取締役社長　寺社下浩一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	550,785
	固定資産	193,166
	資産合計	743,951
負純資債及産のび部	流動負債	486,112
	固定負債	98,688
	株主資本	159,150
	資本金	100,000
	資本剰余金	10,970
	資本準備金	10,970
	利益剰余金	48,180
	利益準備金	14,029
	その他利益剰余金	34,150
	（うち当期純利益）	（33,261）
	負債・純資産合計	743,951

第20期決算公告

令和８年２月13日

大阪市浪速区大国一丁目２番21号

株式会社ＴＲＩＮＩＴＹ

代表取締役　大島　慎司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	104,130
	固定資産	14,021
	資産合計	118,151
負純資債及産のび部	流動負債	433
	固定負債	121,074
	株主資本	△3,356
	資本金	50,000
	利益剰余金	△53,356
	その他利益剰余金	△53,356
	（うち当期純損失）	（960）
	負債・純資産合計	118,151

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

大阪市浪速区大国一丁目二番二一号

株式会社ＴＲＩＮＩＴＹ

代表取締役　大島　慎司

第37期決算公告

令和８年２月13日

愛知県北名古屋市久地野牧野45番地

ミドリ安全小牧株式会社

代表取締役　井上　創

貸借対照表の要旨

（令和７年10月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	305,813
	固定資産	4,758
	合計	310,571
負純資債及産のび部	流動負債	250,988
	株主資本	59,583
	資本金	10,000
	利益剰余金	49,583
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	47,083
	（うち当期純利益）	（47,044）
	合計	310,571

決算公告　令和８年２月13日

神戸市中央区浪花町56ＫｉＰ内

ａｔ　ＦＯＲＥＳＴ株式会社

代表取締役　小池　友紀

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	83,143
	固定資産	10,721
	資産合計	93,864
負純資債及産のび部	流動負債	6,323
	固定負債	61,641
	株主資本	△11,099
	資本金	7,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	△22,099
	その他利益剰余金	△22,099
	（うち当期純損失）	（4,849）
	新株予約権	37,000
	負債・純資産合計	93,864

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百九十二万三千五百四円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

神戸市中央区浪花町五六ＫｉＰ内

ａｔ　ＦＯＲＥＳＴ株式会社

代表取締役　小池　友紀

第 18 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

兵庫県三田市中町17番４号

Ｔｒｙ　ａｎｄ　Ｓｅｅ株式会社

代表取締役　奥田　芳万

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,741
	資産合計	35,741
負純資産の債及び部	流動負債	13,343
	株主資本	22,398
	資本金	26,000
	利益剰余金	△3,601
	その他利益剰余金	△3,601
	（うち当期純利益）	(507)
	負債・純資産合計	35,741

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十三日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

兵庫県三田市中町一七番四号

（甲）Ｔｒｙ　ａｎｄ　Ｓｅｅ株式会社

代表取締役　奥田　芳万

兵庫県西宮市山口町阪神流通センター三丁目一―三

（乙）有限会社三田交通

取締役　奥田　芳万

第 35 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

大阪市淀川区塚本三丁目14番10号

株式会社ジーニアス

代表取締役　田中　博生

貸借対照表の要旨

（令和７年12月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	88,892
	固定資産	6,330
	合計	95,223
負純資産の債及び部	流動負債	24,198
	株主資本	71,024
	資本金	21,000
	利益剰余金	50,024
	その他利益剰余金	50,024
	（うち当期純利益）	(12,215)
	合計	95,223

第 11 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

大阪市福島区福島五丁目４番21号

梅田オートガス株式会社

代表取締役　北嶋　太郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	164,626
	固定資産	7,538
	合計	172,165
負純資産の債及び部	流動負債	113,407
	（うち賞与引当金）	(1,339)
	固定負債	5,000
	株主資本	53,757
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,757
	その他利益剰余金	43,757
	（うち当期純利益）	(13,694)
	合計	172,165

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　令和七年四月十七日

掲載頁　八十八頁（号外第八十七号）

（乙）

令和八年二月十三日

兵庫県伊丹市中央五丁目五番一〇号

（甲）伊丹産業株式会社

代表取締役　北嶋　太郎

大阪市福島区福島五丁目四番二一号

（乙）梅田オートガス株式会社

代表取締役　北嶋　太郎

第 47 期決算公告　令和８年２月13日

和歌山県和歌山市小雑賀三丁目８番７号

株式会社興和冠婚葬祭互育会

代表取締役　山縣　幸恵

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	927,031
	固定資産	950,112
	資産合計	1,877,143
負純資産の債及び部	流動負債	74,809
	固定負債	600,953
	株主資本	1,201,381
	資本金	20,000
	資本剰余金	524,585
	資本準備金	524,585
	利益剰余金	656,796
	その他利益剰余金	656,796
	（うち当期純損失）	(27,885)
	負債・純資産合計	1,877,143

第 17 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

徳島県阿南市橘町幸田114番地１

株式会社ジョブコム

代表取締役　久米　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	10,000
	固定資産	0
	合計	10,000
負純資産の債及び部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	10,000
	資本金	10,000
	利益剰余金	0
	その他利益剰余金	0
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	10,000

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

徳島県阿南市橘町幸田一一四番地一

株式会社ジョブコム

代表取締役　久米　隆史

第 71 期決算公告　令和８年２月13日

香川県さぬき市大川町富田西3024番地

大川タクシー株式会社

代表取締役　佐藤　佳文

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	95,081,139
	固定資産	79,397,525
	繰延資産	25,996
	合計	174,504,660
負純資産の債及び部	流動負債	18,271,655
	固定負債	884,500
	株主資本	155,348,505
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	145,348,505
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	142,848,505
	（うち当期純損失）	(3,571,942)
	合計	174,504,660

第 4 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

福岡県大野城市下大利三丁目２番20号

ＡＩ教習所株式会社

代表取締役　江上　喜朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	63,461
	固定資産	72,429
	合計	135,891
負純資産の債及び部	流動負債	27,422
	株主資本	108,468
	資本金	95,000
	資本剰余金	160,000
	資本準備金	160,000
	利益剰余金	△146,531
	その他利益剰余金	△146,531
	（うち当期純損失）	(77,354)
	合計	135,891

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少し九千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

福岡県大野城市下大利三丁目二番二〇号

ＡＩ教習所株式会社

代表取締役　江上　喜朗

第 58 期決算公告　令和８年２月13日

香川県さぬき市津田町津田919番地２

株式会社おおかわ交通

代表取締役　佐藤　邦明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	35,252,569
	固定資産	16,994,168
	合計	52,246,737
負純資産の債及び部	流動負債	1,120,273
	固定負債	—
	株主資本	51,126,464
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	41,126,464
	利益準備金	270,000
	その他利益剰余金	40,856,464
	（うち当期純損失）	(1,654,952)
	合計	52,246,737

第１期決算公告

令和８年２月13日
福岡市博多区東光寺町二丁目１番26号
株式会社DelightZ holdings
代表取締役　黒田　裕也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	固定資産	251,918,204
	資産合計	251,918,204
負債及び純資産の部	流動負債	70,350
	株主資本	251,847,854
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	246,918,204
	その他資本剰余金	246,918,204
	利益剰余金	△70,350
	その他利益剰余金	△70,350
	（うち当期純損失）	(70,350)
	負債・純資産合計	251,918,204

第33期決算公告

令和８年２月13日
仙台市青葉区上杉四丁目４番１号
早坂ホールディングス株式会社
（旧商号　有限会社はなぶさ）
代表取締役　早坂　武

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	49,762
	固定資産	276,775
	合計	326,537
負債及び純資産の部	流動負債	38,682
	固定負債	233,259
	株主資本	54,595
	資本金	3,000
	利益剰余金	51,595
	その他利益剰余金	51,595
	（うち当期純利益）	(5,673)
	合計	326,537

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年一月三十日を効力発生日とする株式交換によって増加した資本準備金の額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
仙台市青葉区上杉四丁目四番一号
早坂ホールディングス株式会社
（旧商号　有限会社はなぶさ）
代表取締役　早坂　武

第11期決算公告

令和８年２月13日
東京都千代田区外神田一丁目９番６号松ノ木ビル４階
Ｇａｔｅｂｏｘ株式会社
代表取締役　武地　実

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,419	流動負債	39,318
固定資産	36,553	固定負債	38,011
		株主資本	△72,356
		資本金	30,000
		資本剰余金	689,694
		資本準備金	355,860
		その他資本剰余金	333,833
		利益剰余金	△792,050
		その他利益剰余金	△792,050
		（うち当期純利益）	(2,246,974)
		新株予約権	61,000
資産合計	65,972	負債・純資産合計	65,972

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千九百八十一万五千九百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
東京都千代田区外神田一丁目九番六号
松ノ木ビル四階
Ｇａｔｅｂｏｘ株式会社
代表取締役　武地　実

決算公告

令和８年２月13日
東京都中央区銀座七丁目２番６号銀座アステルビル
ＭｅｄｉＳｃａｎ株式会社
代表取締役　吉野高一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		362,957	流動負債		91,789
固定資産		157,736	固定負債		65,088
繰延資産		150	退職給付引当金		84
			株主資本		363,966
			資本金		421,850
			新株式申込証拠金		9,500
			資本剰余金		351,850
			資本準備金		351,850
			利益剰余金		△419,234
			その他利益剰余金		△419,234
			（うち当期純損失）		(171,705)
資産合計		520,843	負債・純資産合計		520,843

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千三百八十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
東京都中央区銀座七丁目二番六号銀座アステルビル
ＭｅｄｉＳｃａｎ株式会社
代表取締役　吉野高一郎

決算公告

令和８年２月13日
東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
住友不動産虎ノ門タワー16階グロース虎ノ門Ｒｏｏｍ６
株式会社Ｌｉｇｈｔ
代表取締役　金　靖征

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	246,075	流動負債	213,796
固定資産	1,369	固定負債	600,000
		株主資本	△566,352
		資本金	20,425
		資本剰余金	909,989
		資本準備金	809,989
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	△1,496,767
		その他利益剰余金	△1,496,767
		（うち当期純損失）	(888,834)
資産合計	247,444	負債・純資産合計	247,444

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千七百八十七万一千八百円、資本準備金の額を八億二千七百四十三万五千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
東京都港区虎ノ門二丁目二番一号住友不動産虎ノ門タワー一六階グロース虎ノ門Ｒｏｏｍ六　株式会社Ｌｉｇｈｔ
代表取締役　金　靖征

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の電気工事事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)確定した最終事業年度はありません。

(乙)左記のとおりです。

令和八年二月十三日

福岡県飯塚市上三緒一番地二三

(甲)株式会社福田エネテック

代表取締役　蛭川　貴弘

福岡県飯塚市上三緒一番地二三

(乙)株式会社福田電気商会

代表取締役　福田　茂幸

令和８年２月13日

福岡県飯塚市上三緒１番地23

株式会社福田電気商会

代表取締役　福田　茂幸

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,495
	固定資産	31,137
	資産合計	73,632
負純資産の債及び部	流動負債	52,662
	固定負債	81,216
	株主資本	△60,246
	資本金	30,000
	利益剰余金	△90,246
	その他利益剰余金	△90,246
	（うち当期純利益）	(3,327)
	負債・純資産合計	73,632

第10期決算公告　令和８年２月13日

鹿児島市山之口町７番10号

株式会社ケイオー

代表取締役　野村　　公

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	541,637
	固定資産	217,208
	合計	758,845
負純資産の債及び部	流動負債	13,299
	（賞与引当金）	(2,316)
	株主資本	745,545
	資本金	10,000
	資本剰余金	728,537
	その他資本剰余金	728,537
	利益剰余金	7,008
	その他利益剰余金	7,008
	（うち当期純利益）	(6,034)
	合計	758,845

合併公告

左記会社は合併により甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)左記のとおりです。

(乙)計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

兵庫県姫路市飾磨区妻鹿七九一番地の一〇

(甲)株式会社ストック

代表取締役　濵中隆之介

兵庫県姫路市飾磨区妻鹿七九一番地の一〇

(乙)有限会社緑開発

取締役　濵中　重信

第７期決算公告　令和８年２月13日

兵庫県姫路市飾磨区妻鹿791番地の10

株式会社ストック

代表取締役　濵中隆之介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	145,527
	固定資産	275,721
	合計	421,248
負純資産の債及び部	流動負債	80,086
	固定負債	132,549
	株主資本	208,613
	資本金	1,500
	資本剰余金	△58
	資本準備金	△58
	利益剰余金	207,171
	その他利益剰余金	207,171
	（うち当期純利益）	(149,160)
	合計	421,248

第45期決算公告

令和８年２月13日

福井県越前市北府二丁目１番５号

信武磁工株式会社

代表取締役社長　永宮　圭二

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	466,766
	固定資産	296,220
	資産合計	762,986
負純資産の債及び部	流動負債	260,818
	株主資本	502,168
	資本金	13,000
	利益剰余金	489,168
	その他利益剰余金	489,168
	（うち当期純利益）	(28,720)
	負債・純資産合計	762,986

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都豊島区巣鴨二丁目一一番一号―三階

代表取締役　株式会社ハクビ

代表取締役　柳生　哲郎

第55期決算公告　令和８年２月13日

東京都豊島区巣鴨二丁目11番１号―３階

株式会社ハクビ

代表取締役　柳生　哲郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	643,144
	固定資産	202,936
	合計	846,080
負純資産の債及び部	流動負債	499,293
	株主資本	346,787
	資本金	100,000
	資本剰余金	330,538
	資本準備金	330,538
	利益剰余金	△11,436
	その他利益剰余金	△11,436
	（うち当期純損失）	(149,686)
	自己株式	△72,313
	合計	846,080

第58期決算公告　令和８年２月13日

大阪市中央区南船場二丁目４番８号

株式会社キョウドウ

代表取締役　中村　康三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	443,606
	固定資産	442,994
	繰延資産	608
	合計	887,209
負純資産の債及び部	流動負債	25,934
	固定負債	15,379
	株主資本	845,896
	資本金	20,000
	利益剰余金	825,896
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	820,896
	（うち当期純損失）	(36,444)
	合計	887,209

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十六日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都足立区江北二丁目三五番七号

(甲)株式会社アレン

代表取締役　柏崎　孝夫

東京都足立区江北二丁目三五番七号

(乙)アレンアーツ株式会社

代表取締役　柏崎　孝夫

第７期決算公告　令和８年２月13日

東京都足立区江北二丁目35番７号

アレンアーツ株式会社

代表取締役　柏崎　孝夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,615
	固定資産	49,722
	繰延資産	245
	資産合計	57,582
負純資産の債及び部	流動負債	47,402
	固定負債	47,290
	株主資本	△37,110
	資本金	5,000
	利益剰余金	△42,110
	その他利益剰余金	△42,110
	（うち当期純損失）	(5,818)
	負債・純資産合計	57,582

第76期決算公告　令和８年２月13日

東京都足立区江北二丁目35番７号

株式会社アレン

代表取締役　柏崎　孝夫

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	318,763
	固定資産	96,159
	資産合計	414,922
負純資産の債及び部	流動負債	175,941
	固定負債	156,338
	株主資本	82,643
	資本金	10,000
	利益剰余金	230,685
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	228,185
	（うち当期純利益）	(542)
	自己株式	△158,042
	負債・純資産合計	414,922

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都北区王子一丁目一二番四号ＴＩＣ王子ビル

（甲）東京ポリマー株式会社

代表取締役　笠原　康夫

埼玉県比企郡嵐山町花見台一〇番地四

（乙）英泉ケミカル株式会社

代表取締役　廣谷　慎次

第25期決算公告

令和８年２月13日

埼玉県比企郡嵐山町花見台10番地４

英泉ケミカル株式会社

代表取締役　廣谷　慎次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	59,431,784
	固定資産	55,921,057
	合計	115,352,841
負純資債及産のび部	流動負債	17,555,103
	賞与引当金	3,400,000
	固定負債	810,370
	株主資本	96,987,368
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	66,987,368
	利益準備金	1,310,000
	その他利益剰余金	65,677,368
	（うち当期純利益）	(6,458,457)
	合計	115,352,841

第56期決算公告　令和８年２月13日

東京都北区王子一丁目12番４号

ＴＩＣ王子ビル

東京ポリマー株式会社

代表取締役　笠原　康夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	53,048,428
	固定資産	109,149,465
	合計	162,197,893
負純資債及産のび部	流動負債	17,857,437
	賞与引当金	3,270,000
	固定負債	42,003,453
	退職給与引当金	11,401,950
	株主資本	102,337,003
	資本金	50,700,000
	利益剰余金	51,637,003
	その他利益剰余金	51,637,003
	（うち当期純利益）	(5,206,501)
	合計	162,197,893

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都港区新橋四丁目二一番三号

（甲）日本ジョイントソリューションズ株式会社

代表取締役　杉山　敏美

山口県山口市中園町七番四〇号

（乙）株式会社リバース

代表取締役　山口　美香

第22期決算公告　令和８年２月13日

東京都港区新橋四丁目21番３号

日本ジョイントソリューションズ株式会社

代表取締役　杉山　敏美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	155,679,387
	固定資産	52,021,334
	資産合計	207,700,721
負純資債及産のび部	流動負債	45,010,101
	株主資本	162,690,620
	資本金	20,000,000
	資本剰余金	14,865,386
	その他資本剰余金	14,865,386
	利益剰余金	127,825,234
	その他利益剰余金	127,825,234
	（うち当期純利益）	(12,222,345)
	負債・純資産合計	207,700,721

第23期決算公告　令和８年２月13日

山口県山口市中園町７番40号

株式会社リバース

代表取締役　山口　美香

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	61,610,793
	固定資産	12,263,249
	資産合計	73,874,042
負純資債及産のび部	流動負債	15,839,513
	株主資本	58,034,529
	資本金	4,000,000
	利益剰余金	54,034,529
	その他利益剰余金	54,034,529
	（うち当期純利益）	(5,368,644)
	負債・純資産合計	73,874,042

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都港区六本木三丁目八番一五号

（甲）株式会社セリーネ

代表取締役　藤田　雅憲

東京都港区六本木三丁目一二番二号

（乙）株式会社月雪花

代表取締役　藤田　雅憲

第45期決算公告

令和８年２月13日

東京都港区六本木三丁目８番15号

株式会社セリーネ

代表取締役　藤田　雅憲

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,072
	固定資産	46,323
	資産合計	199,395
負純資債及産のび部	流動負債	65,390
	固定負債	33,500
	株主資本	100,505
	資本金	10,000
	利益剰余金	90,505
	利益準備金	1,750
	その他利益剰余金	88,755
	（うち当期純利益）	(49,375)
	負債・純資産合計	199,395

第38期決算公告

令和８年２月13日

東京都港区六本木三丁目12番２号

株式会社月雪花

代表取締役　藤田　雅憲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,025
	固定資産	58,792
	資産合計	115,818
負純資債及産のび部	流動負債	29,979
	固定負債	119,850
	株主資本	△34,011
	資本金	10,000
	利益剰余金	△44,011
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	△44,911
	（うち当期純損失）	(20,010)
	負債・純資産合計	115,818

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都品川区上大崎三丁目五番三号万代目黒ビル６Ｆ

（甲）株式会社東京エンターテインメントアソシエイション

代表取締役　關根　清隆

東京都品川区上大崎三丁目五番三号万代目黒ビル６Ｆ

（乙）株式会社ＨａｓｈＴａｇ

代表取締役　平井　兼人

第５期決算公告　令和８年２月13日

東京都品川区上大崎三丁目５番３号

万代目黒ビル６Ｆ

株式会社東京エンターテインメントアソシエイション

代表取締役　關根　清隆

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	43,878
	固定資産	24,494
	資産合計	68,373
負純資債及産のび部	流動負債	13,718
	株主資本	54,655
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,000
	資本準備金	4,000
	利益剰余金	40,655
	その他利益剰余金	40,655
	（うち当期純利益）	(15,921)
	負債・純資産合計	68,373

第６期決算公告

令和８年２月13日

東京都品川区上大崎三丁目５番３号

万代目黒ビル６Ｆ

株式会社ＨａｓｈＴａｇ

代表取締役　平井　兼人

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,284
	固定資産	1,829
	資産合計	19,113
負純資債及産のび部	流動負債	4,274
	固定負債	4,322
	株主資本	10,517
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,517
	その他利益剰余金	7,517
	（うち当期純利益）	(1,708)
	負債・純資産合計	19,113

第 24 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

富山県富山市荒川一丁目１番25号

株式会社ニッポンジーンマテリアル

代表取締役　米田　篤史

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	124,038
	固定資産	32,657
	合計	156,695
負債及び純資産の部	流動負債	12,512
	固定負債	73,347
	株主資本	70,834
	資本金	95,000
	利益剰余金	△24,165
	その他利益剰余金	△24,165
	（うち当期純損失）	（19,330）
	合計	156,695

第 44 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

東京都千代田区神田錦町一丁目５番地
金剛錦町ビル

株式会社ニッポンジーン

代表取締役　米田　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,442,804
	固定資産	453,983
	合計	1,909,695
負債及び純資産の部	流動負債	504,836
	固定負債	512,856
	株主資本	892,002
	資本金	10,000
	資本剰余金	79,237
	利益剰余金	637,108
	その他利益剰余金	637,108
	（うち当期純利益）	（90,785）
	合計	1,909,695

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都千代田区神田錦町一丁目五番地
金剛錦町ビル
（甲）株式会社ニッポンジーン
代表取締役　米田　篤史

富山県富山市荒川一丁目一番二五号
（乙）株式会社ニッポンジーンマテリアル
代表取締役　米田　篤史

第 25 期決算公告

令和８年２月13日

神奈川県横浜市中区山下町２番地

株式会社メイショクアソシエイツ

代表取締役　田宮　和夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	151,634
	固定資産	124,094
	繰延資産	43,184
	資産合計	318,913
負債及び純資産の部	流動負債	391,862
	固定負債	66,196
	株主資本	△139,146
	資本金	57,000
	資本剰余金	35,000
	資本準備金	35,000
	利益剰余金	△231,146
	その他利益剰余金	△231,146
	（うち当期純損失）	（30,299）
	負債・純資産合計	318,913

第 48 期決算公告

令和８年２月13日

神奈川県高座郡寒川町田端2048番地

株式会社セーフティロジ湘南

代表取締役　田宮　和夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	324,027
	固定資産	292,845
	資産合計	616,872
負債及び純資産の部	流動負債	138,758
	固定負債	327,295
	株主資本	150,819
	資本金	17,000
	資本剰余金	963
	その他資本剰余金	963
	利益剰余金	132,855
	利益準備金	3,970
	その他利益剰余金	128,885
	（うち当期純損失）	（11,250）
	負債・純資産合計	616,872

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

神奈川県高座郡寒川町田端二〇四八番地
（甲）株式会社セーフティロジ湘南
代表取締役　田宮　和夫

神奈川県横浜市中区山下町二番地
（乙）株式会社メイショクアソシエイツ
代表取締役　田宮　和夫

第 61 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

名古屋市中区丸の内一丁目13番２号

メーエン株式会社

代表取締役　青木　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	363,380
	固定資産	248,603
	合計	611,983
負債及び純資産の部	流動負債	175,635
	固定負債	390,181
	株主資本	46,167
	資本金	30,000
	利益剰余金	16,167
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	14,917
	（うち当期純利益）	（6,240）
	合計	611,983

第 87 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

名古屋市中区丸の内一丁目14番31号

名エン株式会社

代表取締役　青木　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,926,731
	固定資産	849,255
	合計	2,775,986
負債及び純資産の部	流動負債	1,536,107
	固定負債	676,874
	株主資本	563,005
	資本金	45,000
	利益剰余金	518,005
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	506,755
	（うち当期純利益）	（53,209）
	合計	2,775,986

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

名古屋市中区丸の内一丁目一四番三一号
（甲）名エン株式会社
代表取締役　青木　秀樹

名古屋市中区丸の内一丁目一三番二号
（乙）メーエン株式会社
代表取締役　青木　秀樹

第 14 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

大阪市平野区瓜破五丁目１番14号

株式会社坂本建材

代表取締役　坂本左知子

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,273,250
	固定資産	46,718,141
	合計	55,991,391
負債及び純資産の部	流動負債	12,325,642
	固定負債	45,359,287
	株主資本	△ 1,693,538
	資本金	2,000,000
	利益剰余金	△ 3,693,538
	その他利益剰余金	△ 3,693,538
	（うち当期純損失）	（1,044,714）
	合計	55,991,391

第 38 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

大阪市平野区瓜破南二丁目１番２号

株式会社坂本生コン

代表取締役　坂本左知子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	169,648,137
	固定資産	96,410,122
	合計	266,058,259
負債及び純資産の部	流動負債	30,405,773
	固定負債	107,412,506
	株主資本	128,239,980
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	118,239,980
	利益準備金	10,000,000
	その他利益剰余金	108,239,980
	（うち当期純損失）	（20,496,197）
	合計	266,058,259

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

大阪市平野区瓜破南二丁目一番二号
（甲）株式会社坂本生コン
代表取締役　坂本左知子

大阪市平野区瓜破五丁目一番一四号
（乙）株式会社坂本建材
代表取締役　坂本左知子

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務の一部を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

令和八年二月十三日

兵庫県尼崎市尾浜町一丁目一三番二二号

（甲）ワイエスマネジメントインスティテュート株式会社

代表取締役　角田　祐介

兵庫県尼崎市尾浜町一丁目一三番二二号

（乙）ワイエスフィルタージャパン株式会社

代表取締役　角田　祐介

第23期決算公告

令和８年２月13日

兵庫県尼崎市尾浜町１丁目13番22号

ワイエスフィルタージャパン株式会社

代表取締役　角田　祐介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	242,032
	固定資産	294,912
	合計	536,945
負債及び純資産の部	流動負債	42,597
	固定負債	245,730
	株主資本	248,618
	資本金	10,000
	利益剰余金	238,618
	利益準備金	50
	その他利益剰余金	238,568
	（うち当期純利益）	(33,530)
	合計	536,945

第２期決算公告

令和８年２月13日

兵庫県尼崎市尾浜町１丁目13番22号

ワイエスマネジメントインスティテュート株式会社

代表取締役　角田　祐介

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	52
	固定資産	189,546
	合計	189,598
負債及び純資産の部	流動負債	182
	株主資本	189,416
	資本金	5,000
	資本剰余金	184,546
	その他資本剰余金	184,546
	利益剰余金	△129
	その他利益剰余金	△129
	（うち当期純損失）	(129)
	合計	189,598

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

鹿児島市七ツ島一丁目四番一六号

（甲）株式会社鹿児島電気サービス

代表取締役　河合　認

鹿児島市七ツ島一丁目四番地一六

（乙）株式会社ＭＤＫ

代表取締役　河合　認

第１期決算公告

令和８年２月13日

鹿児島市七ツ島一丁目４番地16

株式会社ＭＤＫ

代表取締役　河合　認

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,125
	固定資産	647,950
	合計	658,075
負債及び純資産の部	流動負債	20,356
	固定負債	650,000
	株主資本	△12,281
	資本金	1
	利益剰余金	△12,281
	その他利益剰余金	△12,281
	（うち当期純損失）	(12,281)
	合計	658,075

第43期決算公告

令和８年２月13日

鹿児島市七ツ島一丁目４番16号

株式会社鹿児島電気サービス

代表取締役　河合　認

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	769,819
	固定資産	774,970
	合計	1,544,789
負債及び純資産の部	流動負債	199,825
	固定負債	278,418
	株主資本	1,066,545
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,056,545
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,054,045
	（うち当期純利益）	(182,091)
	合計	1,544,789

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

鹿児島市七ツ島一丁目四番一六号

（甲）株式会社鹿児島電気サービス

代表取締役　河合　認

鹿児島市七ツ島一丁目四番地一六

（乙）株式会社ＭＤＫ

代表取締役　河合　認

2024年度決算公告

令和８年２月13日

東京都江東区森下三丁目12番５号

ＦＪホールディングス株式会社

代表取締役　額賀　泰尾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,733
	固定資産	9,840
	合計	17,751
負債及び純資産の部	流動負債	130
	固定負債	29,218
	株主資本	△11,597
	資本金	1,000
	資本剰余金	6,416
	資本準備金	6,416
	利益剰余金	△19,014
	その他利益剰余金	△19,014
	（うち当期純利益）	(483)
	合計	17,751

第29期決算公告

令和８年２月13日

東京都江東区森下三丁目12番５号

ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　額賀　泰尾

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	490,143
	固定資産	118,885
	合計	609,028
負債及び純資産の部	流動負債	80,997
	株主資本	528,030
	資本金	81,250
	利益剰余金	522,980
	その他利益剰余金	522,980
	（うち当期純利益）	(74,439)
	自己株式	△76,200
	合計	609,028

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都江東区森下三丁目一二番五号

（甲）ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　額賀　泰尾

東京都江東区森下三丁目一二番五号

（乙）ＦＪホールディングス株式会社

代表取締役　額賀　泰尾

第６期決算公告

令和８年２月13日

滋賀県湖南市下田842―１

佐野重量金属株式会社

代表取締役　木村　啓孝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,575
	固定資産	1,100
	合計	49,675
負債及び純資産の部	流動負債	11,767
	固定負債	25,054
	株主資本	12,854
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,854
	その他利益剰余金	2,854
	（うち当期純損失）	(10,215)
	合計	49,675

第９期決算公告

令和８年２月13日

滋賀県東近江市南須田町900―１

神田重量金属株式会社

代表取締役　木村　啓孝

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	95,304
	固定資産	120,111
	合計	215,416
負債及び純資産の部	流動負債	58,235
	固定負債	75,621
	株主資本	81,558
	資本金	25,000
	利益剰余金	56,558
	その他利益剰余金	56,558
	（うち当期純損失）	(4,115)
	合計	215,416

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年三月二十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

滋賀県東近江市南須田町九〇〇―一

（甲）神田重量金属株式会社

代表取締役　木村　啓孝

滋賀県湖南市下田八四二―一

（乙）佐野重量金属株式会社

代表取締役　木村　啓孝

第 18 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

福岡市博多区博多駅前三丁目26番29号
九勧博多ビル

株式会社Ｏｐｅｎ
代表取締役　池邊　康造

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	104,757,940	流動負債	19,204,309
固定資産	16,374,362	固定負債	79,487,200
		株主資本	22,440,793
		資本金	7,000,000
		利益剰余金	15,440,793
		その他利益剰余金	15,440,793
		（うち当期純利益）	(2,989,967)
合計	121,132,302	合計	121,132,302

第 26 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

福岡市博多区博多駅前三丁目26番29号
九勧博多ビル

キャリアパス株式会社
代表取締役　池邊　康造

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	126,874,926	流動負債	47,794,488
固定資産	13,288,663	固定負債	58,716,000
		株主資本	33,653,101
		資本金	35,200,000
		利益剰余金	△1,546,899
		その他利益剰余金	△1,546,899
		（うち当期純損失）	(5,350,034)
合計	140,163,589	合計	140,163,589

第 13 期決算公告

令和８年２月13日
大阪市中央区安土町二丁目３番13号
大阪国際ビルディング31階
クラウドアセットマネジメント株式会社
代表取締役　池田　雅之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,519
	固定資産	0
	合計	7,519
負債及び純資産の部	流動負債	151,483
	固定負債	0
	株主資本	△143,964
	資本金	3,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	△146,964
	その他利益剰余金	△146,964
	（うち当期純損失）	(58,730)
	合計	7,519

第 14 期決算公告

令和８年２月13日
大阪府堺市堺区中之町東一丁２番23号
株式会社銀雅
代表取締役　沈　秀燮

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	171,968
	固定資産	517,259
	合計	689,227
負債及び純資産の部	流動負債	139,812
	固定負債	216,632
	株主資本	332,783
	資本金	9,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	323,783
	その他利益剰余金	323,783
	（うち当期純利益）	(39,221)
	合計	689,227

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であります。両社の株主総会の承認決議は令和八年二月十一日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
大阪府堺市堺区中之町東一丁二番二三号
（甲）株式会社銀雅
代表取締役　沈　秀燮
大阪市中央区安土町二丁目三番一三号
大阪国際ビルディング三一階
（乙）クラウドアセットマネジメント株式会社
代表取締役　池田　雅之

第 2 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
大阪市中央区備後町三丁目３番３号
株式会社Ｍｉ　Ｆｌｅｕｒ
代表取締役　松永　泰成

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	137,552
	固定資産	461,824
	合計	599,376
負債及び純資産の部	流動負債	525,733
	株主資本	73,643
	資本金	2,000
	利益剰余金	71,643
	その他利益剰余金	71,643
	（うち当期純利益）	(65,800)
	合計	599,376

第 15 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
大阪市中央区備後町三丁目３番３号
株式会社Ｓ＆Ｔ　ＨＤ
代表取締役　松永　泰成

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,586,481
	固定資産	6,543,761
	合計	8,130,243
負債及び純資産の部	流動負債	2,269,623
	固定負債	4,582,629
	株主資本	1,277,990
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,267,990
	繰越利益剰余金	1,267,990
	（うち当期純利益）	(76,147)
	合計	8,130,243

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
大阪市中央区備後町三丁目三番三号
（甲）株式会社Ｓ＆Ｔ　ＨＤ
代表取締役　松永　泰成
大阪市中央区備後町三丁目三番三号
（乙）株式会社Ｍｉ　Ｆｌｅｕｒ
代表取締役　松永　泰成

第 33 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
兵庫県姫路市広畑区蒲田一丁目７番地
窪商物流株式会社
代表取締役　窪　　重男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	123,817
	固定資産	157,488
	合計	281,305
負債及び純資産の部	流動負債	16,491
	固定負債	26,572
	株主資本	238,241
	資本金	10,000
	利益剰余金	228,241
	繰越利益剰余金	228,241
	（うち当期純利益）	(21,583)
	合計	281,305

第 40 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
兵庫県姫路市広畑区蒲田一丁目７番地
窪商運株式会社
代表取締役　窪　　重男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	473,239
	固定資産	646,635
	合計	1,119,874
負債及び純資産の部	流動負債	135,997
	賞与引当金	1,000
	固定負債	293,821
	株主資本	690,056
	資本金	15,000
	利益剰余金	675,056
	繰越利益剰余金	675,056
	（うち当期純利益）	(73,105)
	合計	1,119,874

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日
兵庫県姫路市広畑区蒲田一丁目七番地
（甲）窪商運株式会社
代表取締役　窪　　重男
兵庫県姫路市広畑区蒲田一丁目七番地
（乙）窪商物流株式会社
代表取締役　窪　　重男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号
N&EBLD. 六階 BIP株式会社
代表取締役　手塚　里美

第18期決算公告

令和８年２月13日
東京都中央区銀座一丁目12番４号
N&EBLD. ６階
ＢＩＰ株式会社
代表取締役　手塚　里美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	19,279
	固定資産	4,375
	繰延資産	2,998
	資産合計	26,653
負純資産の債及び部	流動負債	4,815
	固定負債	8,382
	株主資本	13,456
	資本金	32,000
	利益剰余金	△18,543
	その他利益剰余金	△18,543
	（うち当期純損失）	(5,960)
	負債・純資産合計	26,653

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千六百七十五万円、資本準備金の額を九千七百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

京都市左京区静市市原町一〇〇一番地
三四
オルバイオ株式会社
代表取締役　山口　栄一

第７期決算公告

令和８年２月13日
京都市左京区静市市原町1001番地34
オルバイオ株式会社
代表取締役　山口　栄一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	57,408
	固定資産	37,981
	合計	95,389
負純資産の債及び部	流動負債	20,969
	固定負債	0
	株主資本	74,420
	資本金	64,250
	資本剰余金	288,380
	資本準備金	54,750
	その他資本剰余金	233,630
	利益剰余金	△278,209
	その他利益剰余金	△278,209
	（うち当期純損失）	(101,828)
	合計	95,389

第10期決算公告

令和８年２月13日
神戸市中央区港島中町四丁目１番１
株式会社トータルブレインケア
代表取締役　河越　眞介

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,925
	固定資産	198,068
	合計	254,994
負純資産の債及び部	流動負債	96,995
	固定負債	173,337
	株主資本	△15,338
	資本金	60,000
	資本剰余金	146,485
	資本準備金	146,485
	利益剰余金	△221,823
	その他利益剰余金	△221,823
	（うち当期純損失）	(79,761)
	合計	254,994

第44期決算公告

令和８年２月13日
岡山県玉野市八浜町波知18番地５
株式会社三矢鉄工所
代表取締役　柏谷　忠

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	98,499
	固定資産	39,333
	合計	137,833
負純資産の債及び部	流動負債	33,230
	固定負債	86,894
	株主資本	17,707
	資本金	30,000
	利益剰余金	△12,292
	その他利益剰余金	△12,292
	（うち当期純利益）	(8,906)
	合計	137,833

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月二十八日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙）下記のとおりです。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月十三日

群馬県太田市新島町九六三番地
（甲）群馬燃料株式会社
代表取締役　板橋　信一

群馬県太田市新島町九六三番地
（乙）東毛ガス株式会社
代表取締役　大塩　孝

群馬県太田市新島町九六三番地
（丙）強戸燃料有限会社
代表取締役　大塩　孝

第67期決算公告

令和８年２月13日
群馬県太田市新島町963番地
群馬燃料株式会社
代表取締役　板橋　信一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	722,713,119
	固定資産	999,081,582
	合計	1,721,794,701
負純資産の債及び部	流動負債	450,973,008
	固定負債	600,000,000
	株主資本	670,821,693
	資本金	60,000,000
	利益剰余金	610,821,693
	利益準備金	18,200,000
	その他利益剰余金	592,621,693
	（うち当期純利益）	(13,255,658)
	合計	1,721,794,701

第40期決算公告

令和８年２月13日
群馬県太田市新島町963番地
東毛ガス株式会社
代表取締役　大塩　孝

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,580,158
	固定資産	58,230,245
	合計	64,810,403
負純資産の債及び部	流動負債	9,281,623
	固定負債	37,260,048
	株主資本	18,268,732
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	8,268,732
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	8,268,732
	（うち当期純利益）	(1,074,624)
	合計	64,810,403

第９期決算公告

令和８年２月13日
福岡市中央区大名二丁目６―50
株式会社マクロジ
代表取締役　上田　隆太

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	326,925
	固定資産	72,601
	合計	399,526
負純資産の債及び部	流動負債	224,381
	賞与引当金	10,689
	固定負債	166,425
	株主資本	8,720
	資本金	3,000
	利益剰余金	5,720
	その他利益剰余金	5,720
	（うち当期純損失）	(44,081)
	合計	399,526

第15期決算公告

令和８年２月13日
大分県大分市原川二丁目３番４号
大分シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	35,019,799
	固定資産	184,581,450
	資産合計	219,601,249
負純資産の債及び部	流動負債	26,714,795
	固定負債	357,730,000
	株主資本	△164,843,546
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△169,843,546
	繰越利益剰余金	△169,843,546
	（うち当期純利益）	(20,576,488)
	負債・純資産合計	219,601,249

第 43 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

東京都立川市錦町六丁目23番18号

ヒューマンヤード株式会社

代表取締役　渡辺　晴志

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,140,538
	固定資産	679,662
	有形固定資産	375,854
	無形固定資産	11,800
	投資その他等	292,007
	資産合計	1,820,201
負債及び純資産の部	流動負債	1,216,946
	固定負債	421,228
	株主資本	182,027
	資本金	33,000
	利益剰余金	149,027
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	141,527
	（うち当期純利益）	(92,048)
	負債・純資産合計	1,820,201

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十三日

東京都立川市錦町六丁目二三番一八号
（甲）ヒューマンヤード株式会社
代表取締役　渡辺　晴志

東京都八王子市横川町九九一番地六
（乙）株式会社林庭園設計事務所
代表取締役　近田　哲也

第 42 期決算公告

令和８年２月13日
東京都八王子市横川町991番地６
株式会社林庭園設計事務所
代表取締役　近田　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	42,112
	固定資産	17,531
	有形固定資産	16,613
	無形固定資産	604
	投資その他等	313
	資産合計	59,643
負債及び純資産の部	流動負債	13,462
	固定負債	33,030
	株主資本	13,151
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,151
	その他利益剰余金	10,151
	（うち当期純利益）	(1,397)
	負債・純資産合計	59,643

第 14 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
大分県大分市田中町三丁目10番３号
南大分シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	24,801,440
	固定資産	120,096,344
	資産合計	144,897,784
負債及び純資産の部	流動負債	15,126,750
	固定負債	172,744,199
	株主資本	△42,973,165
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△47,973,165
	繰越利益剰余金	△47,973,165
	（うち当期純利益）	(5,844,816)
	負債・純資産合計	144,897,784

第 44 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
大分県佐伯市駅前二丁目５番３号
佐伯シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	32,233,463
	固定資産	79,879,610
	資産合計	112,113,073
負債及び純資産の部	流動負債	8,190,145
	固定負債	136,201,642
	株主資本	△32,278,714
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△42,278,714
	繰越利益剰余金	△42,278,714
	（うち当期純損失）	(1,656,039)
	負債・純資産合計	112,113,073

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

甲は会社法第七九六条第二項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年二月十三日

川崎市高津区末長三丁目三番一七号
（甲）株式会社ゼネラル
代表取締役　増田　幸司

川崎市高津区末長三丁目三番一七号
（乙）株式会社ゼネラルフィールドセールス
代表取締役　島津　大地

川崎市高津区末長三丁目三番一七号
（丙）株式会社ゼネラル設備
代表取締役　押田　成善

第 31 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
大分県国東市武蔵町古市1123番地１
株式会社エアポートシティタクシー
代表取締役　**漢**　二美

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	25,243,864
	固定資産	36,298,065
	資産合計	61,541,929
負債及び純資産の部	流動負債	7,428,632
	固定負債	152,027,149
	株主資本	△97,913,852
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	△147,913,852
	繰越利益剰余金	△147,913,852
	（うち当期純損失）	(4,237,559)
	負債・純資産合計	61,541,929

第 56 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
川崎市高津区末長三丁目３番17号
株式会社ゼネラル設備
代表取締役　押田　成善

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	544,126
	固定資産	2,939
	合計	547,065
負債及び純資産の部	流動負債	424,129
	賞与引当金	3,124
	株主資本	122,936
	資本金	10,000
	利益剰余金	112,936
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	110,436
	（うち当期純利益）	(69,300)
	合計	547,065

第 27 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
川崎市高津区末長三丁目３番17号
株式会社ゼネラルフィールドセールス
代表取締役　島津　大地

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	92,946
	固定資産	33,185
	合計	126,132
負債及び純資産の部	流動負債	81,447
	賞与引当金	5,043
	固定負債	862
	株主資本	43,822
	資本金	30,000
	利益剰余金	13,822
	利益準備金	4,140
	その他利益剰余金	9,682
	（うち当期純損失）	(7,198)
	合計	126,132

第 47 期 決 算 公 告

令和８年２月13日
大分県中津市大字下池永60番地１
中津シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢**　二美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	14,185,540
	固定資産	53,793,532
	資産合計	67,979,072
負債及び純資産の部	流動負債	9,070,012
	固定負債	123,227,032
	株主資本	△64,317,972
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△74,317,972
	利益準備金	579,000
	別途積立金	700,000
	繰越利益剰余金	△75,596,972
	（うち当期純損失）	(5,874,441)
	負債・純資産合計	67,979,072

第 75 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

神奈川県横浜市中区山下町２番地

株式会社メイショクホールディングス

代表取締役　千葉　高志

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,336,648	流動負債	601,209
固定資産	483,685	固定負債	1,028,844
繰延資産	6,042	株主資本	196,322
		資本金	97,500
		資本剰余金	113,562
		資本準備金	113,562
		利益剰余金	△3,830
		利益準備金	1,978
		その他利益剰余金	△5,808
		（うち当期純損失）	（15,700）
		自己株式	△10,909
資産合計	**1,826,376**	**負債・純資産合計**	**1,826,376**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十三日

神奈川県横浜市中区山下町二番地

（甲）株式会社メイショクホールディングス

代表取締役　千葉　高志

神奈川県横浜市中区山下町二番地

（乙）株式会社メイショク

代表取締役　田宮　和夫

神奈川県横浜市中区山下町二番地

（丙）株式会社浪漫館

代表取締役　田宮　和夫

第 16 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

神奈川県横浜市中区山下町２番地

株式会社メイショク

代表取締役　田宮　和夫

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	116,666	流動負債	248,601
固定資産	126,074	固定負債	30,306
繰延資産	5,341	株主資本	△30,826
		資本金	50,000
		資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	△120,826
		その他利益剰余金	△120,826
		（うち当期純損失）	（5,122）
資産合計	**248,082**	**負債・純資産合計**	**248,082**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

神奈川県横浜市中区山下町２番地

株式会社浪漫館

代表取締役　田宮　和夫

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,651
	固定資産	16,088
	資産合計	**18,740**
負債及び純資産の部	流動負債	35,026
	固定負債	17,849
	株主資本	△34,134
	資本金	1,000
	利益剰余金	△35,134
	その他利益剰余金	△35,134
	（うち当期純損失）	（11,593）
	負債・純資産合計	**18,740**

第 51 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

京都市下京区木津屋橋通大宮東入上之町444番地

ジェイエムイー株式会社

代表取締役　塚腰　智之

貸借対照表の要旨

（令和７年３月20日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	343,694
	固定資産	8,428
	資産合計	**352,123**
負債及び純資産の部	流動負債	164,741
	（賞与引当金）	（2,850）
	固定負債	100,018
	（退職給付引当金）	（11,700）
	株主資本	87,364
	資本金	12,000
	資本剰余金	18
	その他資本剰余金	18
	利益剰余金	154,830
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	151,830
	（うち当期純利益）	（19,461）
	自己株式	△79,484
	負債・純資産合計	**352,123**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年三月十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年二月十三日

京都市下京区木津屋橋通大宮東入上之町四四四番地

（甲）国栄通商株式会社

代表取締役　塚腰　智之

京都市下京区木津屋橋通大宮東入上之町四四四番地

（乙）ジェイエムイー株式会社

代表取締役　塚腰　智之

第 50 期 決 算 公 告

令和８年２月13日

京都市下京区木津屋橋通大宮東入上之町444番地

国栄通商株式会社

代表取締役　塚腰　智之

貸借対照表の要旨　（令和７年３月20日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		106,077	流動負債	26,049
固定資産		8,797	固定負債	50,044
			株主資本	38,781
			資本金	10,000
			資本剰余金	711
			資本準備金	711
			利益剰余金	28,069
			利益準備金	1,110
			その他利益剰余金	26,959
			（うち当期純利益）	（2,227）
資産合計		**114,874**	**負債・純資産合計**	**114,874**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年二月十三日

熊本市中央区上京塚町二番二〇号
株式会社ＳＳＩランド
代表取締役　**原野　利一**

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,817
	固定資産	24,605
	合計	**41,422**
負純資産の債及び部	流動負債	9,177
	固定負債	120
	株主資本	32,125
	資本金	20,000
	利益剰余金	12,125
	その他利益剰余金	12,125
	（うち当期純損失）	(408)
	合計	**41,422**

第18期決算公告

令和８年２月13日

大分県日田市淡窓一丁目２番８号
日田シティタクシー株式会社
代表取締役　**漢　　二美**

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	13,344,389
	固定資産	78,263,680
	資産合計	**91,608,069**
負純資産の債及び部	流動負債	7,770,559
	固定負債	158,936,825
	株主資本	△75,099,315
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△85,099,315
	繰越利益剰余金	△85,099,315
	（うち当期純損失）	(13,498,972)
	負債・純資産合計	**91,608,069**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙・丙・丁）
下記のとおりです。

（戊）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月十三日

大阪市天王寺区上汐三―二―一七
（甲）あい・メディカルＳｍｉｌｅ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

大阪市天王寺区上汐三丁目二番一七号
（乙）あい・メディカルＪｏｙ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

大阪市天王寺区上汐三丁目二番一七号
（丙）あい・メディカルＨｅａｌｔｈ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

東京都渋谷区笹塚二丁目一九番三号
（丁）あい・メディカルＨｏｐｅ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

大阪市天王寺区上汐三―二―一七
（戊）あい・メディカルＣａｒｅ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

第24期決算公告

令和８年２月13日

大分県大分市原川二丁目３番４号
株式会社シティタクシーホールディングス
代表取締役　**漢　　二美**

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	29,684,697
	固定資産	1,300,717,195
	資産合計	**1,330,401,892**
負純資産の債及び部	流動負債	379,523,500
	固定負債	912,372,086
	株主資本	38,506,306
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	18,506,306
	繰越利益剰余金	18,506,306
	（うち当期純利益）	(15,509,863)
	負債・純資産合計	**1,330,401,892**

第５期決算公告

令和８年２月13日
大阪市天王寺区上汐三丁目２番17号
あい・メディカルＪｏｙ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	170,072
	固定資産	7,200
	資産合計	**177,272**
負純資産の債及び部	流動負債	32,969
	固定負債	111,571
	負債合計	**144,541**
	株主資本	32,730
	資本金	10,000
	利益剰余金	22,730
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	20,230
	（うち当期純利益）	(16,894)
	純資産合計	**32,730**
	負債・純資産合計	**177,272**

第20期決算公告

令和８年２月13日
大阪市天王寺区上汐３―２―17
あい・メディカルＳｍｉｌｅ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	192,490
	固定資産	11,580
	資産合計	**204,070**
負純資産の債及び部	流動負債	49,260
	固定負債	92,455
	負債合計	**141,715**
	株主資本	62,354
	資本金	10,000
	利益剰余金	52,354
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	49,854
	（うち当期純利益）	(25,160)
	純資産合計	**62,354**
	負債・純資産合計	**204,070**

決算公告

令和８年２月13日
群馬県安中市松井田町坂本1417番地
株式会社ヴィレッジ東軽井沢ゴルフクラブ
代表取締役　川治　利夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,195
	固定資産	17,333
	資産合計	**48,528**
負純資産の債及び部	流動負債	43,743
	固定負債	26,536
	（退職給付引当金）	(13,056)
	株主資本	△21,751
	資本金	53,000
	資本剰余金	43,000
	資本準備金	43,000
	利益剰余金	△117,751
	その他利益剰余金	△117,751
	（うち当期純損失）	(114,062)
	負債・純資産合計	**48,528**

第３期決算公告

令和８年２月13日
東京都渋谷区笹塚二丁目19番３号
あい・メディカルＨｏｐｅ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	87,904
	固定資産	605
	資産合計	**88,509**
負純資産の債及び部	流動負債	32,807
	固定負債	17,255
	負債合計	**50,063**
	株主資本	38,445
	資本金	5,000
	利益剰余金	33,445
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	32,195
	（うち当期純利益）	(46,518)
	純資産合計	**38,445**
	負債・純資産合計	**88,509**

第５期決算公告

令和８年２月13日
大阪市天王寺区上汐三丁目２番17号
あい・メディカルＨｅａｌｔｈ株式会社
代表取締役　伊藤　勇二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	140,446
	固定資産	7,250
	資産合計	**147,696**
負純資産の債及び部	流動負債	34,402
	固定負債	76,404
	負債合計	**110,806**
	株主資本	36,889
	資本金	10,000
	利益剰余金	26,889
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	24,389
	（うち当期純利益）	(17,284)
	純資産合計	**36,889**
	負債・純資産合計	**147,696**

第２期決算公告

令和８年２月13日
千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目７
株式会社かねたや
代表取締役　四谷　正明

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	32
	固定資産	887
	繰延資産	4
	資産合計	**925**
負純資産の債及び部	流動負債	281
	固定負債	668
	株主資本	△24
	資本金	1
	利益剰余金	△25
	その他利益剰余金	△25
	（うち当期純損失）	(10)
	負債・純資産合計	**925**